一般社団法人日本統計学会

公的統計に関する臨時委員会 報告書

第二部

公的統計の改善に向けた本委員会の見解と提言

2019年6月8日

まえがき

厚生労働省が作成する毎月勤労統計における統計法の手続きを逸脱した行為を契機として、公的統計に対して批判や不信感が高まった。これは日本の公的統計制度を揺るがす事態であり、専門的立場から、日本統計学会では急遽、「公的統計に関する臨時委員会」を設置した。

本委員会においては、今回の一連の統計不正問題に限定することなく、公的統計全般と 統計行政のあり方を含めて幅広く検討した。検討は、統計の利活用に関わる専門家、各府 省の統計調査の設計に携わった専門家、統計審議会の元委員、総務省統計局および統計基 準部の元職員などから、情報を収集し、議論する形で行われた。

本報告書第二部は、このような検討を踏まえて、委員の意見を「公的統計の改善に向けた見解と提言」として取りまとめたものである。報告書第二部は先鋭的な見解や提言を収録しており、本委員会の責任において、日本統計学会に対して報告するとともに、公的統計に関わる機関に宛てて発信することを想定している。

なお、本委員会の報告書第一部「毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解」は、公的統計に関心を持つ市民、報道関係者、政治家等に対して正確な情報を提供すること、および学会関係者に研究の材料を提供することを目的として、第1章から第3章までの本文と資料から構成されている。第一部の内容は、本報告書第二部を理解するための前提となるものである。

本委員会の報告書第一部は、2019年6月5日に日本統計学会赤平会長と西郷理事長に提出し、その内容を日本統計学会社員総会において報告した。なお、内容の詳細、評価、提言についての責任は本委員会が負うものである。

報告書第二部は2019年6月8日に赤平会長と西郷理事長に提出したが、同日の午後に開催された日本統計学会社員総会においては、概要を紹介するにとどめた。そのため、報告書第二部に記述した内容については、すべての責任を本委員会のみが負う点で、第一部と性格が異なっている。

2019年6月8日

日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会 委員:

美添 泰人 (委員長)、舟岡 史雄 (副委員長)、竹村 彰通、椿 広計、山本 渉 オブザーバー:

竹内 啓、櫨 浩一、門間 一夫

本報告書の要約

第1章 統計不正の背景を探る

毎月勤労統計と賃金構造基本統計における統計法に違反した行為の背景として、法令遵守の精神が希薄な組織風土が醸成されていたことを指摘できる。労働行政の運営のために必要な統計情報について、法に則った承認手続きを避ける方式によって調査を度重ねてきたことを是正する仕組みが検討されるべきである。組織体制の整備は当然のこととして、喫緊の行政課題に応えるために必要な統計情報を適時・簡便に入手しうるように、現行統計法を改正し、基幹統計調査と一般統計調査の他に、独立行政法人等の行政と密接な関係にある組織が行う統計調査に対して、かつての届出統計調査のように、簡易で短期間の審査で実施できる統計調査を設定することが適当である。

第2章 適切な統計作成プロセスの監査

プロセス保証の考え方は、統計委員会が指摘した通り、公的統計の質保証の上で最も重要である。内部品質保証および外部品質保証の有効な仕組みの確立が必要と考え、監査に関する英国およびフランスの事例を調査した。

毎月勤労統計調査で起きた不正は、何らかの第3者評価制度が必要なことを強く示唆している。一方で、外部監査によって、公的統計調査プロセスの適合性を評価することには限界がある。、第3者認証機関に基づく公的統計作成プロセスに対する第3者監査の実施を定常的に行うことが必要である。

第3章 必要な統計が作成されているか

戦後に構築が始まった日本の統計は、1960 年頃までにその体系がほぼ完成した。その後は、経済活動の変化に対応して新たな統計が必要となるにもかかわらず、整備が十分とは言えないことは、経済活動の7割を超えるサービス業分野において端的に現れている。分散型統計機構の下では、府省間で統計資源の再配分は行われることがなく、総合調整機能が働かないため、有用性が低下した統計を廃止・統合して、新たな需要に対応する統計を作成することは困難である。さらに、近年では、専門性の欠如も目立つようになってきた。

日本において、分散型統計機構の弊害を除去しうる統計組織の構築を真剣に検討すべき 時期である。その際、第4章で記述している、フランスの制度および英国の組織改革の動き が参考になる。また、専門性の確保については、米国とフランスの状況が参考になる。

現行の法制度と組織が時代に対応していない日本の状況について、欧米各国に学んで改革を進めることが喫緊の課題である。

第4章 必要な統計を作成するための組織を考える

英国では、1980年代のサッチャー改革の下で、政府統計の精度が著しく悪化し、信頼性

回復のために統計改革を行い続けた。数次にわたる統計機構の改革によって、司令塔機能が確立し、統計の質の改善が図られた。司令塔機能の強化の過程は、分散型統計機構の弊害を防ぐうえで、日本においても参考とすべき貴重な事例である。

米国では、政府職員に占める統計専門家、経済専門家など、いくつかの職種の専門家の数は日本よりはるかに多く、また専門性のレベルが著しく違う。データ社会に突入した現在、日本でも専門家の数と専門性の水準を大幅に引き上げる努力が必要である。

フランスの統計システムの根幹には国立統計経済研究所(INSEE)があり、INSEE を介して、統計の質の改善、統計体系の整備、調整機能の強化、専門性の向上が図られている。分散型の統計機構の下で、人的・物的な統計資源を共有する工夫がなされているフランスの事例は、日本のこれからの統計制度を検討する上で大きな参考になる。

第5章 行政記録情報の活用

行政記録情報等の活用によって、統計の正確性向上、統計作成費用の軽減、報告者負担の軽減、公表の早期化が期待できる。1995年の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」に沿った検討の結果は、2000年の「行政記録の活用方策に関する検討結果報告書」にまとめられている。報告者負担の軽減については、住民基本台帳、社会保険庁保有データベースなどが有効に活用されるようになった一方で、税務記録については、納税目的以外では使用できないとされた。

その後、2007年に改正された統計法によって、行政記録の統計作成への活用を推進するための法的な仕組みが整備され、事業所に関する一部の行政記録情報が事業所母集団情報の整備に利用されるようになった。その一方で、さまざまな統計における税務データの活用や、住宅・土地に関する統計における固定資産課税台帳の活用などが課題として残されている。

行政記録情報の活用を促進するためには、いくつかの解決すべき課題があるが、海外では、 効果的な活用が実現されている例が少なくない。日本でも、効率的な利用方法について検討 を促進すべきである。

第6章 統計専門職人材の育成

証拠に基づく政策立案 (EBPM) の重要な基盤として公的統計が位置付けられているなかで、これまで削減が続いてきた統計職員について必要な増員を図ることは、最優先の課題である。本委員会では、さらに、統計職員に要求される質の問題に関して、各国が実施している公的統計専門職に対する教育について情報を収集した。

フランスでは国家統計局は上級幹部職員を養成する研修所を設立し、公的統計作成分析機関である INSEE が引き継いだ。現在では、INSEE 内の養成所は国立統計経済教育大学 (ENSEA) に改組されている。ENSEA は、統計、経済、OR の専門職を育成するための組織 (専門職大学院)であり、年平均で約90人が修了している。

米国政府は大学院修了者を統計専門職として雇用し、経済専門職などとともに職務遂行に充てている。米国センサス局における専門職には、情報技術専門家、数理統計家などがあり、必要とされる能力が列挙されている。

これに対して、日本には、統計専門職育成に特化した体系的な高等教育の実施組織は、滋賀大学と総合研究大学院大学しか存在しない。現時点では米国のように大学院が数理・統計・経済などの専門職を産官に供給する状況ではないため、政府の統計部局職員については、フランスが行っているような統計、OR、情報、経済、金融などの基幹的分野の教育を総合職(経済、数理科学、工学、物理学)に対して、専門研修機関で行う必要がある。この研修機関として、当面は総務省統計研究研修所を活用することが適切である。

提言

本委員会においては、できるかぎり客観的な証拠に基づいて検討することを心がけた。以下 の提言は、単なる意見ではなく、裏付けとなる根拠に基づくものである。

提言1 統計機構の改革と必要な統計の作成

政府は、分散型統計機構の弊害を除去し、経済・社会の変化に対応した統計の需要に応じる とともに、さらに信頼性の高い統計作成を可能とするために、諸外国の統計制度を参考にし て、強い権限を持つ司令塔の設置および統計組織の再編成等を通して、統計に関わる総合調 整機能を強化すること。

提言2 統計作成業務に関わる人材と予算の規模

政府は、統計的分析の技術を活用して、より正確な公的統計を効率的かつ適時・適切に作成するために、企画・設計、調査、集計、分析などの技術を活用して統計作成に関わる十分な数の人材を確保するとともに、適切な予算を編成すること。

提言3 簡易な審査による統計調査の導入

政府は、政府関連機関が実施する統計法適用対象外の統計調査によって、品質の低い統計が 作成され、同時に国民の調査負担が増大することを避けるために、基幹統計調査と一般統計 調査の他に、旧統計法における届出統計調査のように簡易かつ短期間の審査で実施可能な 統計調査の仕組を導入すること。

提言 4 統計作成への行政情報の活用

政府は、効率的な統計作成を可能とするために、統計作成に資する行政情報、特に税務データおよび固定資産課税台帳の利活用を促進すること。

提言5 公的統計作成プロセスの透明性確保

政府は、公的統計調査の信頼性回復のため、国際的に認められた適合性評価制度に基づいて 認証された機関による、公的統計作成プロセスに対する第3者監査を定常的に行い、この監 査に公的統計専門家を参画させること。

提言6 統計専門職の系統的育成

総務省は、政府・自治体の統計行政において専門的な知識が必要とされることを踏まえて、 統計を含む行政技術専門職養成プログラムを、総務省統計研究研修所に設置すること。

目次

第1章	統計不正の背景を探る	1
第2章	適切な統計作成プロセスの監査	6
2.1	毎月勤労統計調査等の統計作成プロセスとそのガバナンスに関わる課題の把握.	6
2.2	本委員会の調査活動と考察	6
2.3	第 3 者監査の実施	7
第3章	必要な統計が作成されているか	9
3.1	日本の統計体系と統計の新設	9
3.2	必要な統計が作成されていない背景	14
第4章	必要な統計を作成するための組織を考える	18
4.1	英国の経験	18
4.2	米国の専門性	19
4.3	フランスの総合調整機能	21
第5章	行政記録情報の活用	24
第6章	統計専門職人材の育成	27
6.1	統計専門職の量と質	27
6.2	フランス:政府主導の幹部統計専門職育成	27
6.3	米国:大学院専門職修士修了者の登用	28
6.4	日本の状況	28
6.5	考察と提言	28
参考文	献	30

第二部資料編目次

資料編目次

資料 1 厚生労働省の委員会における議論(記録の URL 情報)	1
資料 1-1 「毎月勤労統計調査の改善に関する検討会」	1
資料 1-2 「毎月勤労統計の共通事業所の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討:	会」3
資料 2 オブザーバーおよび協力者の報告要旨	5
資料 2-1 「データ学のすすめ」	5
資料 2-2 「毎月勤労統計不正問題とその背景」	7
資料 2-3 「利用者の視点から見た公的統計(メモ)」	12
資料 2-4 「利用者視点から見た政府統計の問題点」	15
資料 2-5 「統計不正問題と調査現場」	17
資料 3 「フランスの統計制度」	19
資料 3-1 「フランスにおける統計調査の密査」	19
資料 3-2 「フランスの国家統計情報審議会(CNIS)」(日本語訳 會田雅人)	32
資料 3-3 「フランスにおける公的統計監視委員会」	41
資料 3-4 「フランスにおける公的統計の 3 つの組織」	45
資料 4 「アメリカの連邦公務員の Statistician、Economist の定義」	52
資料 5 「もぐり調査」のリスト	55
資料 6 公的統計に関する臨時委員会開催記録(第一部資料編を再掲)	65

第一部 毎月勤労統計調査の不正をめぐる事案に関する見解

第一部本文目次

目次

第	1章	毎月勤労統計調査の不正をめぐる事実の整理	1
	1.1	毎月勤労統計調査の不正発覚に至る経緯と公開情報の整理	1
	1.2	毎月勤労統計調査の不正発覚以降の政府統計の一斉点検について	2
	1.3	毎月勤労統計を中心としたマスメディアの報道	3
第	2 章	公的統計をめぐる不適切処理問題に関する評価	6
	2.1	統計法に定める手続きにおける毎月勤労統計と賃金構造基本統計に関する不正	6
	2.2	毎月勤労統計の調査手法に対する理論的な評価	8
	2.3	毎月勤労統計の公表	. 11
	2.4	国・地方公共団体・調査員・民間の委託先における統計調査の不正	.12
第	3章	公的統計の整備に関する本委員会としての見解と提言	.14
	3.1	統計調査における適切な統計的手法の適用について	.14
	3.2	統計調査技術の向上に向けて	.14
	3.3	公的統計の作成手順を遵守する仕組み	.15
	3.4	公的統計の公表と報道のありかた	.15

第一部資料編目次

目次

資料 1 開催記録1
第1回 公的統計に関する臨時委員会1
第2回 公的統計に関する臨時委員会1
第3回 公的統計に関する臨時委員会2
第 4 回 公的統計に関する臨時委員会3
第 5 回 公的統計に関する臨時委員会3
第 6 回 公的統計に関する臨時委員会4
第7回 公的統計に関する臨時委員会5
資料 2 参考資料 URL
毎月勤労統計調査等関係資料(2019 年以降)の URL6
毎月勤労統計変更の検討の経緯10
厚生労働省経由で追加された資料12
資料 3 統計委員会関連情報の一覧13
資料 4 統計の不正が起きた理山と罪の深さ〜毎月勤労統計の問題を考える(WEBRONZA 掲
載の舟岡委員の論文)22
資料 5 公的統計の品質の確保に向けて(美添泰人、舟岡史雄、日本統計学会春季集会)31
資料 6「世帯調査または事業所・企業調査における標本の交代について」(美添泰人、日本
統計学会春季集会)34

第1章 統計不正の背景を探る

毎月勤労統計の不正の発覚を契機として、総務省がすべての基幹統計および一般統計を 点検した結果、56 の基幹統計のうち 24 で、また、332 の一般統計のうち 154 で不備が見つ かった。ただし、毎月勤労統計と賃金構造基本統計の 2 つの不正を除けば、大半は単純なミ スによるものであり、両統計のように、承認を得ずに調査方法を変更するなど、集計手順に 問題があるものは無かった。統計の不備の主な内容は、(1)調査計画に含まれていた集計事 項であるクロス集計の一部が未公表、(2)結果数値の一部の誤った公表、(3)1、2 日の公表の 遅れ、(4)手続き上の不都合などである。たとえば、法人企業統計において、損害保険業に ついての配当率、配当性向、内部留保率の 3 項目がインターネット上では公表されていなか ったという不備など、大半が重箱の隅を突いて関係省庁が発見したものである。

近年、統計は国民にとっての公共財であるとの意識が徹底し、利便性を高めるために統計データに加えて多くの周辺データ(メタデータ)の公表が求められるようになっている。また、公表期日や公表方法をインターネットなどによってあらかじめ公表することを義務づけられ、オーダーメード集計によるデータを提供することを求められるなど、統計行政に従事する担当者の負担は増大している。他方、国の統計職員は削減の一途であり、1980年の13,452人と比べると、1990年までの10年間に22%減少し、2000年には2/3の水準となった。2000年以降も減少し続けており、その間の行政組織の改編もあるが、2018年には1,940人まで減少している。業務が増加する一方で人員が減少する状況は、業務上の軽微な過失を生じさせてもやむを得ない。

これに対して、毎月勤労統計と賃金構造基本統計における不正は、統計作成に関する基本 法である統計法に違反した行為であり、他の政府統計における不備とは大きく異なる。両統 計がいずれも厚生労働省の労働関係部署の所管であることに鑑みれば、そこには法令遵守 の精神が希薄な組織風土が醸成されていたのではとの疑念を抱かせる。そのことを裏付け るのが、労働行政において政策の企画立案に活用する情報として、公的統計以外の調査デー タが少なくない事実である。

1980年代半ば以降、日本では働き方の多様化が進んだ。パート勤務における様々な形態、副業、業務請負、派遣従事等々である。それらの実態を把握するため、新規に統計調査を実施する際には、当時は統計報告調整法(現行統計法の一般統計調査の規定に相当する法)に従って申請書を総務大臣に提出し、承認を受けることが求められた。統計業務の人員が減少するなかで、報告様式やその他の参考書類を添付した詳細な申請書を作成することは多くの労力を必要とする。また、喫緊の行政課題に速やかに対応するための時間的余裕も限られている。そうした状況で苦肉の策ともいえる調査方法が、外部への研究委託の方式であった。具体的には、外部の機関に研究を委託し、その研究の一環として外部機関が調査を行うというやり方である。

統計報告調整法は、政府が行う指定統計調査以外のほぼすべての統計調査について承認

を得た上で実施することを求めていることから、このような調査実施機関を外部(国の行政機関以外)とする方式での調査は「もぐり統計調査」と称され、厳密には脱法行為であると言える。しかしながら、いくつかの府省庁で、自ら統計調査を行う場合に取るべき煩瑣な手続きの回避のために、同様の方法で調査が実施されており、たとえば、府省庁の作成する白書の中にその痕跡を見出すことができる。なかでも、労働行政関係については、「もぐり統計調査」が少なくないと指摘されていた。

厚生労働省が所管する独立行政法人の1つに、2003年に日本労働研究機構と労働研修所 が統合して設立された労働政策研究・研修機構がある。労働に関する総合的な調査研究、研 修事業等を行っており、調査研究の成果として、「調査シリーズ」を報告書として刊行して いる。設立時から 2019 年 3 月までの調査研究は 191 点にのぼり、年間平均では約 12 点と なる。最近 2016~2018 年度の3年間についても、43 点の調査研究が公表されている。資 料4に、この中から厚生労働省の政策部局からの要請で調査が行われたとの記載のある 30 点の調査研究のリストごとに、調査の背景(依頼内容)、調査方法、調査対象、調査機関、 有効回収数、有効回答率を整理して簡潔に記してある。調査の背景には調査目的と一緒に、 「アンケート調査は厚生労働省職業能力開発局の要請に基づき実施」、「厚生労働省人材開 発統括官の要請を基に組織した、調査研究プロジェクト「IT 分野の高度教育訓練の実態等 に関する調査研究」において調査を実施」、「調査結果は厚生労働省「雇用類似の働き方に関 する検討会 | での議論、及び報告書において活用 |、「調査は厚生労働省労働基準局労働関係 法課からの研究要請に基づき実施」、「調査は厚生労働省労働基準局労働関係法課からの研 究要請に基づき実施」、「調査は厚生労働省労働政策担当参事官室の要請に基づき実施」 など の記載があり、この記述は調査票の冒頭に掲げる、調査の趣旨や依頼文にも登場する。「調 査シリーズ」は統合前の日本労働研究機構の「調査研究報告書」 に由来しているが、1990 年 に設立された日本労働研究機構が当初に行っていた調査の大半が同機構研究員の行う研究 のためと判断できるものであり、調査名称もアンケート調査、ヒアリング調査と称した比較 的小規模の調査であったのと比べると様変わりである。資料 4 に厚生労働省の労働関係の 3つの白書の中で引用されているデータの元になる「厚生労働省からの研究委託の一環と しての調査 | の情報3件も併せて記載した。

現行統計法の第25条に、独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。)は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定され、統計法施行令の第8条に、「法第25条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。」と規定されており、規程上は、労働政策研究・研修機構の行う統計調査は他の独立行政法人と同様に、その実施に当たって届け出る必要はない。

近年、労働行政の運営のために必要な統計情報について、手っ取り早く外部への研究委託

の方式で調査して入手してきたのではないかとの推察が妥当であるとすれば、違法ではないとしても明らかに脱法行為である。このような法に則った承認手続きを避ける方式の度重なる採択が、省内の法令遵守の意識を低くさせ、今回の不正の遠因として作用したと考えられる。

一般に、外部の機構を経由した調査には、適切に調査設計が行われていないものもあり、 第3者による審査も経ていない。府省庁名の錦の御旗が無ければ、概ね回答率も低い。データの作成過程も明示されていない場合もあり、調査結果は信頼性に欠ける。また、総務省による審査を経ていないため類似の調査が氾濫する原因ともなっており、調査客体の負担の増大につながり、調査環境を悪化させ、ひいては公的統計調査への協力を損ねることにつながる。戦後、各省庁の統計需要が激増した結果、調査客体を代表して日本産業協議会が報告負担の軽減を訴えたことを受けて、米国で1942年に制定された連邦報告法(Federal Reports Act)にならって、1952年に統計報告調整法が施行された状況を想起させる。

統計報告調整法が施行される以前は、統計法(1947年施行)が国の行う全ての統計調査に関して規定していた。なかでも、統計体系上重要と判断されるものを指定統計に指定し、 調査の実施に当たっては、事前に以下の事項について承認を受けることを必要とした。

- 1 目的、事項、範囲、期日及び方法
- 2 集計事項及び集計方法
- 3 結果の公表の方法及び期日
- 4 関係書類の保存期間及び保存責任者
- 5 経費の概算その他統計委員会が必要と認める事項

指定統計調査以外の統計調査については、上記の「1 目的、事項、範囲、期日及び方法」について、統計委員会に届け出ることを必要とした。届出を求める趣旨について、「指定統計以外の一般の統計につきましては、単に届出でを要することといたしております。その中で政府又は公共団体が作成する統計については指定統計との重複を除き、またはその内容の改善を図るためにこれを中止させ若しくは変更させうる旨を規定するに止めております」(国会における統計法案提案理由(1947年)『日本統計制度再建史一統計委員会史稿 資料編(II)』行政管理庁統計基準局、1963年3月)と説明している。同じく、その運用については、統計法の国会説明資料における立法の趣旨の中に、「届出の期限は、原則として事前に、止むを得なければ事後できる限り速やかに届出させる」、また、統計法第8条に基づく届出に関する説明書(統計委員会事務局、1950年5月、『前出書 資料編(III)』)の中の「統計調査の届出の手続き」において、「統計委員会としては、届け出られた統計調査について国の統計体系化という立場から調査実施者の企画に協力したいので、届出は少なくとも調査が始まる1箇月前くらいに統計委員会に到着するよう送付願いたい」と説明している。

このように、指定統計調査以外の統計調査を実施する際に必要な届出は、かなり緩い要件の下で受理されていた。実際の届出に当たっては、統計調査届出手続規定に定める様式に、 法定の届出事項に加えてそれ以外の事項も含まれているが、法定の届出事項については簡 易な内容が想定されており、また、それ以外の事項についても、統計法の逐条解説において、「調査計画の全体像把握のために参考情報として求めているものであって、指定統計調査のような詳細な記述を必要としない。」と記述されている。それにもかかわらず、「届出が強制を伴わないことと届出によって届出者が受益することが少ないこと等によって届出の義務が完全にまもられているとはいえない。」(前出書『日本統計制度再建史』)状況が広がり、行政報告の徴集が激増し、調査客体の負担は増大した。統計委員会が各省庁の権限に対抗して調査の重複を排除し、統計を体系的に整備することは困難となり、統計法が施行された5年後に、国の行政機関が統計作成の目的を有する報告(統計報告)を対象として、統計報告調整法が施行された。同法により、国が行う指定統計調査以外の統計調査の大半が適用対象とされた。

統計報告調整法第4条に定める、統計報告の徴集に必要な承認申請事項は、統計法の下での届出事項よりも広く、それ以外の事項も詳細となっている。また、同法では第5条に別途、報告徴集に対する承認の審査を行う基準を定めており、見方によっては、指定統計調査の審査より厳しいとも言える。同法の施行以降、新たに統計調査を行う際には、承認手続きのための申請書類は詳細かつ多大なもので、当然、申請書の作成のみならず、限られた審査人員では審査のための長い期間が必要となる。同法の施行は、皮肉にも、リポート・コントロールの機能を果たすことには資することになったが、喫緊の行政課題に応えるために必要な統計情報を簡便に入手する上で厚い壁となっていたことは確かである。各府省庁で外部の機関を迂回した調査が増えてきた状況は、調査客体の負担の増加をもたらし、法令遵守の観点から許されるものではないが、止むを得ない側面も理解できる。

このような状況にどう対応すべきであろうか。ひとつのヒントは旧統計法にあると考える。旧統計法は、戦後の国家再建のための基礎資料として基本的な統計を体系的に整備することを目的としていた。他方、統計報告調整法は、専ら行政施策上から実施された調査や報告徴集の増加に伴い、調査・報告間で重複が生じるとともに対象となる民間の負担が増大したことの調整を目的としていた。

2007 年に全面的に改正された統計法は、旧統計法と統計報告調整法を統合して作られているが、それぞれの法の精神および目的を十分に規程に取り込んでいるとは言えない。今後は、現行統計法の仕組みの欠点を補うため、旧統計法の利点をあらためて見直し、新たな法制度を作ることも考えるべきではなかろうか。

たとえば、改正された統計法においては、国が行う統計調査について、旧統計法の指定 統計調査は基幹統計調査に、旧統計法の届出を要する統計調査(届出統計調査)と統計報 告調整法により報告徴集に承認を要する統計調査(承認統計調査)は合わせて一般統計調 査へと衣替えしている。基幹統計調査と一般統計調査の間で、統計法上の承認手続きの大 きな違いは、統計委員会の審議手続を必要とするか否かのみであって、広範な審査項目に ついての審査を行うことについては差がない。したがって、総務省の担当者の審査事務の 進め方によっては、調査を企画する行政機関の負担と言う点では変わらなくなってしまう 恨みがあった。このようなこれまでの運用の実態を踏まえ、事前審査を行う基幹統計調査と一般統計調査の他に、かつての届出統計調査のように、簡易で短期間の手続で実施できる統計調査を設定することによって、喫緊の行政ニーズに応え得る統計情報を創出できるようにしてはどうか。かつての届出統計調査についても、旧統計法の解説の中で、「届出を要する統計調査の範囲は相当広範囲にわたるから、その個々についてまで、指定統計と同程度の事項を届け出させる義務を一般に課する必要はないからである。又、届出調査のうち特に重要で更に細目にわたる資料が必要な場合は、第6条の2第3号に基づいて資料及び報告の提出並びに説明を求めることができる。」(『統計法と統計制度』山中四郎・河合三良、1949年)とあるように、一律に課す手続義務は軽くしつつ、内容と必要に応じた統計調整部門による検討をするという考え方に立った仕組みであったと考えられる。

その趣旨に鑑みて、かつての届出統計調査の範疇で、独立行政法人等が行う統計にあって、統計体系の一翼を担っていて周期的に調査する統計調査を一般統計調査、1回限りの即応的な統計調査を「その他調査」と区分して、後者の審査を簡略化する方策を探ってはどうだろうか。もちろん、適切な調査方法によって信頼できる統計を作成しうるか否かは必須の審査要件であるが、日本統計学会等の協力による第3者機関を活用すれば、迅速に作業を完了することが可能である。類似の統計との重複の有無等についても、調査客体である企業等からの情報提供を受けて、併せて審査すれば、外部機関を通した調査が減ることを勘案すれば、調査客体に過度な負担を求めることも避けられよう。いずれにしても、必要な統計を作成できるような法改正等も含めた仕組み造りが必要になってきていると考える。

第2章 適切な統計作成プロセスの監査

2.1 毎月勤労統計調査等の統計作成プロセスとそのガバナンスに関わる課題の把握

毎月勤労統計調査に関する特別監察委員会報告(2019)の「第 4. 総括」では、厚生労働省としての「組織としてのガバナンスの欠如」、「専門的な領域であるからという理由で、統計に関わる部門が厚生労働省の中でいわば『閉じた』組織となってしまっていて、省内からあまり注目を浴びることもなく、その結果、統計行政がフレッシュな視点でチェックを受けることなく行われてきたことにあるのではないか」とされ、「ガバナンスの強化」が提言されている。

総務省統計委員会点検検証部会(2019)は、2019年5月24日に開催された統計委員会において、「毎月勤労統計に対しては、今後さらに結果数値や作成プロセスについて重点的な検証を行い、他統計を含めこのような影響度IV(注:利用上重大な影響のある結果数値の訂正事案)が将来起こることのないよう万全を期すことを目指す」と報告した。とくに「今後の再発防止のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO・JISによる総合的品質の考え方にそって対策を講じていくこと」を提言し、①品質はプロセスで作り込む、②透明性を確保する、③継続的にPDCAサイクルを回す、④業務記録の保存を徹底する、⑤必要な業務体制を整備する、⑥府省間でノウハウ、リソースを有効活用する、⑦ガバナンスを確立する、といった対策の方向性を示している。①では、「事後的な検査、外部からの監察・評価には限界がある。プロセスの中での品質保証に注力することが王道であり、また最も効果的である。」としている。

プロセス保証の考え方は、統計委員会指摘の通り公的統計の質保証の上、最も重要である。 しかし、本委員会は、②に指摘された透明性の確保のために、内部品質保証 (Internal Quality Assurance,組織のトップに品質が十分確保されていることについての信頼を与える活動)、および外部品質保証 (External Quality Assurance,組織外部に品質が十分確保されていることについての信頼を与える活動)の有効な仕組みの確立が必要と考えて、監査に関する内外の事例について調査を行い、その結果を踏まえて必要な提言を行うこととした。

2.2 本委員会の調査活動と考察

統計作成を透明化し監査可能なものとするためには、そのプロセスが明確に示される必要がある。監査は定義されたプロセスが有効に機能しているかを判断する行為である。本委員会では、海外における公的統計制度に関する専門的な知見を持つ會田雅人氏から意見を聴取した。

英国は 2007 年統計・登録サービス法によって、統計作成とその監視の機能を分離することとなり、「統計監視局」という監督機関が設けられていることが特徴的である。一方、フランスでは、公的統計調査実施部局が統計調査の審査を受け、「公益性および統計品質適合ラベル」を付与可能か否かの審査が実施されている。その第 2 段審査は「統計品質ラベル

委員会」が実施する統計調査の主要なプロセスに関する計画が一般的な調査規範に適合しているか否かを判断するものである。フランスの審査は計画段階での事前審査ではあるが、 日本の統計委員会による審査と異なり、各省庁の統計専門家が適合性評価を行っていることに特徴がある。

具体的に統計作成プロセス自体に ISO 9001「品質マネジメントシステム」に基づく第3者監査が行われている例として、Fenwick and Tippen(2003)が紹介した英国統計局による物価指数作成プロセスに対する認証取得が挙げられる。 ISO 9001 に基づく品質保証の考え方は、第3者認証を行うか否かは別として、国連統計委員会「公的統計における一般的国家品質保証フレームワーク(The Expert Group on NAQF, 2012)」にも反映されている。(椿(2019)「公的統計に必要なマネジメントシステム、特別企画統計の信頼性向上をめざして」)ISO 9001 は、公的統計に限らず製品・サービスの質保証に関わる汎用規格であり、組織自らがその製品・サービスの質を保証するためのプロセスや方法を明確に定義し、その有効性に関する監査が行われる。

一方、調査の企画から公表までのプロセスについての質保証規格が、ISO 20252「市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析-用語及びサービス要求事項」であり、そこではより具体的に調査企画・実施・編成・公表プロセスについて品質保証に必要な要求事項が規定されている。日本では、日本能率協会がこの規格に基づく監査と第3者認証を行っている。

この ISO 20252 に基づき、日本の公的統計について要求事項を定めたのが、(一社)日本品質管理学会(2016)である。ただし、この学会規格は国家規格ではないので、日本の適合性評価制度、すなわち第3者認証制度で用いることはできない。もちろん、日本品質管理学会規格制定後、総務省政策統括官室は各府省と協業して、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000472897.pdf)を改訂し、各府省に統計作成プロセスの品質保証活動の徹底を指示していた。

しかし、毎月勤労統計調査で起きた不正は、各府省統計作成部局あるいは政府内部に閉じた組織内品質保証活動では、国民に信頼性を与える外部品質保証は困難であり、何らかの第3者評価制度が必要なことを強く示唆している。一方、統計委員会点検検証部会(2019)が指摘したように、外部監査によって、公的統計調査プロセスの適合性を評価することには限界がある。したがって、日本品質管理学会規格のような公的統計作成プロセス自体を扱った標準を第3者認証が可能となる国家規格に改訂することや、フランスの「統計品質ラベル委員会」のように、公的統計調査の専門家が監視行為にあたるという方策も考える必要がある。

2.3 第3者監査の実施

以上の調査活動を基に、毎月勤労統計調査に関わる諸委員会が提起しているガバナンス に関わる再発防止策をより実効化するために、本委員会は政府に対して、第3者認証機関に 基づく公的統計作成プロセスに対する第3者監査の実施を定常的に行うことを提言する。 このため、ISO 20252 に準拠し、公的統計作成プロセスに関わる要求事項を定めた日本産業規格を制定し、第3者監査に基づく認証制度を日本の公式な適合性評価制度の中に確立する。この国家規格は、ISO 20252 規格の要求事項から公的統計作成プロセスに必要な要求を抽出したものとして作成することで、ISO 20252 認証とダブルスタンダードとならないように配慮しなければならない。また、この第3者監査は、日本適合性認定協会(認定機関)の認定を受けた力量のある認証機関が実施しなければならない。

第3者監査は、公的統計実施部局の企画プロセス、自治体や民間委託機関などが関わる実査プロセス、各府省、(独)統計センター、民間委託機関などが関わる編成プロセスなどに対して実施できるように制度設計されるべきである。全ての統計調査部局、実査管理組織、統計編成組織が第3者監査制度に基づく認証を受けることが望ましいが、当面は、品質上問題が起きるリスクが大きい組織に対して重点的に審査がなされるべきである。この制度自体は、公的統計作成のプロセスの一部を委託される民間組織の質保証にとっても有効である。

この第3者監査には、マネジメントシステム審査やサービス審査の力量を持つ正式な審査員と共に、公的統計調査の企画・編成に携わった経験のある実務専門家が審査員ないしはエキスパートとして同行し、審査チームを構成し、実務専門家の立場から観察・指摘を行うことで監査の実効性を高める必要がある。公的統計調査実務の専門家としては、各府省統計部局の経験者などが考えられる。これらの専門家は、審査経験を積むことによって、審査員資格の取得も可能とする。

第3章 必要な統計が作成されているか

戦後の経済の混乱のなかで、政府が経済再建を進めるためにまず必要としたのが、経済の 実情に関する正確なデータであった。そのために統計制度の再建が重要な課題とされ、1946 年2月に初めて統計制度改善の問題が取り上げられ、その後に設置された統計懇談会、統計 研究会、統計制度改善に関する委員会における検討を経て、同年末に統計委員会が設置され た。統計委員会において、統計制度の枠組がつくられ、統計体系は1947~1948年頃から急 速に整備され、1960年頃までにほぼ完成した。戦後に構築された政府統計の大枠の特徴は、 次のような点にある。

- (1) 中央の主要な省庁がそれぞれに統計部局を持ち、統計部局ごとに統計を企画・作成・公表する分散型統計機構である。カナダのように中央統計局が一括して統計を作成する集中型の組織と対照的である。
- (2) 統計調査の実施に当っては、中央省庁からの委任にもとづいて地方公共団体(都道府県・市区町村)の統計担当者が実行する仕組みである。地方政府が完全に中央政府から独立していて、国の統計調査の実務を中央政府の出先機関が直接実施する国々とは異なっている。
- (3) 戦前の行政記録や報告にもとづいた統計より、調査による統計が中心となっている。
- (4) 戦時中に、政府当局の圧力によって統計が歪められたことを教訓として、統計の客観性、中立性、公開性が強調され、そのための保証として、統計職員の身分保障が制度化された。

上記の(1)と(2)のような現状は、時代の変化に対応して新たな統計を作成する上で多くの困難をもたらしている。(3)については、近年徐々に行政記録の統計が進んできたとはいえ、税務情報や住民基本台帳などの国家運営に関する基本的な情報を統計作成に全面的に活用する状況からは程遠く、欧米先進国とは格段の違いがある。(4)は大きく変わり、統計職員の身分保障はおろか、1982年の行政改革以降、1985年にかけて、統計法の改正で統計官および統計主事に関する規定がたびたび見直され、必置義務の規定が最終的には廃止された。統計業務に専門性と誇りを持った人材は枯渇し、統計予算・人員が削減されるすう勢と相まって、統計の質の劣化に作用した。

このように、統計を取り巻く環境は、世の中で必要とされる、信頼しうる統計情報を国民 に提供できる状況と言うことはできない。

3.1 日本の統計体系と統計の新設

戦後の統計の整備は、食料などの生活物資の不足に対する行政上の必要のため、モノの生産や流通の物量的把握を最優先とした。図 3.1 は、戦後の昭和 20 年代の産業別国内純生産の構成比である。

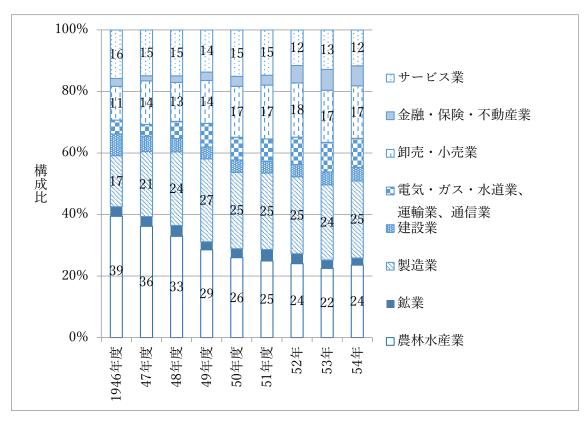


図 3.1 1946 年度~1954 年の産業別国内純生産の構成比 資料:経済企画庁「国民所得統計年報」

終戦直後には、農業、鉱業、製造業、卸売・小売業のモノの生産と流通に係る産業が公務を除く国内純生産の70%を占めており、なかでも、農林水産業は4割近くを占めていた。この時期に政府統計の体系的整備が開始されたことにより、これら産業の統計については重点的に整備が講じられた。これを反映するのが、各府省の統計職員と統計予算である。

表 3.1 に、1949 年度における、国の行政機関別の統計職員数、統計予算、統計調査予算 (統計委員会事務局基準課の調査数値)および構成比を記す。なお、全額国庫負担による地 方統計機構については除いてある。

表 3.1 に見るように、農林省の統計職員数、統計予算、統計調査予算は突出していて、国の行政機関全体の7割前後を占める。戦後の主食の統制期に収穫高の実際からの大幅な乖離に対して、連合国軍総司令部(GHQ)が作物報告を中心とした農業統計の根本的刷新を命令したことを受けて、8200人余から成る農林省直属の作物報告組織を全都道府県に設置し、さらに、戦時中の国家協力機関だった農業会の解散に伴って農地委員会職員を引き継いだために、膨大な組織になったことがその背景にある。厚生省の職員数は10%を超えるが、これも GHQ の指令に基づいて、公衆衛生指導を強化するため予防局に衛生統計課が設けられ、次いで、人口動態統計が総理府統計局から移管されて衛生統計部となったことによる。

表 3.1 国の行政機関別の統計職員、統計予算、統計調査予算および構成比%(1949年度)

	統計職員数	(構成比)	統計予算(千円)	(構成比)	うち統計調査予算	(構成比)
総理府統計局	1,647	5.6	195,967	4.8	88,083	5.5
大蔵省	474	1.6	68,179	1.7	25,474	1.6
法務省	26	0.1	3,031	0.1	4,394	0.3
文部省	59	0.2	28,681	0.7	20,680	1.3
厚生省	3,029	10.3	236,531	5.8	126,329	7.8
農林省	19,819	67.2	2,966,987	73.2	1,105,676	68.6
通商産業省	1,235	4.2	262,916	6.5	162,013	10.1
運輸省	260	0.9	23,405	0.6	22,166	1.4
逓信省	249	0.8	8,476	0.2	14,757	0.9
労働省	2,508	8.5	252,174	6.2	35,999	2.2
建設省	207	0.7	5,244	0.1	5,244	0.3
合計	29,513	100.0	4,051,591	100.0	1,610,815	100.0

注:総理府の地方財政委員会は除く

資料:山中四郎・河合三良『統計法と統計制度』統計の友社、1949年

このように、戦後には、所管する行政分野ごとに構築された統計機構の編成に、GHQの意向と好みが色濃く反映していたことは否めないものの、当時の経済・社会状況を的確に捉えて、適切な政策を実行する上で必要な統計が重点的に整備されたことも事実である。ただし、天の声で一旦確立した各府省の統計組織は、1952年に GHQ が活動を停止した後も各府省の権限の下で温存され、時代の変化に対応して府省間で統計資源が再配分することは叶うべくもなかった。

図 3.2 は、1955 年~2017 年の産業別国内純生産の構成比である。

1960年頃には統計体系が整備されたが、その頃からの産業構成は激変している。農林水産業は1966年に10%、1979年に5%、1997年に2%を下回り、2017年は1.3%にとどまる。製造業も1970年の38%をピークに漸減傾向にあり、2017年には22%へと低下した。他方、第3次産業の構成比は公務を除いても、1974年に40%に達し、1984年には過半を超え、2017年は71%に達している。しかしながら、第3次産業に関する統計は量、質ともに不十分であり、国民経済計算の精度にも大きく影響している。サービス活動については所管する府省庁がいくつにも分かれていて、かつ、府省庁によって統計に対する認識も異なっているために、統計の取り方も統一が取れていない。何よりも、予算と人員の制約のため、サービス分野については必要な統計情報が決定的に不足している。

図 3.3 は、1970~2015 年における農林水産省とそれ以外の府省合計の統計職員数(地方支分局を含む)および、国の統計予算に占める農林水産省の統計予算の割合の推移である。

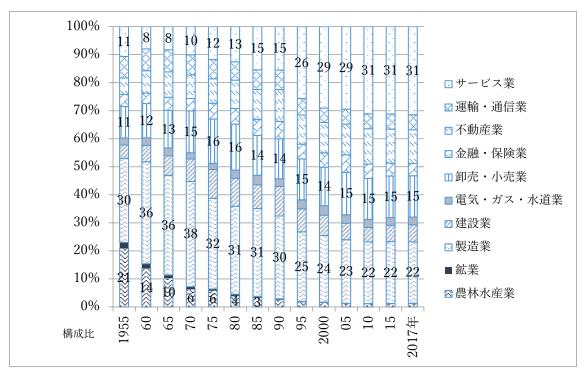


図 3.2 産業別国内純生産の構成比 (1955~2017年)

資料:経済企画庁「国民所得統計年報」、内閣府「国民経済計算」

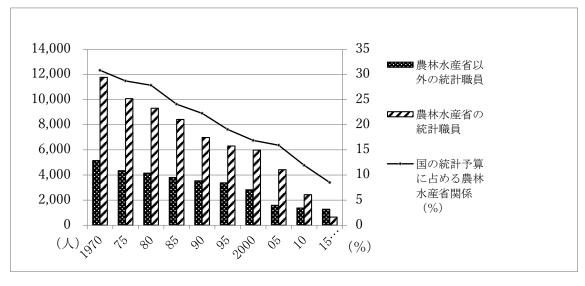


図 3.3 統計職員と統計予算

注:統計職員数は4月1日現在、統計予算は当該年度以降の5年度合計

2015年度の農林水産省の統計職員数は地方農政局等の地域センター及び支所を除く数値

資料:総務省「統計基準年報」他

1970年度(4月1日現在)には、国の統計職員の70%を農林水産省統計職員が占めている。図3.2の農林水産業の国内生産額に占める割合に比べて、統計職員の偏在が著しいことがわかる。農林水産省職員についての歴史的経緯を勘案したとしても、統計予算についても農林水産省で31%を占めており、経済活動と対応して統計資源が適切に配分されていないことが明らかである。この状況は、1970年度以降も変わることなく、経済活動の変化に対応して統計資源が再配分されることはなかった。

農林水産業において、産み出す付加価値や就業者の構成比が著しく低下し、それだけ統計 需要が相対的に減少したにもかかわらず、統計資源の割合が変わらないことこそ、分散型の 統計機構の弊害を端的に表している。分散型統計機構にあって、有用性の減じた統計を縮小 し、新たに必要とされる統計を創出するといった、総合調整機能が働かない日本の統計制度 の仕組みは、今日の情報社会において致命的であるといっても過言ではない。

さらに、戦後暫くして相次いだ行政整理、行政改革は統計部門に大きくしわ寄せする結果となった。行政組織の簡素化に際しては、多くの場合、各府省に一律に削減を求めている。 1949 年の行政整理では、総理府統計局を除いて、他の商工省、労働省、農林省の統計に係る局をすべて部に格下げした。その後も、部課の削減が課されたとき、統計部門がその対象となったことは少なくない。これによって、統計部門のトップに大きな権限を付与された有能な専門家が座ることが困難になったであろう。

統計職員の削減と統計予算の縮小によって、代替しうる統計情報がないままに統計調査の廃止や内容の縮小が余儀なくされた。代表的な例として、1970年を最後に調査されなくなった経済企画庁「国富調査」や各種の統計調査で在庫項目が廃止・縮小されたことを挙げられる。前者については、1980年代後半にまことしやかに土地不足が喧伝された情報の信びょう性を確かめることを困難にさせ、土地バブルを助長したことは確かであろう。後者については、SNAの推計に支障が生じ、推計精度を低くしている。いずれも、削減した統計資源に対して比べようもない損失を日本経済に与えたことは確実である。情報が価値を持つことを強く認識させたこのような経験が、国の情報のおおもとである統計の作成に、その後も活かされていないのは残念を通り越した感がある。

また、統計資源が一貫して減少し続けたことによって、社会・経済の変化に対応した統計体系の整備はほとんど進まなかった。国の重要な統計である指定統計は統計体系の中枢をなすものであるが、統計体系が1960年頃に整備されて以降、新たに開始した統計は数少ない。2007年の統計法改正までの50年近くで、内航船舶輸送統計(1963年)、全国物価統計(1967年)、特定サービス産業実態統計(1973年)、社会生活基本統計(1976年)、通商産業省特定業種石油等消費統計(1980年)、国民生活基礎統計(1986年)、サービス業基本統計(1989年)、通商産業省企業活動基本統計(1992年)、法人土地基本統計(1993年開始、1998年に指定)、農業経営統計(1994年)、商工業実態基本統計(1998年)の11本にとどまる。戦後に制度設計され構築された統計体系ならびにその仕組みが、統計資源が減少するなかで、統計の保守性、継続性に配慮するとの名分で大胆に変革せずに維持されてきて、60

年経過した現実と適合しないところが噴出している。必要な統計情報を統計法に則して、適切に入手できる制度の再構築が切に求められる。

3.2 必要な統計が作成されていない背景

公的統計に関して、各方面からの要望に対して十分に応えていないという指摘が少なくない。要望の主要なものをあげれば、次のとおりである。

(1) 不足している統計に対する要望

サービス業全体について包括的に把握する統計調査は、1989 年にサービス業基本調査が 創設されるまでは存在しなかった。また、1992 年に通商産業省企業活動基本調査が開始さ れるまでは、企業の多面的な展開を包括的に明らかにする情報化・多角化・国際化の状況に 関する情報は、ほとんど提供されていなかった。環境統計、ストック統計、および、さまざ まなサービス業統計も、1980 年に答申された「統計行政の中長期構想」で、その整備が必 要と指摘された課題である。これらの課題については、その後、部分的に解決されたものも あるとはいえ、依然として改善が必要なものが残されている。さらに、時代の変化とともに、 新たに必要とされる統計情報が次々と現れている。たとえば、「統計改革推進会議最終とり まとめ」において、SNA 推計のための基礎資料として、建設・不動産、医療・介護、教育 分野等の分野の統計情報が不足していることが指摘されている。

(2) より詳細な情報の提供に対する要望

内閣府と財務省の共管として実施されている法人企業景気予測調査に対して、地域別の 景気指標を提供することが、たびたび要望されている。景気統計には日本銀行の短期経済観 測もあり、地域別情報の提供は、これらの統計に対する共通する要望である。これらは、地 域経済の動向を把握するために貴重な情報であるだけでなく、各地域で統計作成に携わる 機関にとっても、調査対象企業等からの情報を収集する際に、統計の有用性を示せるという 理由がある。世帯統計に関しては、労働力調査における都道府県別失業率などに対する公表 の要望がある。

ただし、地域別集計の点に関しては、費用対効果の問題を意識しなければならない。世帯統計に関する例では、労働力統計において失業率の数字で誤差を 0.1 パーセント程度とする都道府県の情報を提供するためには、調査対象となる世帯の数を数十倍にする必要があり、調査費用および調査対象世帯の報告負担の増大を勘案する必要がある。また、法人企業に関しては、地方における企業活動を的確に表現することは理論上も容易ではないという事情がある。すなわち、大企業の本社は東京や大阪などの大都市にあるため、他地域に存在する工場や支店の経済活動をどのように捉えるべきかという課題を整理する必要がある。

公表の頻度については、現在は四半期で公表されている GDP 統計に対して、一部の海外 諸国のように、月次の統計に対する要望がある。

(3) より正確な統計に対する要望

総務省の家計調査に対しては、経済産業省が公表する商業販売額の変化が比較的滑らか

に変化することと比較して、家計の消費水準の変動幅は相対的に大きいことから、景気指標として使い方が難しいという指摘が少なくない。その原因は、調査対象となる世帯の数が少ないためであるとの意見も広く見受けられる。さらに、高齢世帯と若年世帯の比率が母集団における比率と違っていること、共働き世帯の比率が小さいことなどから、統計の信頼性を疑問視するエコノミストも存在する。家計調査の精度評価および改善策に関する指摘の一部には、「標本抽出率が小さいために誤差が大きい」や「回答が公務員世帯に偏る」など、統計的手法や調査の実際に関する誤解があるものの、統計の重要性を認識した上で提示される改善の要望に対しては、適切に応える必要がある。

企業統計に関しても、財務省が実施する法人企業統計の結果が、日本銀行の短期経済観測の結果と若干異なることから、その正確性を疑問視する声もある。さらに、法人企業統計については、中小企業に関する、現在より正確な統計の作成に対する要望がある。

技術的な観点から改善を求めることもある。消費者物価指数に対する、品質変化への対応などを含む計算方法の精緻化については、価格収集方法や調査対象店舗の選定など、さまざまな問題があり、改善の余地が残されている。事業所や企業の調査に関しては、毎月勤労統計における標本事業所の交代方法に関して、標本を数年間固定するか、毎年、あるいは数か月おきに交代するかによって、集計結果が異なる可能性があることが指摘されている。同種の問題として、法人企業統計における標本の交代に伴う断層の発生について、対応が必要との専門的な指摘がある。

以上のように、公的統計に対する要望は多岐にわたるが、公的統計の作成において最も優先されるべき留意点は、政策の企画・立案・評価に際しての有用性である。さらに、国民が国の実態を的確に把握し、企業や個人の適切な意思決定に役立つ統計情報を提供することが重要である。さらに、研究者による分析や、海外が求める情報が作成できているかも有用性の判断基準のひとつである。これらの要望に対応して、統計資源を確保し、どのように配分するかが適時・適切に決定できることが望ましい。しかしながら、上述のとおり、不足している統計を作成できていない現状は、そのような理想とはほど遠い。ここでは、その背景を探ることを通して、改革に向けた方策を間接的に提示したい。統計の整備が不十分であることの背景として、主に以下の点を指摘できる。

(1) 統計資源の制約と分散型の統計機構

統計に係る人員と予算の制約のもとで新たな統計需要に対応するためには、既存の統計を削減するか、作成方法を効率化して、統計資源を捻出することが必要である。しかしながら、統計資源が各府省に分散している現状では、趨勢的に統計職員と予算が減少するなかで、各府省の抱える統計資源は次第に小規模となっており、それぞれの所管する統計を維持・作成することに追われているのが実情である。そのため、統計を大胆に見直して、抜本的に作成方法を革新するといった余裕を見いだせない状況にある。この問題は、日本が採用している分散型の統計作成機構に起因するところが大きく、集中型の統計機構であれば、ある程度

は回避しうるものである。また、各府省が自らの行政目的に資する統計を作成する分散型の 統計機構においては、各府省にまたがる統計分野について、調整および協力体制を構築する ことは困難である。サービス関係の統計が、依然として十分に整備されているとは言えない 現状は、調整の難しさを示す典型的な例である。

日本では、このような分散型統計機構の弊害を緩和するために、各府省の統計を総合的に調整する役割を持つ基準行政部局が設置されている。ただし、その権限が十分でないこともあって、既存の統計を廃止・統合して、必要とされる統計を作成するという機能を果たしているとは言えない。その象徴的な例は、2007年の統計法の改正に至る経緯である。当時、内閣府の経済財政諮問会議において、小泉首相から各府省の統計資源を統計の必要性に合わせて調整する指令が発せられた。具体的には、相対的に余裕のあった農林水産省の職員を不足しているサービス業の統計作成に充当することが骨太の方針に盛り込まれ、その方向に沿った検討が行われたにも関わらず、結果的には農水部門の純減だけに終わり、政府全体として、統計作成機構の一層の弱体化につながった。

(2) 統計職員の専門性の低下

最近では、国・地方を問わず、統計業務の担当者として、統計に関する知識と経験が乏しい人材の任用が行われている。そのため、新しい統計に対する需要があっても、専門性の欠如から、それに対応する企画が立てられない状況にある。その背景として、専門性を無視した人事異動、1980年代の法令改正によって統計官・統計主事などの有資格者の設置に関する義務規定の廃止が大きな要因となっている。総じて、専門性が低下してきたことに関しては、いくつかの府省において、統計業務知識の継承が適切に行われていないという状況から窺い知ることができる。典型的な例として経済産業省を取り上げれば、1960年代に入省した統計に対して熱意のある職員が、人事ローテーションもあって、定年で退職するまでに知識・経験を伝承することがかなわず、後継者を十分に育てられなかったことを、多数の当事者が発言している。

また、国と地方における統計資源の削減に伴って、民間機関への統計業務委託が次第に増加している。委託内容の中には、統計調査の実施や集計にとどまらず、企画まで委託する事例もある。これでは、統計調査に関する経験を組織の中で蓄積することはできず、統計作成部局の専門性の低下に拍車がかかることが懸念される。

(3) IT 化への対応の遅れ

多くの府省において情報処理に秀でた人材を統計作成に活用できていないこと、およびシステム開発に関する予算が乏しいことが指摘されている。総務省統計局におけるウェブ情報を利用した物価指数の作成、ビッグデータを活用した消費水準の推計など、いくつかの先行的な試みはあるものの、現状において、国を挙げての IT 技術の統計への活用に向けた取組みは、先進諸国に限らず、海外の発展途上国に比較しても、大きく遅れをとっていると言わざるを得ない。

(4) 行政における統計軽視の傾向

東日本大震災後の復興計画の策定に際して、ストック統計などが従来から不足していたため、正確な情報を入手することは困難であった。それにも関わらず、計画の策定に必要な統計を作成し、利用すべきだという指摘は、ほとんどなされなかった。さらに、人口規模・集積に対応した社会基盤の整備、従来からの土地活用の実態、各地域の世帯属性の分布などの統計情報を客観的な根拠として、復興計画の検討が進められた形跡も、ほとんど確認できなかった。

客観的な根拠が政策の評価に重要であるとの認識は、1990年代に入って欧米各国では当然のこととして受け入れられていた。日本では、2017年の「統計改革推進会議最終とりまとめ」において、EBPMを重視する方向が明確に提示されたことは高く評価できるものの、その実現までには、まだ時間がかかることが予想される。

第4章 必要な統計を作成するための組織を考える

4.1 英国の経験

毎月勤労統計をめぐる失態が次々と露見し、さらに、賃金構造基本統計においても、調査計画から逸脱している不正行為が明らかになった。また、他省の統計の誤りもマスメディアによって大きく喧伝された。このような状況が続けば、国民は統計に対する信頼を失うとともに、次第にそのような統計が作成される仕組みそのものに対して疑念を抱くであろう。このような事態に陥った先例として英国があり、その後の改革の経過は、今後の日本における統計改革の大きな参考になるであろう。

英国では、サッチャー首相のもとで行政改革が進められ、その一環として、1980 年代にスーパーマーケットのオーナーであるレイナー氏の調査報告にもとづいて統計改革を実行した。この国際的にも有名なレイナー主義は、政府は行政にとって必要な統計を主な目的として統計需要に対応すべきであり、民間のために統計を作成する必要はないとの考えに立っていた。これに従って、1980 年代半ばまでの 5 年間に統計予算を約 1/3、職員数を約 1/4 削減した。

その結果、さまざまな形で政府統計のひずみが表面化した。統計の質の劣化は著しく、例えば、国民経済計算の生産、分配、支出の各勘定の計数は大きく乖離した。各勘定は本来一致するはずであるにもかかわらず、勘定間の不突合が拡大したのは、推計の基礎となる統計データの誤差がいかに大きいかを示している。実際、1988年度上半期には、生産統計では年率6%増加しているのに、国内総生産は2.5%の成長にとどまった。

このような状況に対して、議会は重大な懸念を表明し、政府部内や学界から政府統計の信頼性の低下が頻繁に指摘され、国民からも懐疑的にみられるようになった。このため、上級経済顧問官であるピックフォード氏のもとに設置された専門委員会の提言に従って、統計改善のための組織の見直しや予算措置が講じられた。1989年に、他部局の業務を移管・一部統合することによって、中央統計局(Central Statistical Office CSO)の組織と権限が大幅に拡大した。その後も、本格的な財政措置の裏付けの下、統計サービスの質の向上と政府統計の中立性・公正性を確保するため、CSO は 1991年に大蔵大臣管轄下の執行庁(エージェンシー)に移行する組織面の措置がとられた。これにより、GDP作成に必要な経済統計に関して集中化を一歩進めることができ、CSO の司令塔的機能は強化された。

さらに、1996年に中央統計局(CSO)と人口センサス局(OPCS)を統合して国家統計局(Office for National Statistics ONS)を設立し、統計機構の集中度を高めた。同時に、国家統計局長(National Statistician)が政府統計の作成に関わっているすべての人々の共同体である政府統計機構(Government Statistical Service GSS)の長、およびイングランド・ウエールズ人口登録局長も兼務し、統計専門職の採用など政府全体の統計専門職員を横断的に人事管理できる仕組みを構築し、統計の品質向上を図った。CSOが OPCS と統合され国家統計局となり、所管する統計が拡大し、公的統計における国家統計局の司令塔的機能は高

まった。

2008年には、統計登録サービス法によって英国統計院(UK Statistics Authority)が設置された。統計院は、独立性が高いイングランド銀行がモデルとされ、最上位に理事会(Board)があり、国家統計局、統計監視局(the Office for Statistics Regulation)を包含した組織である。議会に対しては、内閣府担当大臣を経由して報告を行うが、理事会が議会に対して直接の説明責任を持つ。これによって、独立した立場に立って、国家統計局を監督し、また、政府統計を評価する機能と統計作成の行動規範の遵守を監視する機能を確立した。この理事会の権限によって、英国の公的統計の司令塔機能が確立したといえる。英国では、このような一連の統計改革を通して、独立性を強めた司令塔機能を確立し、国民各層からの政府統計に対する信頼の確保を追求してきた。

日本の現状では、国民の公的統計に対する信頼性の低下を払拭する必要がある。また、分 散型の統計機構の弊害を除去する上で、公的統計に対する司令塔機能の強化が強く求めら れている。その際、英国における近年の統計改革の過程は参考とすべき貴重な事例となろう。

4.2 米国の専門性

米国の連邦政府職員については、幹部等では政治的任用も多いが、それより下のレベルでは、試験による競争が原則で、昇進には空きポストへ応募することが必要である。フランス(カテゴリー+A)、英国(fast stream)、日本(昔で言う上級職)のような、採用時に選抜する人事制度は見当たらない。公募でそのポストの要件が示されることから、日本のように秘書課(人事課)が人事を行うのでなく、統計の専門性が必要なポストにはきちんとその要件に合致する者が選ばれる仕組みになっていると考えられる。

米国では、政府職員における数学専門職、統計専門職、OR専門職、経済専門職、金融専門職は、基本的に大学院(専門職)を中心に育成していることが特徴である。専門職としての仕事の定義が明確なので、政府職員の中でこれらの専門家が何人所属しているかを明確に把握することができる。連邦政府労働統計局が推計した2016年の連邦政府の専門職員数と、参考までに州政府(病院・教育機関を除く)の専門職員数を表4.1に示す。

専門職種	総数	連邦政府	州政府
数学家(数学職)	3, 100	1, 100	0
OR (応用数理家:数学職)	114, 000	5, 500	3, 300
計算機情報研究科学者	27, 900	7, 900	0
統計家(数学職)	37, 200	4,800	2, 800
計算機システム分析	600, 500	600	21, 800
経済家 (統計分析能力有)	21, 300	4,800	1, 900
保険数理 (数学職)	23, 600	300	500

表 4.1 米国政府機関の専門職員数(2016年)

マーケット分析	595, 400	900	1,800
金融分析	296, 100	500	4, 500
政策科学	7, 300	3, 500	100
法律家	792, 500	39, 700	43, 700
調査実査	14, 600	0	500
情報セキュリティ分析	100, 000	100	1, 100
コンピュータプログラマー	294, 900	100	7, 200

資料: https://www.bls.gov/ooh/home.htm から各専門職員数を抜粋して作成

米国の連邦政府職員数は、日本の中央省庁職員数の概ね4倍である。したがって、統計に関連した職種別の構成が両国で同じだとすれば、日本では、修士修了水準の統計専門職(修士統計学専攻出身)が1,200人程度、経済についての統計的な実証分析を担える経済専門職が1,200人程度、オペレーションズリサーチや数学の専門職が1,600人となる。実情はこれらの職員数から程遠いばかりか、それが大学院経由で供給されることも不可能な大学院教育の状況である。

表 4.2 主要機関別統計職員数 (2018 年度末)

			(内訳)				フル	
	総数	フル		エコノ	リサーチ	その他	タイム	
	市心ダス	タイム	統計家	ミスト	サイエン	統計	以外	
					ティスト	人材	2071	
総数	20,441	11,603	3,507	1,874	191	519	8,718	
(主要機関)								
商務省センサス局	14,755	6,543	2,282	69	0	0	8,212	
商務省経済分析局	494	480	12	291	0	53	14	
司法省司法統計局	57	56	36	0	0	0	1	
労働省労働統計局	2,410	2,035	148	1,188	6	387	375	
運輸省運輸統計局	80	75	17	6	0	35	5	
農務省国家農務統計サービス	1,041	1,022	660	0	3	0	19	
農務省経済研究サービス	357	330	1	181	0	0	7	
エネルギー省エネルギー情報本部	370	268	65	71	75	9	2	
教育省国家教育統計センター	115	95	74	1	0	0	20	
保健福祉省国家保健統計センター	500	443	158	0	89	0	57	

「連邦政府の統計プログラム(2018)」から主要な統計機関の職員数を抜粋したのが、 表 4.2 である。連邦政府全体で、統計部局には 11,603 人のフルタイム職員と 8,718 人のフ ルタイム以外の職員が在籍している。(ただし、商務省センサス局では、周期的調査、例 えば 10 年ごとの人口・住宅センサスなどの実施、集計等で多数の臨時職員を雇用してい る。)

フルタイム職員 11,603 人について、資格別にみると、統計学を主として履修した統計家 (statistician) が約 30%の 3,507 人、経済学の他に統計等を履修したエコノミストが約 16%の 1,874 人在籍する。部局別にみると、日本における総務省統計局と経済産業省調査統計グループを合わせた部局に相当する商務省センサス局では 6,543 人のフルタイム職員がおり、その 3 人に 1 人は統計家である。日本の内閣府経済社会総合研究所に相当する商務省経済分析局では 480 人のフルタイム職員がおり、その 6 割近くがエコノミストである。労働省労働統計局では 2,035 人のフルタイム職員がおり、その 6 割がエコノミストである。

職員数およびそこに占める統計家、エコノミストという専門家の数を見ても、日本とは比べようもない規模であり、専門性のレベルが違うと認めざるを得ない。日本の現状をこの水準にまで到達させるのは非現実的であるとしても、データ社会に突入した現在、大幅に引き上げる努力が必要であることは論を待たない。

4.3 フランスの総合調整機能

フランスは、日本と同様に分散型の統計組織をとっており、国立統計経済研究所(Institut National de la Statistique et des Études Économique:INSEE 、経済・金融省の内部部局)を中心として、各省の統計部局(Services statistiques ministerials: SSM)がそれぞれの分野でデータの収集、統計の作成、分析等の統計サービスを担っている。INSEE は、人口センサス、企業統計、社会統計(家計調査、雇用調査等)のほか、随時、住宅調査、余暇調査、時間配分調査等の統計調査を実施している。一方、SSM は、例えば、農林省が農業統計、林業統計等、文化・通信省が文化統計等、経済・金融省が金融統計、貿易統計、運輸統計等といった、各省の所掌に関する統計を担当している。

INSEE は統計調査の実施等の統計サービスにとどまらず、企業登録データベース (SIRENE)、地方公共団体と共同での全国個人識別台帳 (IRPP)、選挙人名簿、等のレジスターの管理や経済分析、経済計画の検証、国民経済計算を基軸とした統計体系の整備における主導的な役割、各省の統計についての総合調整などの機能も有しており、さらに、経済、統計の専門家の養成機関である国立統計経済行政学院 (ENSAE) と国立統計情報分析学院 (ENSAI) の2つの高等専門教育機関を運営している。また、パリに中央統計局、各州に地方統計局を持ち、統計の集計・編纂を担当する国家情報センターも有している。

一見すると、INSEE は、日本における総務省統計局、経済産業省調査統計グループのもつ統計作成業務、内閣府経済社会総合研究所の国民経済計算体系の推計、経済の分析業務、総務省統計研究研修所の統計に関す研究・研修業務、総務省政策統括官(統計基準担当)の総合調整機能、審査業務、独立行政法人統計センターの統計調査結果の集計業務を併せ持つ組織であると受け止められる。ただし、組織の規模と権限及び専門性において大きな違いが

ある。

表 4.3 は、フランスの統計組織別の職員数である。

表 4.3 フランスの統計組織別職員数 (2018 年 1 月)

	各省統計部局 (SSM) 合計 うち INSEE		ţ.	央	均	也方
			合計	うち INSEE	合計	うち INSEE
農業	433	98	126	42	307	56
地方自治体	10	7	10	7	0	0
文化	20	5	20	5	0	0
防衛	7	4	7	4	0	0
持続可能な発展	236	97	168	78	68	19
公的金融	38	4	38	4	0	0
税関	26	4	26	4	0	0
教育	420	58	151	21	269	0
高等教育・研究	61	16	61	16	0	0
公務	19	10	19	10	0	0
移民	19	6	19	6	0	0
青少年・スポーツ	10	6	10	6	0	0
司法	64	24	64	24	0	0
保健・連帯	172	58	172	58	0	0
安全保障	16	8	16	8	0	0
労働、雇用、職業訓練	261	72	158	43	103	29
合計	1,812	477	1,065	336	747	141

INSEE	5,609	74%	1,766	62%	3,843	82%
INSEE 以外計	1,928	26%	1,082	38%	846	18%
合計	7,537	100%	2,848	100%	4,689	100%

資料:INSEE ホームページ

INSEE の統計職員数は、全統計職員数の 72.4%を占めており、大きな中央統計組織であることがわかる。ただし、INSEE は地方組織を持っているので、中央だけでみると 62%である。また、INSEE は統計専門部局として、各省に統計専門職員を幹部職員として派遣して、実務に当たらせていることが大きな特徴である。表中の「うち INSEE」欄は、INSEE から派遣されている職員の数を表す。INSEE 以外の各省の統計部局では、全体で 1812 人の26.3%が INSEE からの派遣で占められている。中央だけでみると 31.5%であり、各行政分野の政策決定に必要な統計調査や研究において指導的な役割を果たしている。国民経済計算を作成することと分野ごとに統計を分析することを通して、各統計の問題点や不足している統計を明らかにすることが可能となっている。

統計作成の総合調整機能は国家統計情報審議会(Le Conseil national de l'information statistique: CNIS)が担い、INSEE がその事務局機能の役割を果たしている。CNIS は時代とともに構成メンバーを統計作成者から産業界、労働団体、非営利組織、ジャーナリスト、社会団体、有識者へと拡大しており、総合調整機能は統計以外の情報までその範疇としている。統計作成、提供に関して意見を述べ、法令等の施行(回答義務、秘密保護)を監視する役割を持つ。下部組織として5つの委員会があり、そのなかで各分野の統計について設けられた部会において、①統計調査計画について、公益性、他調査との重複等の観点や調査票の内容、調査方法、集計方法等に関して有用性が審査され、次いで、②品質が保証され、統計技術的な規範を満たすという適合性に対する意見表明を行う、といった審査の内容については、日本の統計委員会の機能と類似している。しかし、申告義務のある統計調査に対する回答拒否に対して罰金を課すことを勧告する委員会が設置され、実際に企業に適用している仕組みは日本にはない。

審査は大規模で長期にわたるので、その弊害が危惧されるが、各省に統計専門職員を幹部職員として派遣して指導する仕組みによって、事実上の総合調整が INSEE に内生化され、大きな問題となることを回避している。

また、2つの高等専門教育機関 ENSAE と ENSAI を有しており、その修了者の専門性の水準、とりわけ前者は極めて高い。理工科大学、高等師範学校の卒業生、グランゼコールの修士修了者等が受験対象者であり、2~3年間、数学と統計学、経済学を主体に学習に取り組む。

このように、フランスの統計システムの根幹に INSEE があり、INSEE を介して、政府統計全体に対して、統計の質の改善、統計体系の整備、調整機能の強化、専門性の向上が図られている。分散型の統計機構の下で、人的・物的な統計資源を共有する工夫がなされているフランスの事例は、日本のこれからの統計制度を検討する上で大きな参考になるであろう。統計作成機関の間において、統計専門家の人事交流が制度として確立し、公的統計全体の質の向上が図られることを期待したい。

第5章 行政記録情報の活用

統計に関しては、調査統計以外に、求人・求職情報等の当該行政機関における「業務上の記録」、および納税申告等の各種届出等の情報を活用する、いわゆる「業務統計」がある。なお業務統計には法令上の定義はないとされ、政策統括官(統計基準担当)等の文書では「行政記録情報の活用」と呼ばれることが多い。

行政記録情報等の活用によって、(1)統計の正確性向上、(2)統計作成費用の軽減、(3)報告者負担の軽減、(4)公表の早期化、が期待できると言われている。

このような効果のうち、1995年の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」では、 行政記録の活用による報告者負担の軽減と、母集団情報の共同利用による調査客体・調査事項の重複排除の二つを主要な課題として検討を行うことが必要であるとされた。負担軽減に関しては、同年、新中・長期構想推進協議会の下に設置された第2検討委員会(美添が座長を担当した)で検討が行われ、その結果は2000年の「行政記録の活用方策に関する検討結果報告書」にまとめられているが、委員会では統計調査において行政記録が活用されている事例を精査し、活用を拡大するために必要な条件、活用を阻害している要因を明らかにした。調査の重複を避けて報告者負担を軽減するという観点からは、住民基本台帳、社会保険庁保有データベース、建設業法に基づく提出書類、雇用保険法に基づく行政記録などが有効に活用され、税務記録も国税庁の統計に利用されていた。

一方、統計調査の抽出枠としての活用に関しては課題が指摘された。たとえば、雇用保険法に基づくデータについては、職業安定法による目的外使用の禁止規定の改正または弾力的解釈が必要であり、さらに統計調査の定義との調整(事業所、従業者、産業分類などに相違がある)が必要である。また、税務記録については、税法上の守秘義務から、納税目的以外では使用できないとされた。

その後、2007年に統計法が改正され、統計審議会から統計委員会に移行するとともに、統計作成への行政記録の活用を推進するための法的な仕組みが整備された。具体的には、新統計法では、統計作成機関は、行政記録の保有機関に対して提供等の協力を要請できる(第29条、第30条)こと、さらに協力要請が不調の場合には総務大臣は保有機関に提供や協力を要請できる(第31条第1項)という規定が設けられている。

本委員会の構成員の一部が、統計委員会会長(竹内啓)および委員・専門委員等(舟岡史雄、美添泰人、椿広計、櫨浩一、門間一夫)として立案に関わった統計委員会の「第 I 期基本計画」では、公的統計の整備を推進する効率的な統計作成方法として、行政記録情報等の活用について具体的な課題を記した。その中で、雇用保険情報と事業所母集団データベースとの照合については、厚生労働省の協力を得て実現し、「経済センサス・活動調査」の母集団情報の整備に役立っている。この例を含めて、第 I 期基本計画における 6 つの提案のうち4 つについては、何らかの形で効果的な利用が実現したが、その一方で、企業に関する統計における税務データの活用、および住宅・土地に関する統計における固定資産課税台帳の活

用などが、最も重要な課題として残されている。

当時の統計委員会の議論を受けて総務省政策統括官(統計基準担当)が作成することになった「行政記録情報等の統計作成への活用状況」によれば、2012年度には、行政記録情報を利用して経常的に作成されている業務統計が約 400 件、補助情報として行政記録情報等を活用している統計調査が約 100 件存在する。情報の利用方法は母集団情報の整備、調査事項の一部代替などであり、現在、ある程度の活用が実現していることがわかる。

活用の主要な例として、総務省の国勢調査では、住民基本台帳を利用して無回答世帯の補足および回収した調査票における欠測値等の補完が行われている。また、厚生労働省の毎月勤労統計調査では、雇用保険適用事業所設置届等を利用して、母集団労働者数を補正(事業所の新設等による労働者の増減を反映)し、雇用保険情報を補助データとして常用労働者数を推計するなど、精度の確保・向上を図っていると報告されている。

研究目的としても、経済学者を中心として、各種の業務資料を利用した分析で成果を上げているが、行政記録情報の活用を促進するためには、(1)概念・定義の違い、(2)法整備の問題、(3)電子化の問題、(4)報告者の理解など、解決すべき課題がある。

まず、(1)概念・定義の違いについては、従業者数(雇用保険では雇用主を含まず、源泉 徴収では無給のものを含まない)、業種(法人税等における業種は格付け方法が異なる)、調 査時期が異なる、など多くの課題がある。行政資料データには誤りや欠測がないという神話 は事実とは異なり、この点も軽視できない問題である。(2)法整備については、課税データ に関する税法上の秘匿義務が典型的な問題である。(3)電子化も大きな課題であり、固定資 産課税台帳の例では、自治体によって整備状況が大きく異なっていた。最後に、(4)報告者 の理解を得るためには十分な秘匿処理が必要である。行政資料データに関しては、そもそも 統計の目的による利用を想定していないため、そのまま利用すると情報漏洩の危険性が高 い。

以上の課題は、克服できないわけではない。実際、アメリカやカナダの事例を見ても、源 泉徴収などの行政記録情報は、必ずしも法人単位ないし事業所単位で統一された情報とは なっていないが、母集団名簿(ビジネスレジスター)の整備を通じて、効果的な活用が実現 されている。

母集団名簿の整備(ビジネスフレーム)としては、フランスの INSEE(国立統計経済研究所)が保有している SIRENE が参考になる。これは SIRENE のための法令に基づいて構築・運用されているもので、SIRENE の更新には、税務データ等の行政記録、INSEE が実施する統計調査の結果、および、CFE(企業手続きセンター)と呼ばれる組織が一元的に管理している、商工会議所、裁判所、社会保険・家族手当掛金徴収組合、税務署等の情報がある。

日本においても、統計法の改正によって、国または地方公共団体が保有する情報に関しては、統計を作成する行政機関から提供を求めることができるとされているので、今後、一層の活用を進めるべきであるが、統計法をどのように運用するかが、最大の課題である。一つ

の例として、経済センサスにおける法人企業数と法人企業統計における法人企業数には大きな違いが存在することが知られている。この問題については、国税庁が付番した企業番号等を活用した名簿整備や経済センサスの実施により改善が見込まれているが、税務申告をした法人の名簿が提供されれば、さらに明確な数値が確定し、統計の正確性の評価に対しても極めて有用であることから、情報の提供を「求めることができる」という表現を、運用上強制力があるように修正することが望ましい。これは、政府として早急に解決すべき課題である。そもそも、統計に利用するためのさまざまな問題点は、実際に統計を作成する経験を通じて解決されるべきものである。現状では、その出発点が開かれていない。

もう一つ、地方公共団体内で保有されている情報については、国が無条件で入手する仕組みは存在しないため、何らかの法的な整備が必要となることにも注意が必要である。例えば、土地基本調査において土地の所有状況を確認するためには、固定資産課税台帳が有効に活用できることが望ましいが、その体制は整備されていない。この種の情報に関しては、地方自治体ごとに電子化の状況が異なるため、一律にデータを利用できないという問題も大きい。この問題の解決のためには、地方自治体で情報の電子化を促進するように国が支援すると同時に、法的な整備を進める必要がある。

2017年の「統計改革推進会議最終取りまとめ」においては、行政記録情報を含めて、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進を求めている。具体的には「3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進、(1)各種データを用いた統計的分析の促進、②各府省の保有する統計等データの提供等のための仕組み、(ア)統計等データの提供等の判断のためのガイドラインの策定」において、「電子化されていないデータについてはオンラインによる報告・提出の導入を推進するとともに、これまで紙等で蓄積されたものについては、必要なリソースを確保し、ニーズの高いものから電子化を行い、法人関係のデータについては、法人番号の付番を推進すること」としている。

さらに、地方自治体だけでなく、民間が保有するデータの利活用のための仕組みも提案している。ただし、各府省と地方自治体・民間の間における各種データの相互利活用については、現時点では一般的なルールはなく、個々に法令上の制約があることとならんで、これらのデータには通常は偏りが存在するため、簡単ではないことも指摘している。このため、効果が期待されるにもかかわらず、「法制面・技術面等の課題により、利活用にいたっていないデータについて、優先度が高いものから、専門技術面も含めた関係者間の検討をオープンな形で個別的・集中的に行い、対応事例を積み重ねていくこととする。」と記している。

以上を踏まえて、本委員会は、統計作成を効率化し、費用の軽減にも有用と考えられる行政記録情報の活用に関して、早期の実現に向けた真剣な検討を行うことを提言する。

第6章 統計専門職人材の育成

6.1 統計専門職の量と質

総務省統計委員会点検検証部会(2019)は、公的統計調査の企画・作成に関わる専門職員の育成について、研修活動の強化などを求めている。証拠に基づく政策立案(EBPM)の重要な基盤として公的統計が位置付けられているなかで、これまで削減が続いてきた統計職員について必要な増員を図ることは、最優先の課題である。

一方、統計専門家が必要とする力量について、日本統計学会は、これまで統計教育の質保証活動や統計検定の創設を通じた客観的な評価活動を行ってきた。統計職員の質の問題について、特に、フランスと米国が統計専門職に実施している教育について、會田雅人氏による報告に基づいて紹介する。

6.2 フランス:政府主導の幹部統計専門職育成

フランス国家統計局は 1942 年に上級幹部職員を養成する研修所を設立したが、1946 年以降フランスの公的統計作成分析機関である国立統計経済研究所(INSEE, L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques)がこれを引き継いだ。1960 年に国立統計経済研究所内の養成機関は国立統計経済教育大学(ENSEA, École national de la Statistique et de l'Administration Économique)に改組され、経済統計家と国立統計経済研究所幹部職員(カテゴリーA+)の養成部門をもつ。そこでは、フランスの大学の経済学科ないしは数学科の卒業生に対して、統計学・経済学・情報学の3年間(エコール・ポリテクニック卒業生は2年間)の教育がなされている。修了生は、必ずしも統計経済研究所に就職するとは限らず、各省庁や官庁以外の組織(公的組織、メガバンク、高等教育機関)の幹部職員候補となる。ENSEA は、統計専門職、経済専門職(エコノミスト)あるいは OR(Operations Research)専門職を育成するための組織、日本で言う専門職大学院である。

現在、保険科学、ビジネス分析、データサイエンスと機械学習、データサイエンスと社会科学、金融とリスク管理、予測と経済政策といった 6 つの専門職修士水準の専攻プログラムが設けられている。この中で、公共政策の計量経済学的評価技術、統計的機械学習、ミクロ経済学、マクロ経済学、確率微分方程式、ベイズ統計、ダイナミックプログラミング、リスク理論など政策実務に関わるカリキュラムが提供されている。

さらに、修了者に対する追加の 15 か月研修や、日本でいう通常の研究型修士や博士の課程も整備されている。教授・准教授は、経済学・計量経済学が 25 人、統計学・データサイエンスが 10 人、金融・保険が 11 人、社会学が 5 人、この他に講義助手が 6 人である (https://www.ensae.fr/en/faculty/)。

これまでの 75 年間に 6,500 人の修了生を輩出しており、年平均で約 90 人の修了生である。フランスにはこの種の専門職が 3,000 人程度、政府・経済界の幹部として 3,000 名程度配置されていることが想定される。

6.3 米国:大学院専門職修士修了者の登用

4.2 節に記したように、米国政府は大学院統計学専攻修士課程(専門職大学院)修了者を統計専門職として雇用し、経済専門職などと共に職務遂行に充てているのが特徴的である。 実際、センサス局の WEB ページには、情報技術専門家、数理統計家、統計家と分析家(経済専門職など)が挙げられており、その必要な知識が列挙されている。

https://www.census.gov/about/census-careers/opportunities/positions/mission-critical.html

統計専門職には、統計家と数理統計家という2階層が存在し、前者は経済統計家と社会科学統計家に区分されている。経済統計家としては、統計学科のみならず、経済、ビジネスマネジメント、マーケティング、ファイナンスなどの学科の修了生、社会科学統計家は、社会学、心理学、人口統計学、法学などの修了生が例示されている。数理統計家については、統計専門職大学院修了生水準の知識と力量とが要求され、センサス局で用いる新しい統計的方法の開発などを主導する立場として位置づけられている。

6.4 日本の状況

日本には、統計専門職育成に特化した体系的高等教育は、2017年4月に滋賀大学データサイエンス学部が設立されるまで皆無であった。修士課程以上の大学院教育においても、2019年6月現在、滋賀大学データサイエンス研究科、総合研究大学院大学複合科学研究科統計科学専攻以外には存在しない。フランス型の数理・データサイエンスとマネジメントサイエンスなどを主体とする行政・経済専門職教育については、伝統的には工学部経営工学科や管理工学科が類似のカリキュラムを構成していたが、その修了生が行政に進むというよりは、モノづくり系産業界に就職するのが通例だったと考えられる。

公的統計分野における統計専門職育成機関としては、1921年に国勢院に設置された「統計職員養成所」を前身とする総務省統計研究研修所が存在する。最も長期間の研修は本科研修と呼ばれる3か月コースであり、概ね高校修了レベルの受講生に、基礎数学と共に、データ分析、推測統計、多変量解析、標本調査論など統計学の基礎と、統計法規、人口分析、地域分析、経済分析、国民経済計算など公的統計の実務を習得させるものとなっている。近年、本科の上に統計専門課程や特別コースを設置し、最近の統計学、データサイエンスの発展に対応しているが、それぞれ数日だけの研修である。

6.5 考察と提言

日本社会は、産官ともに工業技術系を除いて、一般職・ジェネラリスト人材によって支えられてきた。6.4節で述べたように統計専門職を育成する大学院は、総合研究大学院大学と滋賀大学のみであり、現時点では米国のように大学院が数理・統計・経済などの専門職を産官に供給する状況ではない。したがって、政府職員、自治体職員ないしは統計部局職員については、フランスが行っているような統計・OR・情報・経済・金融などの基幹的分野の教

育を総合職(経済、数理科学、工学、物理学)に対して、専門研修機関で行う必要がある。 この研修機関としては、当面総務省統計研究研修所が適切であると考えられる。これを踏ま えて、以下を提言する。

統計を含む行政技術専門職養成プログラムを政府機関内に設けることが必要である。現在ある組織を有効活用する観点に立てば、当面、総務省統計研究研修所にフランス国立統計経済教育大学をモデルとした高度行政専門職育成機関を設置し、国家公務員及び地方公務員を選抜し、2年間程度の長期研修を行うことが考えられる。このように、政府や都道府県の EBPM 並びに統計行政を指導する幹部として、年間 50 人程度の統計(データサイエンス)・経済専門職を継続的に育成することで、米国やフランスで実現しているような専門職の体系的育成が可能となる。出来得るならば、この研修修了者に対しては、修士専門職相当の学位を与えることが望ましい。

参考文献

第1章

内山昌也(2006)『詳説統計法令 I 統計法』,新日本法規出版.

内山昌也(2006)『詳説統計法令II 統計報告調整法』,新日本法規出版.

行政管理庁統計基準局(1962a)『日本統計制度再建史一統計委員会史稿 記述篇』,1962年3月.

行政管理庁統計基準局(1962b)『日本統計制度再建史一統計委員会史稿 資料編(I)資料編(II)』,1962年3月.

行政管理庁統計基準局(1963)『日本統計制度再建史一統計委員会史稿 資料編(Ⅲ)』,1963年3月.

行政管理庁統計基準局(1964)『日本統計制度再建史-統計委員会史稿 資料編(年表・補遺)』,1964年3月.

島村史郎(2006)『統計制度論』,(財)日本統計協会.

松田道夫(1973)『統計法の解説』, (財)全国統計協会連合会.

森博美(1991)『統計法規と統計体系』,(財)法政大学出版会.

山中四郎・河合三良(1949)『統計法と統計制度』, 実用統計叢書第2巻,統計の友社.

第2章

Fenwick, D. and Tippen, G. (2003) Quality Management Using ISO 9000 for Price Indices in the UK, *Journal of Official Statistics*, Vol. 19

The Expert Group on NQAF (2012) Guidelines for the Template for a Generic National Quality Assurance Framework (NQAF),

https://unstats.un.org/unsd/dnss/docs-nqaf/GUIDELINES%208%20Feb%202012.pdf 會田雅人(2008a)「フランスにおける統計調査の審査(1)」, 統計情報, 2008 年 7 月号 會田雅人(2008b)「フランスにおける統計調査の審査(2)」, 統計情報, 2008 年 8 月号.

総務省統計委員会点検検証部会(2019)点検検証部会の審議状況について(報告)、

椿 広計(2019)「公的統計に必要なマネジメントシステム、特別企画統計の信頼性向上をめ ざして」統計, 2019 年 6 月号

日本品質管理学会(2016)「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」, JSQC-Std 89-001:2016, 日本品質管理学会.

毎月勤労統計調査に関する特別監察委員会(2019)「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価に関する報告書」

第3章

1980 年(昭和 60 年)統計審議会答申「統計行政の中・長期構想」 旧統計法(昭和二十二年法律第十八号)

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/houbun2.htm

2017年 (平成 29年)「統計改革推進会議最終取りまとめ」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_honbun.pdf

竹内啓(2008)「政府統計の役割と統計改革の意義」『21 世紀の統計科学〈1〉社会・経済の 統計科学』東京大学出版会.

美添泰人(2008)「統計改革の残された課題」『21 世紀の統計科学〈1〉社会・経済の統計科学』東京大学出版会.

第4章

會田雅人(2008a)「フランスにおける統計調査の審査(1)」, 統計情報, 2008 年 7 月号.

會田雅人(2008b)「フランスにおける統計調査の審査(2)」, 統計情報, 2008 年 8 月号.

會田雅人(2013)「海外の統計組織の職員」、ESTRELA, No. 229, 2013 年 4 月号.

會田雅人(2013)「フランスにおける公的統計の組織」、ESTRELA, No. 271, 2016 年 10 月号.

會田雅人(2019) 一般社団法人日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会 提出資料.

五十嵐光男(1975)「フランスの統計組織」、経済論叢, 115巻3号.

舟岡史雄(2008)「各国の統計法制度とわが国の統計改革」『21 世紀の統計科学〈1〉社会・ 経済の統計科学』東京大学出版会.

第5章

1995 年(平成 7 年)統計審議会 諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000391231.pdf

2000年(平成 12 年)「行政記録の活用方策に関する検討結果報告書」統計行政の新中・ 長期構想推進協議会 第 2 検討委員会.

2007 年 統計法 (平成 19 年法律第 53 号)

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/houbun2n.htm

2009 年(平成 21 年)統計委員会「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第 I 期基本計画)http://www.soumu.go.jp/main_content/000283571.pdf

2017 年度(平成 29 年度)「行政記録情報等の統計作成への活用状況」 (平成 29 年度に 実施した「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の結果)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000540151.pdf

2017年 (平成29年)「統計改革推進会議最終取りまとめ」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_honbun.pdf

第6章

五十嵐光男(1975)「フランスの統計組織」,経済論叢,115巻3号 斉藤金一郎(1979)「官庁統計の組織・制度一世界の趨勢と日本の現状一」,オペレーション ズリサーチ,1979年2月号

総務省統計委員会点検検証部会(2019) 点検検証部会の審議状況について(報告), http://www.soumu.go.jp/main_content/000621412.pdf

一般社団法人日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会 委員名簿

委員

竹村 彰通 (滋賀大学 データサイエンス学部 教授)

椿 広計 (統計数理研究所 所長)

(副委員長) 舟岡 史雄 (信州大学 名誉教授)

山本 涉 (電気通信大学 大学院情報理工学研究科 准教授)

(委員長) 美添 泰人 (青山学院大学 経営学部 プロジェクト教授)

オブザーバー

竹内 啓 (東京大学 名誉教授)

櫨 浩一 (株式会社 ニッセイ基礎研究所 専務理事・エグゼクティブ・フェロー)

門間 一夫 (みずほ総合研究所株式会社 エグゼクティブエコノミスト)

協力者

會田 雅人(公益財団法人統計情報研究開発センター 専務理事)

稲葉 由之(明星大学経済学部教授)

牛尾 義法 (元総務省政策統括官室)

桑原 廣美 (公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 研究員・元総務省政策統括官室)

鈴木 督久 (株式会社日経リサーチ 取締役常務執行役員)

樋田 勉 (獨協大学 経済学部 教授)

一般社団法人日本統計学会

公的統計に関する臨時委員会 報告書

第二部

公的統計の改善に向けた本委員会の見解と提言

資料編

2019年6月8日

資料編目次

資料 1	厚生労働省の委員会における議論(記録の URL 情報)	1
資料 1		
資料 1		
資料2	- オブザーバーおよび協力者の報告要旨	
資料 2	2-1 「データ学のすすめ」	5
資料 2	2-2 「毎月勤労統計不正問題とその背景」	7
資料 2	2-3 「利用者の視点から見た公的統計(メモ)」	.12
資料 2	2-4 「利用者視点から見た政府統計の問題点」	.15
資料 2	2-5 「統計不正問題と調査現場」	.17
資料3	「フランスの統計制度」	.19
資料 3	3-1 「フランスにおける統計調査の審査」	.19
資料 3	3-2 「フランスの国家統計情報審議会 (CNIS)」(日本語訳 會田雅人)	.32
資料 3	3-3 「フランスにおける公的統計監視委員会」	.41
資料 3	3-4 「フランスにおける公的統計の3つの組織」	.45
資料4	「アメリカの連邦公務員の Statistician、Economist の定義」	.52
資料 5	「もぐり調査」のリスト	.55
資料 6	公的統計に関する臨時委員会開催記録(第1部資料編を再掲)	.65

資料 1 厚生労働省の委員会における議論(記録の URL 情報)

資料 1-1 「毎月勤労統計調査の改善に関する検討会」

樋田勉(獨協大学 経済学部 教授)

厚生労働省「毎月勤労統計調査の改善に関する検討会」における議論の経緯情報の所在 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-toukei_275673.html

毎月勤労統計に対する社会的関心の高まりを受けて、より信頼性の高い統計を目指すために、毎月勤労統計の調査方法や推計方法の改善を検討することを目的として、平成27年6月から9月にかけて計6回の検討会が開催された。

検討会では、主に毎月勤労統計におけるサンプル替えの方法やギャップの修正方法を中心 に以下の議論を行った。

- (1) サンプル替えの方法(総入れ替え、部分入れ替え、部分入れ替えの頻度等)
- (2) サンプル替え時やベンチマーク更新時におけるギャップ修正について
- (3) 脱落サンプルについて
- (4) 他府省、諸外国の統計との比較

第1回(平成27年6月3日)

毎月勤労統計の調査方法、推計方法、賃金指数・労働時間指数等の概要についての説明。諸 外国の同種の統計に関する説明。

第2回(平成27年6月26日)

サンプル替えの方法とギャップの修正方法について、総入れ替えと部分入れ替えを採用する場合の利点・欠点について検討。ベンチマーク更新時におけるギャップの修正について検討。

第3回(平成27年7月10日)

サンプル替え時期におけるギャップの状況, サンプル替えの方法とギャップの修正方法, 脱落サンプルの給与水準の特徴について検討。米国 Current Employment Statistics の WDLT 方式を用いた試算。

第4回(平成27年7月24日)

サンプル替えの方法と、サンプル替えとベンチマーク更新時におけるギャップ修正の方法に、ギャップの要因分解について検討。米国 Current Employment Statistics の WDLT 方式を用いた試算。

第5回(平成27年8月7日)

サンプル替えの方法と、サンプル替えとベンチマーク更新時におけるギャップ修正の方法 について整理。中間的整理の素案について検討。

第6回(平成27年9月16日) 中間的整理のとりまとめ。

以上

資料 1-2 「毎月勤労統計の共通事業所の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」

稲葉由之 (明星大学 経済学部 教授)

厚生労働省

「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」 における議論の経緯

情報の所在 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-toukei_127023_00002.html

平成 30 年 1月より、前年同月分及び当月分ともに集計対象になった調査対象事業所(以下「共通事業所」という)の賃金に係る前年同月比について、実質賃金も示すことを求める意見がみられた。毎月勤労統計の共通事業所の賃金の実質化をめぐる様々な論点について、専門家による検討の場を設け、課題を整理する。

検討会では以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 本系列と比較した共通事業所の集計値の特性
- (2) 共通事業所の賃金の集計値の指数化をめぐる論点
- (3) 共通事業所の賃金の対前年同月比の実質化をめぐる論点

第1回 2019年2月22日

- ・ 共通事業所の集計値は、当月に2つの異なる賃金額(基準時と比較時)が存在する。
- ・ 前年同月分の共通事業所の集計値は、当月のウエイトを用いて計算した値であり、本系列とは異なる推計方法をとっている。

第2回 2019年2月28日

・ 本系列と比較した共通事業所のサンプルの特性として、共通事業所では男性の比率が高く、パートタイム比率が低い傾向にある。

第3回 2019年3月6日

・ 有識者 (明石弁護士、阿部教授) のヒアリングを行った。

第4回 2019年3月7日

- ・本系列と共通事業所の母集団は異なっていると確認されたものの、推計の際には、本系列と共通事業所は同じウエイトを用いて推定値を求めている。
- ・ 実質化のためのデフレータをどのように考えるのか。

第5回 2019年3月12日

- ・ 共通事業所の集計値には一定のバイアスの存在する可能性が考えられる。
- ・共通事業所の集計値は何を代表した数値であるのかを考える必要がある。
- ・ 本系列の事業所に占める共通事業所の割合は、500 人以上の事業所では 80%程度、30~

499 人事業所では 45%程度、5~29 人事業所では 30%程度である。

第6回 2019年3月19日

・ 中間的整理(案)を検討した。

第7回 2019年3月29日

・中間的整理をまとめた。

中間的整理 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000170963_00001.html

第8回 2019年4月22日

・構成員による脱落バイアスに関する分析結果が示された。

第9回 2019年5月13日

・米国と英国における賃金統計の概要、とくに集計方法の内容が提示された。

資料2 オブザーバーおよび協力者の報告要旨

資料 2-1 「データ学のすすめ」

竹内 啓(東京大学 名誉教授)

最近「統計不正問題」がやかましく論じられているが、私はこの際「データ学」というものを提唱したい。このようにいうと「データ・サイエンス」(データの科学)がもてはやされている現在、改めて何をいうのかと怪しまれるかもしれない。しかし「データ・サイエンス」或いは「データ・アナリシス」はほとんどの場合、与えられたデータから出発して、それをどのように扱うかの方法を論ずるものとなっており、データそのもの、そのあり方、品質等を論ずることはあまりない。しかし具体的な統計分析を料理することにたとえるならば、よい料理を作るには、優れた調理法とともによい食材をえらぶことが大切であるように、有効な統計分析を行うには良いデータを選んで適切な解析を行わなければならない。利用できるデータが与えられている場合には、その性質をよく吟味して、それに適した解析法をえらばなければならない。その場合は、その性質をよく吟味して、それに適した解析法をえらばなければならない。その場合は、有り合わせの材料から食事を作るようなものである。いずれにしても良い料理人は食材をよく吟味して調理法を選ぶように、優れた実際統計家は統計素材をよく調べて解析法を決めるものである。しかしデータを吟味する過程はしばしば「経験と勘」によるものとされ、定式化されて説明されることはほとんどない。しかしそれを何らかの形で一般化し定式化して示すことはできないだろうか。それがデータ学である。

統計データが作成されるには、一般にいくつかの段階を経る。1. 知りたいと思う、或いは明きらかにしたい社会的事実、を前提として、2. 調査の対象とする社会集団を定め、3. 具体的な調査項目と質問事項を定め、4. 実際に調査をする対象のえらび方(母集団の定義、標本抽出方式)を定め、5. 調査の方式(調査員による訪問、郵送、電話、インターネット等)をえらび、6. 集められた調査票を審査し、7. 調査票の結果を一定の方式で集計し、8. 結果を公表する、ということになる。特別の統計調査だけでなく、既存の業務記録、或いは登録データが用いられる場合にも、1. 記録作成の目的、2. 対象集団の定義、3. 記載項目、4. 実際に記載されている対象の範囲(カヴァーレッヂ)、5. 記録のあり方、が問題になる。このすべての段階において、あらかじめ定めた計画やルールと実際との乖離、「建て前」と現実とのくい違いが生じ得る。それは母集団資料の不備、調査対象の誤解や非協力、実施者の過失や能力不足、集計段階での誤まりなどから起る。このようにして得られた統計データが、最初に目的とした「社会的事実」を正しく反映しているか否かが「統計の信頼性」の問題である。そこには統計数字が社会の現実を正しく反映しているかという「真実性」の問題と、それが知りたいと思う「事実」を適切に表しているかという「適切性」の2面がある。現実には100%の信頼性を達成することは不可能である。そこで現実に得られ

たデータが十分と考えてよい信頼性を持つことを確かめるためには、上記の各段階につい て注意深くチェックする必要がある.そのことを可能にするためには各段階の手続きがく わしく具体的に明記されていなければならない.統計法は政府の「基幹統計」「一般統計」 についてこのことを要求している. 同時に「建て前」と「実際」のズレについての情報(把 握率,回答率,事後精度の推定値等)が公表されることが望ましい.統計データの信頼性を チェックする方式はある程度マニュアル化することは可能であろう.もしそれをチェック する情報が得られない場合には、信頼性について疑問を持つべきである。上記の議論は、そ れに関する報告は不十分な部分があっても誠実に書かれていることを前提している.すな わちそこには意図的な虚偽、歪曲、捏造は存在しないと想定されている。もしこのようなこ とが行われていることが曝露されたり、疑われたりすれば、その統計に対する信頼は失われ てしまう. 統計数字の信頼性は, それと他の統計や資料と比較することによってもチェック できる. 特に継続的に行われている調査に関しては, 個票レベルに立ち戻ることができれば, それを時系列的に扱うことによって, 異常値のチェック, 欠測値の補完等を行うことができ て結果の集計値の信頼性を高めることができる.そのためには若干の理論的考察が必要で あるが、それはそれほど複雑なものではない、同一の事象について、異なる方向から接近し た2つ以上の統計数字が存在する場合にはそれを照合することにより、統計の信頼性につ いての有用な情報が得られることが多い. 貿易については, 輸出側と輸入側の双方向から捉 えることができる.そのため政府統計の信頼度が一般に低い国においても,貿易に関しては 比較的に信頼できる統計が得られ、またその数字を用いて、GDP や特定の部門の産出額の 数字をチェックすることができる. 国民経済計算体系は, 総生産=総支出=総所得のいわゆ る「三面等価 | を中心とするいくつかの勘定から構成されているが、それらの勘定は理論的 に成立しなければならない等式からなっており、しかも両辺はそれぞれ独立に計測可能な 項目からなっているから、それを突き合わせることによって数字全般の信頼性をチェック することができる. 現実には一つの勘定の中のある項目は直接計測されず, 等式から引き算 によって算出されることが多いが、すべての項目が独立に計測されれば、両辺の不一致、い わゆる 「統計的不突合 | が生ずることになる.この項の処理は面倒であるが,しかしそれは 国民経済計算全体の信頼性の有益な尺度を与える.一般に統計体系の中で同じことを表す 2つ以上の数字, すなわち冗長度が存在することは決して無意味, 或いはムダではなく, 統 計の信頼性をチェックするための有益な情報を与えることに注意すべきである.以上にの べたことは「データ学」のほんの一端にすぎない.

(日本統計学会会報、2019.4.30、No. 179 より許可を得て転載)

資料 2-2 「毎月勤労統計不正問題とその背景」

竹内 啓 (東京大学 名誉教授)

月刊『統計』2019年5月号「特別企画 統計の信頼性向上をめざして」(許可を得て転載)

毎月勤労統計不正問題とその背景

竹内 啓

毎勤統計不正問題の意味

「毎月勤労統計」の不正問題については、国会でも度々取り上げられ、マスコミでも論じられているが、その意味するところは、必ずしも明確に 理解されていないように思われる。

毎月勤労統計調査は基幹統計調査であるが、統計法には、基幹統計調査を行うときはあらかじめ、「1調査の名称及び目的、2調査対象の範囲、3報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、4報告を求める者、5報告を求めるために用いる方法、6報告を求める期間、7集計事項、8調査結果の公表の方法及び期日、9使用する統計基準その他総務省令で定める事項」を総務大臣に申請し、統計委員会の審議を経て、承認を得なければならないと定められている。上記の項目について変更しようとする場合も同じである。

厚生労働省が無断で調査法の一部を変更したことは明確な法律違反である。もちろん、一般に基幹統計調査の一部を全数調査から標本調査に切り替えることは可能である。しかしそのためには、そのことを申請し、統計委員会の審議を経て総務大臣の承認を得なければならない。その際、このような変更によって集計値の精度が著しく落ちることがないこと、調査計画全体のバランスが崩れないことを示さなければならない。また、当然集計値の計算方法もそれに応じて修正されなければならない。今回、このような手続きは全く取られておらず、明確な法律違反である。

この件に関して「隠蔽工作」が行われたか否かが問題とされているが、明確な法律違反があった以上、それを隠蔽しようとする工作が行われたか否かは二義的な問題に過ぎない。

第1に解明されるべきことは、なぜ、どのような状況でこのような違反が行われたか、そしてその責任がどこにあるかである。最初にこのことが行われたのは十数年前のことになるから、関係者の多くはすでに退職しており、状況の解明も責任の追及も困難であるかもしれない。しかし、まず違反が行われた経緯が明らかにされなければ、「再発防止」を基本的に考えることはできない。

次の問題は、このような不正がなぜ長く続けられたかである。現実に厚生労働省内部では、長い間現場の担当者以外その事実を知らず、同省の幹部は、統計部局の長をふくめて、ほとんどがこのことに気づかなかったようである。そしてそれは現場の担当者が意図的に隠蔽工作を行ったというよりも、むしろ事態を上司に報告する必要もない「些細なこと」と考えて放置したこと、また、たまたまそれを知った統計部局幹部もそれを重大なことと認識せず、さらに上部に報告することなく、ただ「適当に処置するよう」指示しただけであったようである。そこに表れているものは、違法性の認識の甘さと規律の緩みである。

第3の問題点は厚生労働省内部で事態を知って から、総務省や統計委員会に報告することなく集 計値の修正(「復元措置」)を行い、その間虚偽の 報告を続けていたことである。これは統計委員会に対する意図的な不信行為である。統計委員会は、分散型の統計制度の中で、政府統計の「司令塔」として、統計の総合調整および「基本計画」を審議することになっているが、各省庁の統計部局に対する監査、統制の権限を持っておらず、その機能は統計委員会と各省庁との相互信頼の上に成立しているものである。もし各省庁から統計委員会に真実を報告せず、また定められたルールを守らないならば、統計委員会の存在は無意味になる。このことは一般的な「隠蔽工作」とは別のレベルの問題である。

全体として明らかになったのは、厚生労働省における「統計のルール」を守ることに対する真剣さの欠如であるといわねばならない。それは厚生労働省の統計、ひいては政府統計一般の信用を損なうものである。「毎勤統計の不正」が明らかになったことから、雇用保険、労災保険等について数百億円に上る追加給付の必要とそのための200億円ともいわれる事務経費を生み、大問題となったが、しかしそれは事件の本質ではない。ルール違反があっても、このような「損害」が生じなければよいということではない。

問題の拡がり

問題は「毎勤統計」あるいは厚生労働省の統計 に終わることではないようである。

総務省が各省庁の主管する「基幹統計」について調べたところ、数十件の「ルール違反」が明らかとなった。それらはほとんどがいわば「些細」なものであったが、多数の小事故があればそのうち大事故が起きるといわれるように、多数の些細な違反は大きい不正の兆候である可能性があるし、報告されなかった違反もあるかもしれないのである。全体的に「ルールを守る」ことに対する真剣

さが不十分なのではないかと感じられる。

行政機関が行う基幹統計調査以外の「一般統計調査」についても、その実施者は前記のような項目について、あらかじめ総務大臣に申請し、その承認を得なければならない。総務大臣は、その申請が「統計技術的に合理的かつ妥当」なものであり、他の統計との甚だしい「重複」がなければ、統計委員会の議を経ることなく承認しなければならないと規定されている。したがって、一般統計についても、その「ルール」は一定の基準の下に明記されているが、それはどの程度守られているであろうか。それについては明らかな情報はないが、基幹統計以上によく守られているとは期待できないとしなければならない。

しかしより重大なことは、各省庁の政策当局が 政策の立案、実施に当たって、公的統計以外の数 字を用いることが少なくないことである。それは 自ら適当に集めたデータであったり、関係する外 部民間団体に委託して調査した結果であったりす る。このような場合にはデータの作成過程が明示 されることがなく、審査の対象となることもない から、その客観性、信頼性は保証されない。しば らく前、安倍晋三首相が「裁量労働制の労働者の 労働時間は、一般の労働者より短い」と国会答弁 の中で述べたとき、その根拠とされた統計データ が誤解を招くような形で提示されていただけでな く、そのための調査自体が誤りだらけの杜撰なも のであったことが明らかとなって、首相は答弁を 撤回したのみならず、裁量労働制の拡大計画自体 が変更を余儀なくされた。この場合、国会が関心 を持って特別に調査個票のレベルまで立ち入って 調べたために、調査がほとんどデタラメといえる ほどのものであったことが明らかとなったが、ふ つうはそのようなことは行われないので、他にも 同じようなことが行われているのではないかとい

-7- 『統計』 2019年5月号

う疑問を生じさせる。さらにこの件に関して厚生労働大臣が「千数百の結果数字の中に、数百の誤りがあっても、残りの数百は使うことができる」と述べたときには、統計の信頼性ということを全く理解していないといわざるを得ない。したがって、厚生労働省内部で、この件に関し、原因究明も責任追及も行われなかったのは当然と思われる。しかし例えば1000個入った卵の中から300個腐ったものが発見されたとき「残りの700個は食べられる」といっても、このような卵を出荷した生産者から今後誰が卵を買うだろうか。

問題の背景

今回明らかとなった問題の背景には、一般的に ルールを守ることについての規律の緩みの上に、 統計の信頼性についての無関心ないし軽視がある と感じる。

EBP (Evidence Based Policy: 証拠にもとづく政策) ということがしばしば唱えられるが、しかしその証拠となる統計データが信頼できる十分なものでなければならないということは、必ずしも認識されてないように思われる。

そもそも政府の統計調査に関して、戦後統計法に前記のような規定が定められたのは、戦争中の経験にもとづいている。日中戦争が激化し、大戦が近づく中で、政府の経済統制が強化されるとともに、多くの統計数字が求められるようになった。その中で陸海軍や各省庁はそれぞれ自分に都合のよい統計をつくり、また場合によっては事実を政府内の他部局に対しても秘匿した。そのため、政府内には一つの事項についても、多数の相互に矛盾する数字が存在し、しかしそれらは公表されなかったので、批判的に吟味されることがなく、結局政府自体が真の状況を知ることができなくなった。それが戦争の有効な遂行の障害となったこと

はいうまでもない。

敗戦後日本政府は占領軍に食料の緊急輸入を要請したが、その際根拠とした米の収穫量の数字が過小であったことから、占領軍司令部から政府統計の不信を指摘され、また日本政府も経済再建のために信頼できる統計の必要を痛感していたので、時の吉田茂首相は大内兵衛教授に委任して、全面的な統計制度の改革、再建を進めることとなったのである。そこで強調されたのは、統計の真実性と客観性、それを保証するものとして統計関係の職員の独立性と専門性であり、また統計の作成過程と集計結果の公開性であった。戦後統計法の前記の規定はそのことを具体化したものであった。

そもそも統計の真実性を100%確保することは 不可能に近い。全数調査の場合でも対象リストに は誤りも脱落もあるし、また対象を把握できなか ったり、対象から回答が得られなかったりするこ とがある。また回収された調査票の中にも、無回 答の部分や誤りがあり得る。集計の段階でも誤り は起こり得る。標本調査の場合でも、母集団枠が 不完全であったり、標本に選ばれた対象から回答 が得られないこともある。その場合にはランダム サンプルとはいえない。単なる部分標本となって しまい、標本誤差の推定値は妥当しなくなる。調 査の過程について細かくルールを定め、かつ公開 するのは、調査全体が完全ではないとしても、そ の結果が十分な信頼性をもつことを保証するため である。そこでは調査の実施者が定められたこと を実行する能力と誠実性を持つことが前提とされ ている。

このような考え方は、政府の公的統計だけでな く、民間の統計をふくめてすべての調査に当ては められるべきである。

現在の日本では、全般的に統計の信頼性について、また信頼すべき統計の不足について、憂慮す

べき状況にあるといわざるを得ない。

根本にある問題

このような状況の一番根本にある問題は、統計 関係部局の人員と予算の不足、その専門的能力の 低下である。戦後日本の統計制度が一応完成され た後、経済の自由化、脱規制が進むとともに直接 統制のために必要な統計が少なくなって、その後 「行政改革」の度ごとに統計関係の部局は縮小、 降格され、予算・人員は削減されてきた。また各 省の統計関係の人事は一般的な人事回転の中に巻 き込まれ、統計関係の部局の長の職は、しばしば、 全く経験も専門的知識も持たない人が任命され、 しかも極めて短い期間で交代した。各省庁内部で の専門的経験や知識を持つ職員の養成も、総務省 統計局以外ではほとんど行われなくなった。地方 自治体を含め、日本の統計制度全体の能力は全般 的に著しく低下しているといわざるを得ない。こ のような状況の下では、政府統計について、現在 の統計の信頼性を維持することに精一杯で、その 大幅な改善や新しい統計の創出を期待することは 無理である。

21世紀になって、このような問題が認識されるようになり、「統計改革」が叫ばれて、統計法が大きく改正された。その結果、政府統計の「司令塔」としての統計委員会の設置、定期的な「統計基本計画」の策定などの改善が行われ、また統計に関わる人材の育成も強調されたが、なお十分とはいえない。何よりも統計関係の人員、予算の枠組を根本的に変えて、それを恒常的な「行政経費」の一部とするのではなく、すべての政策の立案、実施に当たって必要な「情報コスト」と考えて、

その大幅な増額と弾力的な運用を可能にしなければならない。このような「情報コスト」が適切に支出されれば、政策運営の効率化をもたらすことによって、結果としてその何十倍もの利益を生み出すはずである。

現在の分散型の統計制度を大きく変える必要があると思う。ただし、現在各省庁にある統計部局を一カ所に集めるということではなく、その外に、あるいはその上に強力な「中央統計庁」というべきものを作る必要がある。それは現在の総務省統計局を拡大強化したものとしてもよいが、どの省にも内閣府にも属さず、独立の機構として、統計全般について監査、勧告する権限、すべての分野の統計において立案、提言する権限を持つべきである。また、これらのことを可能にする高度の専門能力を保持するために研究・調査部門を持ち、そして高度専門性を持つ人材養成のシステムを持つ必要がある。「中央統計庁」は高い独立性を持ち、その長は政治家でも行政官でもなく、統計の専門家でなければならない。

今回の問題をきっかけとして、統計に対する一般の関心を高めることができれば「禍を転じて福とする」ことができるかもしれない。しかし統計を批判することはよいが、統計に対する不信を煽るような報道は問題である。それは統計に対するシニカルな態度を産み出し、政策の真剣な討議を妨げるからであり、また統計に対する国民の協力を得にくくすることによって統計の信頼性をますます下げることになるからである。

「統計改革」について、前提にとらわれない建 設的な討論が求められる。

(たけうち けい

日本学士院会員・東京大学名誉教授)

- 9 - 『統計』 2019年5月号

資料 2-3 「利用者の視点から見た公的統計 (メモ)」

第3回委員会提出資料

櫨 浩一 (株式会社 ニッセイ基礎研究所 専務理事・エグゼクティブ・フェロー)

利用者の視点から見た公的統計 (メモ)

1.不適切な対応の背景

- (1) 社会風潮・効率化の流れ
 - ・社会の短期志向が強まっている
 - ・組織のスリム化:余裕が無くなっている
 - ・目立つ成果を追い求め、地味な基本が軽視される傾向を生んだ

(2) 統計における問題

- ①利用者としての反省
- ・公的統計に対する不満は多い
- ・しかし要求に優先順位を付けるべきだった
- ②要求の結果
- ・リソース不足は改善されず、リソースに比して要求が過大となった
- ・目につく部分の改善が優先される結果に
- ・目立たない基本作業が軽視され、不適切な対応の温床となった
- ③最重要課題:信頼される統計の作成
- ・リソースを重点的に配分すべき

(3)企業内における品質軽視

- ・目先の利益・目に見える⇒短期的な収益に結びつかない業務の削減・軽視
- ・将来の利益・見えにくい

2.センサス調査と動態統計の関係

- (1) 遡及改訂
 - ・遡及改訂に対する社会の理解がない
 - ・統計学会による啓蒙の必要性
 - 一度発表した統計数値を変更しないという考え方を変える必要がある 追加情報があれば、より真実に近いと考えられる数字に変更して行くべき

(2) 遡及改訂が回避される動き (事例)

①毎月勤労統計(厚生労働省 Web より)

5 指数の改訂

これらの指数は、(1)基準年の変更に伴う改訂(以下「基準時更新」という。)、(2)常用労働者数の ベンチマーク更新という2つの事由で過去に遡って改訂する。

(1) 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年に変更する改訂のことをいい、5 年ごとに行うものである(指数の基準時に関する統計基準(平成 22 年 3 月 31 日総務省告示第 112 号)に基づく)。

この基準時更新では、各指数を全期間にわたって改訂するが、増減率は改訂しない。

(注3)平成30年1月分調査の部分入替え方式導入以降は、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成28年度上半期審議分)」(平成28年10月7日総務省統計委員会)において示された新旧データ接続における「望ましい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきたギャップ修正を行わない。

②商業動態統計(経済産業省 Web より)

水準修正

商業動態統計調査は、商業統計調査又は経済センサス - 活動調査 (2012 年以降) を母集団とした標本調査であり、2~3年ごとに実施する調査結果が公表された時点で、過去にさかのぼって業種別販売額の水準を商業統計調査の結果に合わせるように数値の改訂 (水準修正) を行ってきた。しかしながら、平成 24 年経済センサス - 活動調査の結果を用いた水準修正は、公表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響等を考慮して、中止することとし、当面、平成 19 年商業統計を基準とした販売額をベースとする推定販売額の公表を継続することとした。

平成 19 年商業統計調査の結果に基づいて、下記によって 2013 年 1 月分の確報で 水準修正を行った。

(3) ベンチマーク

①「ベンチマーク」の条件が厳しすぎるのではないか?

統計委員会:新旧データ接続検討 WG、「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」に関する審議取りまとめ結果(平成28年8月31日)(抜粋)

上記9統計調査に関して、①新旧標本交替時の断層調整、②ベンチマーク更新有りの場合の断層調整、等について検証し、次のような現状を把握(別紙1参照)。

・①の調整を行っているのは毎月勤労統計調査(第一種事業所)、1 統計 調査のみ。また毎月勤労統計調査については、他の統計調査に比べて標本交替の間隔が相対的に長いことも確認。

・参照すべきベンチマークが存在するのは、労働力調査、商業動態統計調査、毎月勤労統計調査(常用雇用指数)の3統計調査。これらはいずれもベンチマーク※を更新しており、その際に②の調整を行っている。

※ 通常の標本調査では、母集団名簿を利用して標本を抽出し、その標本を対象に調査を行ったうえで、 母集団全体の状態 (例:売上総額) を推定する。一方、時点は限られるものの母集団に対する全数調 査が実施されており、標本調査の推定の対象となっている、母集団全体の「売上総額」等が別途判明 する例もある。ここでは、そうした母集団全体の売上総額等の「真の値」を『ベンチマーク』とする。

・賃金のようにベンチマークとなる雇用者数を使ってより精度の高い推計が可能なものは、 遡及した方が良いのではないか

②そもそも「ベンチマーク」は絶対なのか?

- ・国勢調査の年齢別人口⇒5年後:20歳~30歳付近のコーホートの動き:不自然
- ・補助的情報を利用することも考えられるのではないか?

(4) 基本的統計の遡及がない

・基本的と考えられる統計数値ですら遡及が行われていない 国勢調査の発表に伴って、人口推計の総人口は遡及改訂されるが、年齢別人口は遡及改 訂されない。(年齢別人口の合計は総人口に一致しない)

労働力調査は国勢調査が発表された際に一部の系列が遡及改訂されたことがある(毎 回改訂しているかは未確認)。

3.企業負担と統計改善

(1)調査拒否の背景

企業のスリム化: 余裕のない組織、企業内での優先順位が低い(利益を生まない)

(2) アンケート調査等「統計」類似調査

- ・企業における「統計調査」の負担感の大きな原因
- ・定例以外の調査:未経験の調査は負担が大きい、質問の意味の理解が難しい、情報の所 在が分からない、組織内の説明・説得の負担
- ・社会の変化に応じた機動的な統計調査設計は重要
- ・企業に対する調査の総量の歯止め措置が不可欠

(3) 企業負担を高めない形での統計改善

- ・行政データの活用:税務データの利用を進めて頂きたい
- ・動態統計の作成:センサスと補助データの活用、適切な遡及改訂など

資料 2-4 「利用者視点から見た政府統計の問題点」

第5回委員会提出資料

門間 一夫 (みずほ総合研究所株式会社 エグゼクティブエコノミスト)

利用者視点から見た政府統計の問題点

- 1. 毎勤の 2018 年改訂の影響に関する情宣・啓蒙の不足
 - ▶ 2018年の改定に関し、事後的に明らかになった段差の背景、マグニチュード等について、統計利用者の理解は事前には極めて限られていた。
 - ▶ 2018年7月分まで、共通事業所ベースの計数は「概況」の末尾に参考資料として掲げられていたのみ。「概況」冒頭や、報道資料(1枚紙のプレスリリース)には、共通事業所ベースへの言及はもとより、改定に伴う段差に留意すべきとの注意書きもなかった。
 - ▶ 2018年8月分以降、上記に関する改善は図られたが、共通事業所ベースの有用性などがメディア等に浸透しているとは言えない。現時点においても、メディア報道には共通事業所ベースの数字は基本的に出てこない(ちなみに、今年は昨年と逆に、共通事業所ベースの方が伸び率が高い)。実質賃金は、そもそも共通事業所ベースの数字が公表されていない。
 - ⇒ 重要な統計については、できるだけ誤解やバイアスがない報道がなされるよう、統 計作成者の側でも最大限の努力をすべき。
- 2. 政府統計のエクセル・ファイルには改善の余地
 - ▶ 経済データについては、月次、四半期、暦年、年度のいずれでも使えることが望ましいが、そうなっていないデータが多い。日銀の時系列統計データ検索サイトのように利用者が自由に変換できるようにすることも一案。
 - ▶ 長期時系列は、行ないし列に一直線に並べてほしい (時々、年ごとに横に並べた表形 式になっているものがあり、ダウンロードに苦労する)。

(以下、毎勤問題について補足)

- 2018 年の毎月勤労統計の賃金に大きな段差が発生し、前年比計数が不自然に高い計数になったことが、春ごろにはエコノミストの間で話題になっていた。しかし、メディアはその点を報じなかった。その原因の一つとして、毎月勤労統計の公表資料において、前年比の計数に問題があることに注意を促す記述が不十分であったことが、影響した可能性が考えられる。ちなみに、2018 年の7月まで、毎月勤労統計の「概況」には以下のような問題があった。
 - ▶ 最も目立つ1ページ目に、共通事業所ベースに関する記載がない。
 - ▶ 1ページ目に掲載されている賃金は、金額表示ではなく、前年同月比のみであった。 これでは、段差の発生でゆがんでいる前年同月比の計数を、あたかもオーソライズす るような公表方法である。これだと、メディアが何の疑問も持たずにこの数字を報道 するのは当然である。
 - ▶ 全体で14ページの資料のうち、2~12ページには様々なグラフや表が掲載されており、ようやく13ページに、あくまで【参考資料】という形で、共通事業所ベースの前年同月比の表が添付されている。これでは、普通の人は、共通事業所ベースの計数はたいして重要な情報を含んだものではない、と感じる。
 - ▶ 最後の14ページ目には、やや小さな文字で利用上の注意が書かれている。これを注意深く読めば、統計に非連続が生じている事実にだけは気づくことができる。しかし、非連続の結果として前年同月比がどちらの方向にどの程度のバイアスを持っていそうなのかについては一切の記述がなく、現実に大きな上方バイアスが生じていたことに、普通の人はまず気づけない。

こうした公表形式のためか、2018 年 6 月の異常値ともいえる高い賃金の伸びを、メディアは、2 1 年ぶりの高い伸びであるなどと、何の疑いもなく報道した。一部の報道には、厚生労働省職員のコメントとして、7 月分が6 月分に前倒しされた可能性への言及はあった。しかし、統計のゆがみの可能性については言及がなかった。この時点で、厚生労働省は統計改定の影響が出ている可能性については十分認識できていたはずであるので(認識がなかったとしたらそれも問題)、その認識が報道に反映されなかったのは問題である。結局、賃金の高い伸びがあたかも実態であるかのように国民に伝わったことが、不正発覚の後で、賃金を良く見せるためのアベノミクス偽装だったのではないか、という誤解を招く一因となった可能性がある。

資料 2-5 「統計不正問題と調査現場」

第5回委員会提出資料

鈴木督久 (株式会社日経リサーチ 取締役常務執行役員)

統計不正問題と調査現場

今回の統計不正問題では調査・統計に関して(1)理論的問題(2)実践的問題(3)組織的問題——などが混在していたが、調査機関としては実践的問題に関係する部分が大きい。

(1) 理論的問題

毎月勤労統計調査(毎勤)で東京都の500人以上層の抽出率を1/1から1/3に変更した問題は、手続きに関する組織的問題が強調されたが、理論的問題は簡単であろう。

毎勤は民間委託されていない。民間委託されている基幹統計調査でも標本設計は政府が 企画し、受託機関は仕様に従って実施する。しかし標本設計について調査対象者に説明する のは実施機関でもあり、設計内容について理解している必要がある。

毎勤は層化抽出法であり、厚労省は最新の母集団情報(経済センサス等)を得ると、層別 (規模・業種)の標本設計をするという。層化抽出法は最適割当 (ネイマン方式等)をする にあたり母集団における層別の大きさと標準偏差を使う。層別の抽出率は、標本サイズのもとで結果として決まる。厚労省が層別 (母集団)の事業所数と標準偏差を示せば、誰でも正しい抽出率を確認できるのに、この基本情報が国民に示されないようである。

毎勤は標本調査なのに、全数調査であるかのような誤解が一部にあった。基本的情報が十分に提供されないのも一因ではないだろうか。統計調査において、調査対象者から協力を得るのは、十分な説明によって理解を得ることが効果的である。

(2) 実践的問題

一方、標本交代(ローテーション・サンプリング)のギャップ問題は簡単ではない。理論的な標本誤差というより、実践的な非標本誤差である。調査の背景によって脱落状況も個別の調査ごとに異なる。実践的に重要なことは、いったん決めたら同じ測定方法を継続すること。「その調査の」非標本誤差を認識していることである。そこから誤差の管理方法を考えることができる。

もう一つの非標本誤差は「非回収問題」である。東京都(一般に法定受託事務を引き受ける自治体)の負担が問題になったが、これは非標本誤差あるいは調査の実践的問題として認識されるべきである。非標本誤差は、実施現場で集中的に出現する。民間委託を推進する場合でも、同じ問題が存在する。

統計不正問題では、さまざま立場の専門家が意見を述べたが、調査の現場に関する無理解

があることも示された。調査でデータが作られ(一次統計)、データから統計が作られる(加 工統計)。調査のプロセスは、調査依頼して回収するという、抽象的には簡単なものだが、 具体的な細部では難しい現実的問題が頻繁に発生する。 仕様書に規定・想定されていない事 態は多い。標本設計の段階で考慮されていない調査現場の実態もある。調査対象企業は、調 査協力の依頼や回答記入に際してどのように誤解するのか。すぐに回答を報告する企業か ら、最後まで回答を拒否する企業まで、ある分布をしている。数十万という企業、数百万と いう事業所は、具体的に何を疑問に感じ、どのように述べながら調査を拒否するのか。これ は調査の現場では具体的に知られているが、現場から遠い立場になるにつれて知らない事 柄となる。調査設計とも関連しているので、調査現場の実態は知られるべきであるし、それ は難しいことではない。想像力があれば体験しなくても理解できる。また調査の最前線の現 場の立場からも、もっと報告されるべきであるが、通常、この種の膨大な情報は重要事項と して扱われない。一次統計より加工統計、収集より分析、部品より製品が注目されやすい。 毎勤問題は利用者から「数値がおかしい」という指摘に端を発したことが重要である。そこ から作成者のところまで遡及したことになる。作成者は利用者の観点を持つことが重要で あるし、利用者はデータ生成プロセスの現場を知ることが重要である。双方は現在、別々の 立場となっている。企画と実査、理論と実践――は互いを尊重して理解することで、よりよ い統計が作られ、利用・分析され、適切な判断と決定が可能となる。

資料3 「フランスの統計制度」

第5回委員会提出資料

會田雅人(公益財団法人統計情報研究開発センター 専務理事)

資料 3-1 「フランスにおける統計調査の審査」

フランスにおける統計調査の審査

(許諾を受けて「統計情報」2008年7月号~8月号より転載) 総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 會田 雅人(当時)

フランスの政府統計制度においては、ある年に実施を予定する統計調査は、その前年末に 定められる「翌年に実施される統計調査を定める政令」に掲載されなければならず、その政 令に記載されない統計調査は原則として実施できない仕組みとなっている。そして、この政 令に記載されるためには、国家統計情報審議会における審査をクリアすることが必要とな る。なお、この政令は翌月(通常新年1月)の官報に掲載される。フランスの政府統計シス テムは日本と同じように分散型政府統計システムを採用しており、日本とも似た仕組みで あることから、参考までに、フランスの国家統計情報審議会における、各省庁の統計調査計 画の審査を見てみる。以下では、最初に国家統計情報審議会について簡単に説明し、次に、 2段階の審査の概要、第1段階での審査(有用性意見)の視点、第2段階での審査(適合性 意見)の視点、の順で説明する。

(なお、国家統計情報審議会は、統計調査計画の審査だけを行なう訳ではないが、ここでは、 審査の部分を中心に見てみる。また、本記事は、国家統計情報審議会の HP を中心に調べた もので、単語の日本語訳については、筆者の仮訳であることを御了解いただきたい。)

1. 国家統計情報審議会(CNIS)

(1) 機能

国家統計情報審議会(CNIS: Le Conseil national de l'information statistique)は、1951 年 6 月7 日付 法律第51-711 号「統計分野(matiere de statistiques)における法的義務、調整及び秘密に関する法律」2005 年4 月9 日改正(以下、「統計法」と呼ぶ。)第1条で設置が規定されており、現時点における審議会の構成等は、2005年4月7日付政令2005-333号「国家統計情報審議会及び統計秘密保護委員会に関する政令」(以下、「政令」と呼ぶ。)で規定されている。政令第1条でCNISの役割が、第2~4条で構成が規定されている。

CNISは統計作成、提供に関する需要やニーズに関して意見を述べ、法令等の施行(回答義務、秘密保護)を監視する役割を持っている。具体的には、次の事項に関して、討議し、意見を述べることができる。(政令第1条)

- ① 統計情報システムの現状、満たされるべきニーズ、短期・中期的に必要とされる革新
- ② 特に EU の活動を考慮した、省庁等の全体的な統計活動の開発
- ③ 省庁等により実施される年次統計調査計画及びその方法、統計調査に伴い生じる侵害の抑制
- ④ 一般情報目的で、政府、公的機関及び公共サービスを担当する民間機関が実施するデータ処理計画
- ⑤ 「情報処理と自由に関する全国委員会(CNIL)」の意見を得なければならない統計調査又は上記4.で述べたデータの自動処理計画; CNIS による意見が付され、実施者に送付され、CNIL への提出書類に添付される。
- ⑥ 経済社会分類の企画、改定及び更新
- ⑦ 省庁等により管理される経済社会データベースの内容、データベースへのアクセスプロトコル、及び価格原則
- ⑧ 本政令第 11 条に基づき設置された専門的専門会議又はワーキンググループの業務の成 果
- ⑨ 行政情報様式と統計調査票の間の一致性

CNIS は毎年の各省庁の統計調査の計画に意見を述べ、5年の中期計画への提言も行なう。 その対象となる範囲は、官公庁で行なわれ、政府外部の者を対象とした、統計を得る目的の 事業が全て対象となる。

(2) 構成

CNIS は統計調査に関する社会的関係者(partenaires sociaux)や統計利用者を代表する組織で、本会議、理事会、事務局、5つの委員会(統計品質ラベル委員会、統計秘密保護委員会、(申告義務のある統計調査の)起訴委員会、人口センサス評価委員会、経済・社会分類委員会)、13の専門会議(formation)、臨時の作業部会(groupes de travail)などで構成される。そのうちいくつかを紹介する。

①本会議、理事会及び事務局

本会議(assemblée plénière)は、政治(国会議員)、政府(省庁)、産業界、業界、労働組合(使用者、被用者)、非営利組織、コミュニティーグループ(家族、ジャーナリスト等)、アカデミー(教授、研究者)、その他専門家の代表約 100 名で構成される。これに政令第 3 条で規定される約 70 名の代理も指名される(suppléants: 100 名のメンバーのうち、政府部門からのメンバー以外では、正規メンバーが出席できない場合に代理出席する者を指名しておく。)。任期は 5 年。本会議は毎年 2 回程度開催され、議長は経済大臣である。本会議の間の事務処理は理事会(Bureau)が行なう。理事会は経済省国立統計経済研究所(INSEE: Institut National de la Statistique et des Études Économiques)局長はじめ 15 名で構成され、理事会では、CNIS の副議長及び理事会の議長を選出する。事務局は INSEE が勤める。

②5つの委員会

(i) 統計調査品質ラベル委員会 (Le Comité du label) (以下、「ラベル委員会」と呼ぶ。)

政府による統計調査の計画を承認し、品質等に関する適合性について意見(avis comformte)を述べ、「公益性・統計品質適合ラベル」(label d'intérêt général et de qualité statistique)を付与する。委員会には、調査のタイプにより、企業統計部会、世帯統計部会、地方統計部会、農業統計部会の4つの部会(formation)があり、各部会は7~10人で構成される。各調査実施者は、各省庁又は各組織の代表として有識者を指名する。CNISメンバーであることが望ましい。現在のラベル委員会の委員長は INSEE 幹部職員の1人である。

(ii) 申告義務のある統計調査の起訴委員会 (Le Comité du contentieux des enquêtes statistiques obligatoires)

申告義務のある統計調査に対する申告拒否への個別の対応を勧告する。委員会の意見を 尊重した上で、経済大臣が非回答に対して罰金を果たすかどうかを決定する。実際には、罰 金は個人には果たされず、拒否企業にのみ罰金が適用される。

(iii) 統計秘密保護委員会 (Le Comité du secret statistique)

委員会は、ビジネスデータに関する回答の秘密保護をモニターする。研究・分析目的のための、官庁統計家や研究者への個人データの開示も許可することもできる。その場合、秘密保護の規定は受け取った者にも有効で、データの受領者も統計的秘密保護を行なう義務が発生する。

以上の3つに2005年4月7日政令で、新たに2つの委員会が追加された。

- (iv) 経済社会分類委員会 (La commission nationale des nomenclatures économiques et sociales (CNNES)) 公的分類を改定する。
- (v) センサス評価委員会 (La commission nationale d'évaluation du recensement de la population) 人口センサスで行なわれる情報収集方法を評価する。

③専門会議(formation)

次の 13 分野で専門会議がある。「農業」、「流通・サービス」、「人口・世帯」、「教育・研修」、「雇用・賃金」、「環境」、「製造業、農業・飲料産業、エネルギー」、「金融・財政・国際収支」、「健康・社会保障」、「地域統計」、「生産システム」、「交通・観光」、「都市開発・インフラ・住宅」。。専門会議は、毎年の統計調査計画の審査(第1段階:有用性意見を付与)、5年計画のレビューを行い本会議に意見を提出する、などの活動を行なう。専門会議の設置は理事会で決定され、各専門会議の会議は公開で行なわれる。各専門会議それぞれの会合はは年1~3回開催される。各専門会議には約100名のメンバーがおり、1/3はテーマによって変わる。専門会議全体で1700名が登録されている。専門会議の議長は省庁関係者でない外部の者が務める。

2. 毎年の統計調査計画の審査

(1) 概要

統計法第2条では、政府により実施される全ての統計調査は事前に、(1)INSEE 担当大臣: 経済大臣、(2)調査の対象となる母集団を所管行政として含む省庁の大臣、の承認を得なけ ればならない、とされている。また、この承認を得るためには、統計調査が(1)CNISの年次プログラムの一部になること、または(2)特別な立法措置があること、または(3)例外的に緊急に実施する必要性が最終的に示されるもの、でなければならない。したがって、通常、各省庁は、CNISによりまとめられ、毎年政令として公布される、年次統計調査プログラム計画に、統計調査計画を登録しなければならない。そのためには、CNISによる2段階の審査を受ける必要がある。ただし、統計調査にも、毎月行なわれるもの、数年ごとに行なわれるものなどがあるが、原則として、新規の統計調査計画、大きく変更された統計調査計画、前回承認から5年以上経過した統計調査、がCNISにおける審査の対象となる。

(2) 審査の手順

毎年1月にCNIS事務局から各省庁等に、翌年分の統計調査計画の原案について提出する要請があり、3月1日までに、調査実施省庁は、統計調査計画の原案を提出する。新規調査、変更された調査、少なくとも5年はCNISの審査を受けていない周期調査については、後に示す雛形に従って、調査計画概要説明書(fiche)を提出する。

4月から6月にかけて、第1段階の審査として、CNISの各分野(13分野)の専門会議の会合において、統計調査計画の原案が審査される。ここでは、主に公益性(d'intérêt public)のニーズを満たしているか、既存の調査、情報源との間で重複はないか、という観点から審査され、その結果有用性意見(avis d'opportunité)を付与する。

専門会議は統計の分野ごとの専門家から構成され、この専門会議における議論の事前に、実施部門から、CNIS 事務局の担当者に調査計画の説明を行なう。

この第1段階の審査については、国の統計調査計画に対しては CNIS の専門会議が審議に当たるが、地方の統計調査計画に対しては、地方の INSEE 支局が中心となった地域経済社会情報委員会(CRIES: Comité régional pour l'information économique et sociale) 又はそれが無い場合、それに代わる組織が審査を行い、有用性意見を付与する。

この第 1 段階の審査の結果、有用性意見が付与される。後述するが、これには、(i) 好ましい(favorable)、(ii) 条件付で好ましい(favorable avec un certain nombre de recommandations)、(iii) 好ましくない(défavorable)の 3 種類がある。

第1段階の審議が終了し、調査票に関する協議、記入時間の測定などが最終的に終了すると、第2段階の審査に進むことができる。

第2段階の審査はラベル委員会で行われ、「公益性及び統計品質適合ラベル」(label d'intérêt général et de qualité statistique)を与えられるかどうかを審査する。調査票の内容 (EU 指令なども含め、統計システムの標準や概念の観点)、調査方法及び収集方法(結果の精度、最適化、必要な場合、標本への調整)に関して、調査実施者と部会の専門家の技術的協議が主になる。また、手法の統計的妥当性、必要があれば他調査との調整状況を確認する。そして有用性意見(avis de conformité)を付与する。

第2段階の審査のためには、調査実施部局は「統計品質ラベル委員会」の4つある部会のどれかに登録をしなければならない。ラベル委員会の各部会の開催予定などはCNISの

サイトで確認することができる。例えば、統計調査が企業と雇用者の両方を対象とする場合には、企業部会と世帯部会の両方に関連する場合が起こるが、このような場合、合同部会が開催される。

調査実施者は、部会開催の1か月前までに(また、事務的な手続きがあることから、調査票等が了承される日付の少なくとも2か月前までえに、ラベル委員会事務局又は部会の書記に、説明文書ファイル(dossier)と調査票を送付しなければならない。なお、ラベル委員会で、企業調査用、世帯調査用の2種類の説明文書ファイルの雛形を準備している。また、プライバシーに係る調査事項がある一部の世帯対象調査の場合、「情報処理と自由に関する全国委員会(CNIL: Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés)」での審査が必要となることから、最終的な承認までには更に長い時間が係る(4か月から6か月)なる。

ラベル委員会における審議が終了すると、有用性意見が出され、「公益性及び統計品質適合ラベル」が付与される。また、統計調査において申告義務を課する場合には、併せて、担当大臣に対し、それを許可することを通知するビザ(visa)が委員会から発行される。なお、国、地方による統計調査で手続きは同一である。

このような手続きが終わり、年末に開催される CNIS の本会議で翌年の統計調査計画が 審議され、そのリストが政令となり年末に交付される。これで、翌年に調査を実施できる ことになる。なお、この政令は翌年1月の官報に掲載される。

(3) 各種委員会等の開催状況等

参考までに、2007年における CNIS の各種会議の開催状況を見る。

http://www.cnis.fr/actual/calendrier%202007.htm

- 本会議 (1/22, 12/19)、理事会 (3/21, 6/21, 12/07)
- 専門会議 (3/08:雇用・賃金、4/23:農業、4/26:企業統計情報、5/10:教育、5/11:運輸・観光、5/15:健康・社会保障、5/21:流通・サービス、5/24:人口・生活状況、5/25:都市開発・インフラ・住宅、5/30:製造業、農業・飲料産業、5/31:雇用・賃金、6/04:金融・財政・国際収支、6/06:情報・社会統計、6/07:環境、9/26 地域統計、10/12:人口・生活状況、10/16:企業統計に関する合同専門会議、11/30:雇用・賃金)
- 統計品質ラベル委員会 (9/11:企業部会、9/27:世帯部会、10/04:企業部会、10/24: 世帯部会、11/08:企業部会、11/22:世帯部会、12/05:世帯部会、12/06:企業部会、12/17: 世帯部会)

第1段階の審査の専門会議は、6月まで及び10月前後で開催されている。また、ラベル 委員会は、9月以降で開催され、年末の官報掲載に向けてと考えられる。

1つの事例として、CPIにおける、電気通信サービスの指数を得るための基礎データを得る調査でINSEEにより2008年に実施される、「固定電話、携帯電話、インターネット・プロバイダーの利用(消費)状況に関する調査(Enquête auprès des opérateurs de

téléphonie fixe, de téléphonie mobile et des fournisseurs d'accès à Internet sur les profils de consommation)」(又は、電子通信サービスに関する調査(Enquête sur les services de télécommunications)と呼ばれている。)の例を見てみる。

この調査は、最初に、2007年5月24日の人口・生活状況専門会議で第1段階の審査が行なわれ、有用性意見として「好ましい」という有用性意見が付与されている。次に、11月8日の企業統計部会で第2段階の審査が行なわれ、「2つの条件付きで(①この分野は進化が早ため、修正が必要となるが、それを必要に応じて委員会に報告すること。②電気通信サービスに関する物価指数について、広く物価指数全体の中で協議を行なうこと。)公益性・統計品質ラベルを付与する。併せて、当該統計調査に申告義務を付すことを大臣に提言することのビザが発行する。また、適合性意見が2008年から2012年まで有効である。」という意見が出されている。そして2007年12月31日付け2008年の統計調査計画に関する政令として、2008年1月27日の官報に掲載されている。以下に、参考までに、これらの書類のURLを示す。

●2007年5月24日の人口・生活状況専門会議の議事次第

ここでは調査名は、»Enquête auprès des opérateurs de téléphonie fixe, de téléphonie mobile et des fournisseurs d'accès à Internet sur les profils de consommation»とされている。 http://www.cnis.fr/Agenda/ODJ/ODJ_0464.PDF

- 同専門会議での「好ましい」有用性意見(この会合の議事録の中で見られる。) http://www.cnis.fr/Agenda/CR/CR_0376.PDF
- ●2007 年 11 月 8 日のラベル委員会企業統計部会で決定された適合性性意見 ここでは調査名は »Enquête sur les services de télécommunications »となっている。 http://www.cnis.fr/cnis/arretes/Avis-

conformite/2007/AC_Services%20télécommunications.pdf

●2008 年統計調査計画に関する政令の官報掲載(国の統計、及び地方の統計の 2 つの政令がある。)

 $http://www.cnis.fr/cnis/arretes/joe_20080127_0005.pdf$

http://www.cnis.fr/cnis/arretes/joe_20080127_0006.pdf

(この政令の中では、上記の調査は、INSEE による、 »Enquête sur les services de télécommunications » として掲載されている。)

3. 第1段階の審査(有用性意見)

(1) 概要

第1段階では専門家による専門会議において審査を行い、有用性意見(avis d'opportunité)を付与する。この審査では、次の4つの観点から審査を行なう。①この調査によってどういうニーズが満たされるのか?、公益性(d'intérêt public)のニーズを満たしているか?、②この結果は誰が使うのか?、③必要な情報は、行政記録などから得ること

はできないか?、④記入者負担はどのようなものか?、である。これらの視点での審査をパスすることは、EUROSTATが規定する統計の品質のうち、有用性 relevance、完全性 completeness を担保することに相当し、予定されている統計調査が、有用で、他の情報と重複していないことを保証する。

前述したとおり、各専門会議のメンバーは、省庁外部の者が議長を務める。会議は公開で行なわれる。各専門会議には約 100 名のメンバーがいるが、1/3 はテーマによって変わる。専門会議全体で 1700 名が登録されている。

例えば、前述の、INSEE による電気通信の使用に関する調査の第1段階の審査が行なわれた 2007 年 5 月 24 日に開催された、人口・世帯状況の出席者を見ると(議事録中の出席者)、

http://www.cnis.fr/Agenda/CR/CR_0376.PDF

帯状況の研究等に関する中央研究所の所長である。

38 名が出席で、1 名欠席、出席者は各省庁はじめ、研究所の人などである。議長は、 CREDOC(Centre de recherche pour l'étude et l'observation des conditions de vie)という世

この第1段階の審査の結果有用性意見が付与されるが、意見には次のタイプがある。

- favorable:統計調査の社会・経済的有用性、準備状況を考えて、「好ましい」
- favorable avec un certain nombre de recommandations: 「いくつかの勧告(標本、調査票などに対する)を条件に好ましい」。
- défavorable:統計調査は、他との重複がある、または、目的が漠然としており、範囲 や規模を決定することができないため、「好ましくない」。

「好ましい」という有用性意見をもらうことは、今後の手続きのためにも必須である。専門会議の委員は、実施部門からの説明の明確さ、惹起された問題の明らかさ、に敏感であり、第1段階の審査をスムーズに進めるためには、有用性意見をもらえる環境を整えるため、調査担当者と、CNISの専門会議担当者の事前の打合せが大きな役割を果たす。

なお、地方による調査の場合、専門会議でなく、INSEEの地方管理者により組織される 地方経済社会委員会(CRIES)が有用性意見を発行する。もしその地方に CRIES が無い場 合、関連する組織の代表の参加で構成される協議会(関係する地方機関、調査単位の代表 (雇用主、業界組合、労働組合、世帯の協会など)、大学等学術団体、研究者など)が有 用性意見を付与する。

(2) 審査の内容

①第1段階での審査のポイント

第1段階の審査では、主に、調査目的・内容がニーズに対したものか(有用性)、と他のデータを得ることができないか(重複が無いこと)が主な視点になる。有用性の意見は、以下の点に対する実施部門の提出書類に基づいて議論され、作成される。

●目的

調査は、どのような要請に応えるのか?、そのニーズはどこから発したものか?、収集 する情報は、他の調査や行政手続では取れないのか?もし、取れる場合、重複しても良い 正当性はあるか?

●企画・設計

調査単位、標本規模、調査方法、スケジュールは妥当か?

●各方面との協議・ヒアリング (Concertation)

調査の活用や設計に関する、社会的関係者や利用者(他の行政機関、地域コミュニティー、研究者・・・)からの意見やニーズに対応するため、及び、調査対象者の観点を考慮するために、どのように協議・ヒアリング等が行なわれたか?(この種の会議は、一般的に、調査の目的を検討し、技術的決定を行い、そして方向性に関する裁定を行なう、省庁内部の運営委員会などとは区別されるものである。)

●結果提供

どのような地理区分、範囲の結果が提供されるか?

有用性意見の付与に当たっては、以上のような様々な質問への回答、それに対する議論 を考慮される。

以下に、調査実施部局が有用性意見の審査のために提出する書類(fiche)に含める事項を 挙げてみる。(雛形であり調査によりこのうちの必要な事項について説明書を作成する。)

- (a) 統計調査名
- (b) 調査実施部門
- (c) データ収集を行なう機関
- (d) 調査の形態(新規調査又は大きな修正か?、ラベルの有効期間切れによる調査の再審査か?など)
- (e) 評価及び作成された結果 (再審査の場合)
- (f) 調査の一般的目的
- (g) ニーズの発生(コミュニティーからの要請、省庁からの要請、公的な要請など)及び結果の潜在的ユーザー
- (h) 同一のテーマについて、既に存在している、統計調査、利用可能な他の情報源(行政的調査またはファイル)等との関係
- (i) 既存の情報収集システムへの追加の状況

既存の情報収集システムに追加した調査計画の場合、その状況を記述する。 (行政的情報源または既存のファイルへの依存を含む。)

- -単独の調査として行なわれるのか? 複数の調査を含むものの一部か?
- -いくつもの調査の波が予定されているか? (同一か、異なるか)
- 一更なる調査、調査票が予定されているか?
- 有用性意見は、システム全体に対してか?調査プロジェクトだけに対してか?
- (i) 調査単位(企業、事業所、世帯、個人など)

- (k) 調査の対象範囲(産業の一部のセクターか? 調査単位の規模はどこまでか?どんな世帯、個人属性を調査するのか?)
- (1) 調査の地理的範囲(フランス全国か?、DOM(海外県)は範囲に含められるのか?、地域の拡張は予定されているか?)
- (m) 標本設計
- (n) 収集方法
 - -郵送調査か?面接調査か? (CAPI かその他の方法か?) 、電話調査か?
 - 行政記録の活用は予定されているか?どのような方法で?
 - データリンケージを予定しているかどうか?
- (o) 調査期日 (おおよその時期) 及び周期
- (p) 調査により課される制約
 - -調査票への記入の最大時間
 - プライバシー侵害になりそうなこと(敏感な調査事項)

もし、調査に敏感な調査事項があれば(例えば、出身民族、肌の色など)、提出書類は、有用性のための十分な議論が行なわれるように、詳細に記述しなければならない(質問の詳細、その必要性)

(q) 協議の事例 : 科学的委員会、コンサルテーション、ガイダンス、運営委員会、モニタリング。これらのフォーラムに関する構成の実際又は予定されているメンバー構成

(関係者または利用者が、調査開発に色々な局面で、その意見を発言できる場が確保されているかを確認する質問である。)

- (r) 結果の開発及び提供
 - 予定されている分析プログラム
 - 結果公表の予定期日及び方法
 - 結果公表で予定されている地域区分(全国、または都市圏別のみ、地域別、)
 - -調査対象にはどのような情報が還元されるか
- (s) 調査のために動員する人的、財政的手段

段階ごとの資源の分散を特定化する(準備、データ収集、集計、分析、提供) (なお、いくつかの事例では、上記の 18 項目全てに記述があるものではない。) 参考までに、前に紹介した INSEE の調査の有用性審査のために INSEE が専門会議に提出 した資料のサイトを示す。http://www.cnis.fr/Agenda/DPR/DPR_0514.PDF

- 4. 第2段階の審査(適合性意見)
- (1) 概要

第2段階では、ラベル委員会において、主に、統計調査計画が一般的な統計規範(aux regles d'art)に適合しているかどうかを審査し、適合しているとされた場合、統計調査の

品質が保証されるという、適合性意見(avis de conformité)が付与される。ただし、具体的に制定された審査規準がある訳ではない。この意見により「公益性及び統計品質適合ラベル」が付与される。必要に応じて、統計調査に申告義務を付すことを INSSEE 担当大臣及び実施担当大臣に求める査証(visa)も発行する。

具体的な視点としては、秘密保護などセーフガードがきちんとされているか、調査事項は目的に対応しているか、調査票及び付属資料・調査書類は適切か、集計結果の統計的および数量的妥当性、データ収集・集計の品質((標本設計、回収方法、結果精度を担保する非回答の扱い、など)、スケジュールの妥当性、結果の提供・利用可能性、余分な記入者負担がない、などがある。特に、記入者負担は、第1段階での審査と同様に重視される。

前述の通り、ラベル委員会には4つの部会があり、各部会は7~10人で構成される。政府統計部局は個人の有資格者を指名する。CNISメンバーが望ましい。例えば、2008年11月8日時点の企業統計部会のメンバーは、http://www.cnis.fr/cnis/COMITE_DU_LABEL.htm#8、で、ラベル委員会の委員長は、INSEEの幹部である。各部会とも統計調査実施部門の専門家が主体である。

このような手順を経て、統計調査計画は CNIS の本会議で審議される統計計画リストに追加される。その後、この計画は、関係大臣に了解を得るために提出される。そして、年末に出される、翌年の公的統計調査等の計画を承認する政令に掲載される。これにより調査実施の法律的な基盤が与えられる。なお、年の途中でラベルを得た調査は、その都度政令で定められ官報に公示される。

なお、ラベル委員会は、ラベルを与えないという意見、条件付でラベルを与えるという 意見も出すことができる。条件付の場合、それを説明することでクリアできるなら、統計 調査を官報に掲載前にでなければならない。

(2) 審査の内容

①概要

ラベル委員会の部会では、実施部局が提出する文書の審査に当たって、次の点をチェックする。

- (i) 調査の基本が正しい:調査範囲(対象)の明確な定義など。
- (ii) 標本設計は、要求される精度に対して最適に設計されている。必要な層別がある、 最終的にデータ提供戦略に適用されている。
- (iii) データ収集方法には、推定できない又は修正できない偏りが、発生していない。
- (iv) 必要に応じて、回答拒否への対策が提案されている。
- (v) 調査の目的に応じて、質問が妥当である。企業はそれに回答できる情報を持っている。

- (vi) 企業(又は事業所)の代表者が引き受けられるよう、あらゆる対策が行なわれている。それにより回答率を上げることができる。(依頼状、督促、質問の事前テスト・・・)
- (vii) 企業に送られる書類は(依頼状、調査票、付属書類)、公的統計システムの良い印象を与えられる。
- (viii) 他の可能な全ての方法(他の情報源の活用、標本数の限定、標本の調整、不必要・冗長な質問の削除)により、企業の回答への負担を限定しているか。

以上の視点で審査が行なわれ、正確で冗長性が無いことを確認することが重要である。

②書類に含まれる事項

ラベル委員会では、企業調査、世帯調査別に、提出書類に含む事項の雛形・注意を示している。(下の URL 参照)ここでは、企業調査担当の部会(Formation)に提出する統計調査計画の説明文書形式を示す。(2007 年 8 月 22 日更新)

http://www.cnis.fr/doc/autreref/autrepub/dossier_type_entreprises.pdf

http://www.cnis.fr/doc/autreref/autrepub/dossier_type_menages.pdf

なお、項目の中で、標本設計、調査票の試験結果などの要素は他の項目よりも重要である。さらに、以下に上げる12項目は決して限定的ではなく、12項目に該当しないものであっても、調査実施者が、調査計画の評価に有用だと思う資料は、資料を不必要に多量にする、その一貫性を低下させる、などない限り、歓迎される。5年終了後の新しい申請の場合には、出版物の見本を付けることは歓迎される。

- (a) 「公益性及び統計品質適合ラベル」の申請書 申告義務の有り無しに関わらず必要。申告義務を果たす場合、必要に応じて、申告 義務を果す理由も明記される必要がある。調査計画が注意を要する敏感なテーマに 関連する場合、又は、調査票にセンシティブな調査事項が含まれる場合、申告義務
- を課さない方が望ましい。 (b) 第1段階の審査での有用性意見
- (c) 調査の概要(事項別説明)

基本的に、第1段階の審査用に提出する、3. で述べた事項別説明書に同じ。また、調査実施者が、調査票に記入する平均時間を、その分布を示す指標(四分位での時間など)とともに示すことが望ましい。

- (d) 詳細な調査目的及び結果提供のタイプ (最大 2 ページ) 詳細な目的を理解することにより、複雑な質問が必要かどうかを判断することができる。例えば、前の調査との整合性、EU 指令に基づく、などの場合、議論の余地は少ないが、その場合、理由を明らかにする必要がある。
- (e) 調査単位及び調査の範囲

基本的に、調査の母集団は何か?、調査される集団は何か?の2つの質問に答えなければならない。調査の単位の定義は明確で厳密でなければならない。

(f) 調査方法及びデータ収集方法(最大5ページ)

標本設計について詳しく説明する。全数調査の場合、一定規模以上の対象を全数調査する場合など、その必要性を示さなければならない。ローテーション方式、標本設計についても詳しく説明する。標本抽出で他の調査と調整が行なわれる場合についてもそれについても言及。また、欠測値の処理などについても言及する。さらに、データ収集が調査実施部門によって行なわれず、外注される場合も説明しなければならない。

(g) 調査実施スケジュール (データ収集及び公表)

ここでは、調査業務のスケジュール、早期化の工夫、公表スケジュールなどを記述する。なお、(c)で記述されている場合、省略できる。

- (h) 調査に関する委員会等の審議の内容
 - ●協議委員会(Comité de concertation)

新規調査、大きく変更された調査、調査が新しい現実に対応する場合、調査を効率的にするため、関係者、利用者等との協議は重要なファクターであり、通常、このような協議委員会が設置される。協議会は、利用者、労使双方の代表者を含み、主に、調査票の内容、結果の開発、公表について議論する。

●試験委員会(Comité de pilotage)

通常、試験委員会では、標本設計、データ収集方法、調査票の開発、データのチェック手順など、方法論を開発する議論を行なう。

ラベル委員会での議論を効率的にするため、上記のような委員会等のメンバー構成、主要会議の議事などは、有効である。

(i) 調査対象に送られる依頼状等

調査票に同封される、依頼状、説明書、督促状など、企業に発送される全ての文書(もし個人に送られる場合、レター形式のもの)はここに提出しなければならない。これは必須である。ラベル委員会は、高い回答率を確保する工夫について確認しようとする。文書は、簡潔で、情報収集の公益性を説明し、調査結果が何に使われるか説明する必要がある。もちろん、誰が送信者(発信者)でどの住所か、そしてどのようにして調査対象が選ばれたか(標本の代表性を述べることができる)。最後に、申告義務の有り無しに課するコメント、そして匿名性セーフガードは必須である。

(i) 調査票

2種類の調査票を統計品質ラベル委員会に提出しなければならない:試験で使用した当初の調査票と、修正した最終版の調査票(記入要領のようなリーフレットなど関係書類を含む。)である。また、調査票がどんなロジックで設計されたかに関する、説明文書も必要である。なお、調査票の最終版は、準備出来次第、委員会の事務局に送付されなければならない。

(k) 調査票の試験の報告書

調査票の試験の目的は、質問の明快さ、解答しやすさを確認することにある。さらに、回答の品質を見ることができる(全体での統一性、外部情報源との一致性など)。ラベル委員会に提出する書類は、次の内容を含む試験の報告書が必要である:試験の概要(調査客体、その数、調査方法、スケジュール)、一般的注意(回答者の全般的態度、問題点、対応事例など)、問題が生じた調査事項(明確性の理由、又は情報へのアクセスの困難性など)、修正箇所の理由、記入時間(注:日本で言う試験調査に相当し、特に調査票に関してまとめられたものと考えられる。)。

(1) 分類に関する技術的ノート

もし、調査票で特殊な分類を使用する場合、簡潔に説明する必要がある。

以上、フランスにおける統計調査の審査について見てきたが、日本での統計委員会における審査と大きく異なる。フランスでは、まず、有用性、他の情報源と重複していないことなどを中心に比較的多くの委員(30~40名程度)の参加の下に審査を行ない、その結果として、有用性意見を付与し、次に、詳細な統計技術面について、少数の各省庁の統計専門家(7~10名)による審査を行い、適合性意見を付与する。日本では、委員会や審議会において役人 OB は委員としてしてはいけないとされており、統計委員会においても学識経験者中心で、利用目的・ニーズ、重複、統計調査の技術面も全て同一のメンバー(6~10人程度)で行なっている。フランスの CNIS は本会議で約100人のメンバーであり、日本の統計委員会は正委員で13名である。そもそも仕組みが大きく異なってはいるが、統計調査の審査の仕組みとしても、フランスの方がかっちりしているという印象を受ける。

資料 3-2 「フランスの国家統計情報審議会 (CNIS)」(日本語訳 會田雅人)

「国家統計情報審議会(Le Conseil national de l'information statistique CNIS)」

著者: Jean Pierre Duport CNIS 議長。

この翻訳は、Courrier des statistiques 2011 年に出された英語版特集の中の"The National Council for Statistical Information (CNIS)"を仮訳したものである。この英文は、"Le Conseil national de l'information statistique," Courrier des statistiques no. 128, Sept. - Dec 2009, pp. 9 - 13.を英訳したものである。

フランスの国家統計情報審議会(Conseil National de l'Information Statistique: CNIS)の主要な使命は、公的統計の作成者と利用者の間の審議の場を提供することである。CNIS は前向きに新しい要請を確認する。審議会の理事会、本会議、タスクフォース、その他のユニットは、公的統計に関する事項への社会的要望の表現を促進するよう組織されている。同じ精神で、政治、経済、社会の活動主体が、フランス社会を理解することを継続的に改善していくためのニーズを反映する、統計活動や調査の年次準備を確認する支援を CNIS は行なう。2008 年 8 月 4 日の経済近代化法及び 2009 年 3 月 20 日の同法施行令は、CNIS の元々の使命を再確認し新しい CNIS にもその使命を委任している(参考 1)。審議会は、公的統計の利用者と作成者の対話の場を設け、公的統計に関する市民社会からの要望を確認し、統計活動の道を舗装する。これをベースに、公的統計サービス(SSP、つまり INSEE 及び省庁統計部局(SSMs))は業務計画を最終決定し実行する。公的統計コンプライアンス委員会(Autorité de la Statistique Publique: ASP 注)の使命の1つは、欧州行動規範を参照して、行動計画の実施の評価を行なうことである。ASP はまた、行動計画は要望されてきたものに対して妥当であるかどうかを確認する。この目的のため、ASP は、行動計画の実施に関する、CNIS議長による、ASP への詳細な年次報告に依存している。

(訳者注:直訳すれば、「Autorité de la Statistique Publique」は公的統計委員会、などとなるかもしれないが、意味がぼやける。またこの委員会の使命を考えれば、各種原則、倫理、ガイドライン等への準拠状況を見ることであるので、ここでは、公的統計コンプライアンス委員会(仮訳)とした。)

参考 1 -CNIS の簡単な沿革

フランス公的統計サービスはその開始以来、市民社会との対話に従事しようとしてきた。フランス公的統計システムの基盤となる 1951 年法律は既に、(官庁統計)システムの正当性は市民社会による受容に基づいていることを確認する条文が作成されている。同年、法律は、回答義務のある統計調査計画の審議の場となる、統計調査調整委員会を設

置した。その目的は、調査される客体-特に企業-が、求められている情報は、義務を課してまで回答を求めるほど、十分に有用であることを確認することである。その後公的統計のニーズ拡大で、組織との対話の範囲を序所に拡大するため、新たな議論の場が設置された。このプロセスが1984年に公的統計に関する利用者と作成者の永続的な対話を組織する役割である CNIS の創設になって実を結ぶ。1997年の品質ラベル委員会の設置(2005年には付託事項が特定化された)は、各調査の統計的品質を確保することで審議システムに最終的な要素を付け加えた。最近では、2008年8月4日の経済近代化法(LME)は公的統計のガバナンスを改善し、公的統計コンプライアンス委員会(ASP)、CNIS、公的統計サービス(SSP)の3つから構成される組織体形を立ち上げた。このようにして、CNISの使命が明確化され、その役割が再定義された。

審議会の新しい使命はこの評価を準備することである。このレビューにより、CNIS は利用者の要求と、SSP により実際に企画され、作成され、提供される情報のギャップを計測することができる。もし、審議会が、このギャップが大きいと結論付ければ、CNIS 議長は ASP に、法定された年次ヒアリングの際に、このことを知らせる機会がある。これに対して SSP を代表して回答することは INSEE 局長の義務である。このメカニズムは、公的統計の新しい 3 者による統治を完全なものとする(CNIS、ASP、SSP)。

フランスの公的統計の再編成を行なうことにより、2008 年法律及び 2009 年政令はまた、 CNIS の活動手続きにも変更をもたらした。

第1に、CNISの議長は、経済大臣ではなくなった、しかし、CNISの理事会から推薦されたメンバーが、大臣により議長に任命される。審議会が、本格的な(専門的な)者を議長に持つことは、その透明性・視覚性を高める。正式に選ばれた幹部のトップとして、議長はより容易に提案を取り入れ、審議会の業務に対してより広い知名度を与える。

第2に、審議会の構成員は専ら利用者に焦点を当てた。CNIS は少なくとも年1回本会議を開催する。以前は、本会議は約140名で構成されていた:今日では、経済界、社会的パートナー(雇用者、被用者組織)、国会議員、地方政府、非営利団体、を代表する44名となっている。本会議はタスクフォースにより準備された意見、次年度に提案されている統計調査のリストを承認する。

逆に、CNIS 理事会メンバーは 17 名に拡大された: INSEE 局長、フランス銀行総裁、CNIS で指名された労働組合、業界団体、商工会議所の代表、地方政府代表、経済大臣が指名する 有識者 2 名である。2009 年政令は学会からの代表 1 名、フランス銀行連盟(la Fédération bancaire française: FBF)からの代表 1 名を追加した。理事会は、本会議の議題を計画し、タスクフォースや作業部会からのレポートを吟味する。

諮問機関としての CNIS

CNIS の1番の目的は、新しい情報ニーズ、利用者の関心事項を見つけ出すことである。

労働組合は収入の比較変化のより正確な計測を望んでいるか?雇用者組合は企業への調査 負担を軽減する方法を探しているか?研究センターは統計調査のミクロデータ・ファイル へのアクセスを望んでいるか?CNIS は、調査の新たな方法の提案、特定のガイドラインや 手続きの再評価を要請することにより、経済、社会現象の観測における潜在的ギャップに関 する事項について、調査に従事している公的統計サービス(部局)に討論の場を提供する。

CNIS はまた、論争の的となる問題を冷静な設定で議論することができる場所でもある。 最近の例では、失業率の計測、購買力の変化の計測、これらは当時激しい論争があったが、 これらの掘り下げたレビューを主導した。同様な精神で、審議会は、不平等と排除の指標、 危険性の計測、及び、経済グローバル化の効果に関して、調査を発足させ、大きな成果を上 げた。

CNIS は次年度の公的統計プログラム準備も支援する。CNIS は、統計調査、センサス、パネル研究、行政記録データの研究を含む新しい提案を審査する。プロジェクトは INSEE や省庁統計部局のみならず、その事業が公的統計の発展に寄与する組織により諮問される:国立人口研究所(Institut national des études démograhiques, INED)、教育・研修・雇用研究センター(Centre d'étude et de recherche sur les qualifications CEREQ)、健康・薬剤研究所 (Institut national de la santé et de la recherché médicale INSERM)である。(提案の)審査は、その活動の目標、情報システムにおける位置づけ、計画された提供などに的が絞られる。各プロジェクトは、公共の利益に資さなければならないし、既存の情報源と重複してはいけない。言い方を換えれば、有用性が確立されなければならない。そして次には、審議会の品質ラベル委員会が、その活動が統計品質基準に適合していることを確認する(参考 2)。

参考2-CNISは統計調査の提案をどう審議するか。

公的統計調査のプログラムを準備するため、各作成者は調査計画を CNIS に諮問する。 CNIS により提案される年次プログラムに含まれ、統計的秘密保護に関する法規定でカバーされるためには、2段階で CNIS の承認を得なければならない。

- 1. 第1に、活動の有用性を評価するため適切なタスクフォースが集まる。もし、議論が合意されれば、タスクフォースの議長は「有用性意見 avis d'opportunité」を発行する。地方レベルで提案された統計調査は、その地方における中心となる政府、経済、社会のプレーヤーより構成される協議グループにより審査される。このグループは、もし存在すれば経済社会情報地域委員会(Comité Régional pour l'Information Économique et Sociale: CRIES)で構成しても良い、又は INSEE 地方事務所長が主催するアドホックな委員会を構成してもよい。委員会の構成員は調査のトピックにより変わってもよい。
- 2. 第2に提案内容の品質について品質ラベル委員会が評価する。委員会は企業、世帯、農業、地方政府の分野を担当する4つの部門がある。各部門は最も直接に関係する客体や政府機関の代表で構成される。委員会は調査実施機関で想定されて

いる実施手続きについて評価する。特に、標本抽出方法についてのルールの適切な応用、記入者負担、結果の提供、各回答者への事前説明、主要な調査結果利用者との事前の相談、などの点について評価する。委員会はまた、提案が「有用性の意見」の規定に適合しているか確認する。もし、委員会の意見が肯定的であれば、委員会は「公益性と統計的品質」ラベルを発行する、これはまた「品質証明書(avis de conformité)」とも呼ばれる。これらの結果から、経済大臣は承認を行い、調査に申告義務を付けることを決定する。経済大臣は毎年、次年に行なわれる申告義務が付く統計調査の一覧表について大臣決定(arrêté),を行い官報(Journal official)に公示する。

このプロセスは最大限の透明性を確保する。全ての CNIS 文書は審議会の web サイト (www.cnis.fr)で閲覧できる。そこには、報告書、会議録、調査プログラム、ニューズレター Chroniques du Cnis、その他の資料が含まれる。

2009 年以降、CNIS は SSP メンバーによる作業プログラムの実施状況及び審議会の独自の勧告文に関する評価報告書を準備する。

2009-2013 年中期プログラムの準備

5年ごとに CNIS は次期中期プログラムの期間における、情報システムに対するニーズや望ましい変化について分析を行なう。この分析は、5年間の統計業務や調査のプログラムのためのガイドラインに対する勧告を生み出す。新しい公的統計のガバナンスシステムの実施に会わせた 2009-2013 年の中期プログラムの計画は 2008 年中続いた。この作業は、前の中期計画の評価、及び、その期間に対して CNIS 本会議で選ばれた目標と 5年の最後で達成できた目標の比較に基づいて行なわれた。

2004-2008 年中期ガイドラインに関して、CNIS は、公的統計サービスは、全般的に見て、 労働市場と不平等度、価格調査の改善で進歩があったことを見出した。評価 *1 も、統計データに対する無料オンラインアクセス提供、研究者によるミクロデータ利用の進展に焦点を当てている。審議会は、新しい人口センサス、ビジネス統計の再編など、この期間になされた大きな投資を強調した。この評価では、SSP は、これらの投資を活用して、利用者への対応を改善することに集中するべきだと、結論付けている。

*1 "Bilan de la période de moyen terme 2004 - 2008 pour la statistique publique," Chroniques du Cnis no. 10, September 2009.

これらの結果を基に、CNIS は広く経済、社会のプレーヤーも含めた一連の会合を組織した:

- ・最初、地域のプレーヤーに向けて:1つの会合は、社会政策を監視するために、その責任が大きくなってきている、地域における統計のための運営評議会の必要性に焦点を当てた。;もう1つの会合は、グローバリゼーション、生活様式の変化の文脈での地域単位に割り当てられた。
- ・2回目の会合は、金融・財政統計の中期的見通しの検証
- ・最後の会合は、"Grenelle de l'Environnement."と呼ばれる環境問題についての国民フォーラムを受けて、持続可能な発展に割り当てられた、

これらの会合で参加者が多かったことは、公的統計利用者の情報ニーズが大きくなっていることを表している。公的統計サービスは、速く変化する経済・社会状況に敏感に反応しなければならず、もっと効果的に対話しなければならない。経済社会現象の主観的認識と、SSP による現象の客観的な計測のギャプは広がりつつある。この乖離は 政治的分野に渡って、役人と労働界リーダーにより、いつも決まって指摘される。この点においてもっとも重要な議論は購買力に関するものである、しかし、その他にも、失業、「民族集団」統計になどの他の話題も上げられる。

CNIS 理事会メンバーは、前の期間の中期計画の評価が、統計作成者から準備されたプログラムに関する議論が実りあるものだったこと、CNIS の監督下で活動した各ユニットによる作業の品質を強調したこと、に疑問を呈した。しかしながら、メンバーは、持続可能な開発、金融危機などの分野では、審議会は、公的統計サービスが受けるであろう疑問を常には予測できなかったこと、を注意した。

その結果、理事会は、利用者の新しい疑問をよく認識するため利用者との対話のための手順を見直すこと、それらを統計作成者に渡すこと、そして必要な統計情報の前向きな分析を始めること、を決定した。

タスクフォース(分野別委員会)における審議の拡大

CNIS における利用者と作成者の間の意見交換は、以前は formation(フランス語)と呼ばれる、公的統計サービスの分野構成に対応する、14 の特定化されたグループで行われていた*2。この仕組みでは、利用者が参加して、彼らのニーズを明確に表現するのが難しい、技術的議論になりがちであった。2009 年に導入された新しいシステムは、SSP が作成する細かな統計というより、社会的議論の主要なテーマに焦点を当てる水平的アプローチを目指している。14 のグループは、経済社会の議論における最近の事項に焦点を当てる次の7つのタスクフォース(commissions thématiques)に置き換えられた。各タスクフォースは2009-2013 年中期プログラムで CNIS により策定されたはば広いガイドラインを採用している。

*2 11 のグループは特定の分野に分けられた:農業;卸小売・サービス;人口・生活状況; 雇用・賃金;環境;教育及び訓練;製造業・食品産業・エネルギー;金融・財政・国際収支; 健康・社会的保護;運輸・旅行;都市計画・インフラ・住宅、である。残りの3つは分野横 断的なグループ;社会統計;企業統計;地域・地方統計

人口及び社会問題 (議長 (女性): Claire Bazy - Malaurie、会計検査院上席判事兼部長)

このタスクフォースは人口グループの収入、試算、購買力だけでなく生活状況の観測を担当する。Freyssinet 報告 *3 の勧告のフォローアップのため不平等度に特に注意が払われている。現行の中期プログラムで強調された2つの視点は、住居へのアクセスを観察するシステムとフランス人の健康状態である。これらのテーマを全て同一のタスクフォースでまとめることで、今日の急速な社会変化の複雑さを十分に把握することを可能とする。

*3 Niveau de vie et inégalités sociales, Rapport du Cnis no. 103, February 2007.

雇用・技能・収入 (議長: Raoul Briet、年金準備基金監査役会議長)

このタスクフォースは、Jean-Baptiste de Foucauld 氏が議長として準備した報告書における勧告に合わせて、就業と失業の間で大きくなる「halo」の観測と計測を担当する *4。このグループは、生涯学習及び職業的スキルの計測に関する情報を要請する原案作成に参加する。もう1つの関心は、Nasse-Légeron報告 *5の勧告をフォローアップする、健康に関する労働条件の影響、特に労働におけるストレスの観測に関することである。

*4 Emploi, chômage et précarité – mieux mesurer pour mieux débattre et mieux agir, Rapport du Cnis no. 108, January 2008. English version: Employment, unemployment, and precariousness: Better measurement for better discussion and better action, Rapport du Cnis no. 114, September 2008:

http://www.cnis.fr/cms/Accueil/publications/Les_rapports_du_Cnis?publication=82575.

*5 "Rapport sur la détermination, la mesure et le suivi des risques psychosociaux au travail" presented to the Minister of Labor, Social Relations, and Solidarity on March 12, 2008.

ビジネス・市場戦略 議長: Lionel Fontagné パリ経済学校教授

このタスクフォースはグローバリゼーション及び企業の特性に関するトピックに取り扱う。雇用主組織、事業者団体、エコノミストは、活動部門からの統計情報の発表は妥当性を失ったと信じている。そこで、CNIS は、(統計の) 部門ごとに生産システム全体の分析と合わせて審議するという従前の体制を全面的に置き換えた。タスクフォースは2つの使命を持っている:(1) Salustro 報告書 *6の勧告のように、企業グループの、及び、特に国際レベルでのグループ内取引につて我々の知識を拡大し、グローバリゼーションをより良く理

解することを促進する、(2)中小企業からの観測を改善する。

*6 Statistiques structurelles sur les groupes d'entreprises et leurs sous - groupes, Rapport du Cnis no. 107, January 2008. English version: Structural statistics based on enterprise groups and subgroups, Rapport du Cnis no. 111, September 2008:

http://www.cnis.fr/cms/Accueil/publications/Les_rapports_du_Cnis?publication=82581.

環境・持続可能な発展(議長 Guy Paillotin、フランス農業アカデミー常任事務局長)

このタスクフォースは持続可能な発展を支える環境面での柱、及び経済社会面の柱との 関係を扱う。Stiglitz-Sen 報告書を受けた、持続可能な発展の国家戦略のための指標、及び 成長への GDP ベースのアプローチを補完する指標の研究に議論を集中するべきである。経 済活動における環境的利害関係もより良く計測されるべきである。

公共サービス及び公共へのサービス (議長: Pierre - Yves Geoffard、フランス国立科学技術 センター[CNRS]) 上級研究員)

このタスクフォースは「行政」機能、つまり、公的部門からか民間部門からかは問わない、 公共サービスに対しての全ての貢献、を調査する、幅広いアプローチ法を採用している。新 しいタスクフォースは、防衛、セキュリティ、正義、初等教育、医療システム、医療へのア クセスをカバーする。また、全ての新しい立法の原案に対して影響研究が必要な、憲法改正 の、公的統計サービスへの影響も捕らえる。

金融システム及び経済ファイナンス(議長: Jean - Paul Pollin 、大学教授)このタスクフォースは、経済の金融部門及び非金融企業の財務問題を扱う。国民経済計算における、非金融部門の金融勘定とともに、金融部門の非金融勘定も調査する。金融危機により、国民経済計算と金融グループの勘定を融合させる必要性が増大していることが分かった。中小企業だけでなく、経済参加しようとする個人について、クレジットへのアクセスが良く観察されなければならない。

地域問題(議長:Jean - Marie Vanlerenberghe、上院議員・Arras 市長)

このタスクフォースは、海外県を含めた地方による情報ニーズの爆発を考慮している。現在では公共政策の多くの部分が地方政府(collectivités territoriales)により実施されている。タスクフォースは、地方行政が、その地域レベルで政策を監視するために必要な統計ツールを持っていることを確認しなければならない。このタスクフォースでは地域開発事項も扱う。

人口センサス評価委員会(CNERP) (議長:Jean - Claude Frécon、ロワール地方上院議員)

この委員会は CNIS 審議シテムの最後の構成要素である。2004 年以降、フランスの地方公共団体はセンサスの準備及び実施に責任を持つようになった。INSEE の統計家に加えて、CNERP のメンバーには、地方で選ばれた当局者、地方自治体の職員、センサス実施に関係する機関や政府組織も含める。タスクフォースは地方公共団体の協力を得て、センサスで情報収集に使用される手順、準備の評価を担当する。

タスクフォースはどのように機能するか

各タスクフォースは SSP の外部からの有名な専門家を議長とする。議長は、審議会の使命を守って、市民社会からの意見を表現することを出来るようにするため、可能な限り広い議論を組織する。これらの意見交換は、レビューされた様々なトピックに関する1つの意見に到達することを目的として、議論の論点であった SSP の事業計画のポイントに絞って行なわれる。特にタスクフォースは諮問されている調査提案に「有用性意見(avis d'opportunité)」を発行することになる。

勧告を出すために特定のトピックについて調査する場合、タスクフォース議長は CNIS 理事会に対してワーキンググループを設置することを要請できる。 CNIS のワーキンググループの勧告は、統計作成者に対して、いわば、ロードマップを策定する。例えば、Freyssinet ワーキンググループ*7の結論は不平等度作成のガイドラインとなった、また、Margerie ワーキンググループ*8 による勧告は金融グループの知識の改善を目的とした INSEE、フランス銀行で作成される統計に変更をもたらす。

- *7 Niveaux de vie et inégalités sociales, Rapport du Cnis no. 103, February 2007.
- *8 Statistiques structurelles sur les groupes financiers, Rapport du Cnis no. 118, December 2009.

タスクフォースはまた CNIS がその意見を公表する討論の場でもある、これは、使命における付託事項の範囲中で、政府機関、公的機関、公益的使命を持つ民間部門の主体が収集するデータについて連携(統計作成に利用できるようにする)を取るために必要である。これは、CNIS が意見を述べた後に、経済大臣の要請に応じて、そのような連携(統計作成に利用できるようにする)がなされることを規定した、1951 年法律第7条の2にも整合的である。

利用者の関心が深い課題に関しての CNIS 活動の再編成は、社会的パートナーや市民社会の積極的な参加を奨励する。タスクフォース会合は CNIS メンバーだけでなく、議論される話題に関心のある者全てにオープンにされている。

しかしながら、十分な代表性を確保し、対話を促進するためには、参加者がかなり定期的なベースで参加することが重要である。情報システムや指標の定義に関する議論では、対話が参加者のニーズに焦点があてられたとしても、技術的なものである。CNIS は着実な出席

を促進し、議論の適切な継続性が保証されるよう、会合を組織する。

これらのテーマ別のタスクフォースの他に、CNIS には横断的目的のための committee や commission がある。

品質ラベル委員会(Le comité du label)は、タスクフォースの議長により「有用性意見」が発行された後、提案された調査を検証し、統計的優良事例に適合していることを証明する。 申告義務のある統計調査への訴訟委員会(Le comité du contentieux des enquêtes statistiques obligatoires)は、申告義務のある統計調査への回答への企業による拒否を調査する。

経済社会分類に関する委員会(La Commission nationale des nomenclatures économiques et sociales)は、公的経済社会分類の更新を行なう責務がある。欧州分類、国際分類を修正する全ての提案が諮問・審議される。公的経済社旗分類を承認する規則原案に意見を述べる。

最終点:2009年3月20日政令は、統計秘密保護委員会はCNISに付加(rattaché)されることを規定した。言い換えれば、この委員会は形式的にはCNISには所属しない、しかし、(委員会はCNIS)と特別な関係を維持している。

(日本語訳 會田雅人)

フランス 公的統計監視委員会 (L'Autorité de la statistique publique(ASP))

前書き

2008 年頃、フランスでは公的統計に関して新たな動きがあった。公的統計における統計専門家の独立性、不偏性、客観性及び適合性の原則が遵守されているかを監視し、また公的統計作成における品質を監視する公的統計監視委員会(ASP: Autorité de la Statistique Publique)が新たに設置され、国家情報統計審議会(CNIS: Le Conseil national de l'information statistique)の役割も見直しされていた。そして、現在ではフランスの公的統計は三つの組織により統治されている。つまり、①公的統計作成機関(省庁の統計部局)(SSP: Service statistique public)、②国家統計情報審議会(CNIS)、③公的統計監視委員会(ASP)である。

ここでは、この ASP について、フランス国立統計経済研究総局 (INSEE: I'Institut national de la statistique et des etudes economiques) が発行する Courrier des statistiques (2011) に 出された英語版特集の中の"France's Official Statistical Authority (ASP)"を基に解説する。 この英文記事は、次の記事を英訳したもの。"L'Autorité de la statistique publique," Courrier des statistiques no. 128, Sept.-Dec 2009, pp. 5-8。

なお、上記「Autorité de la Statistique Publique(ASP)」は公的統計-支配者、権限、行政機関、院などと訳すのが普通で、例えば「公的統計院」などとなるが、それでは分かりにくいので、ASP の役割を考え、ここでは、勝手だが、「公的統計監視委員会(仮)」と訳すことにする。「公的統計コンプライアンス委員会」などでも良いかもしれない。

公的統計監視委員会

成立の経緯

2004 年、経済・財務省の財務監察総局(Inspection générale des finances)が次のような内容について報告書を発行した。「いくつかの国では、首席国家統計官は、彼に作用する圧力をかわすために、合議体に頼ることができる。オランダでは統計中央委員会、デンマークでは統計理事会、スウェーデンでは統計評議会、イタリアでは統計情報保障委員会である。これらの組織は、約10人のメンバーで構成されており、首席国家統計官の権限と正当性を強化することができる。」とし、報告書は「フランス公的統計システムの中の組織、特に INSEE は、現在は欠けている小さな合議体による肉付けすることができる。」と結論付けている。そのような組織の最初の案は、承認されなかった政令案(2005年12月)に最初の構想が表されていた。一方、フランスにより推進された欧州統計行動規範は、公的統計作成におけ

る専門的独立性を、原則のトップに置き、尊重されるべきもの、としている。

公的統計におけるコンプライアンスを評価する最初の基準は、公的統計の専門的独立性が法令で記述されている、ということである。フランスはこの基準に合致しない少数国の一つであり、英国での統計改革がなされた後では唯一の大国となった。2007年1月の欧州の統計専門家によるフランス公的統計のレビューにおいて(peer review)、「フランス公的統計システムが純粋で認識された独立性を享受していることを認識する一方で、それが法令で記述されていない。」として、そのギャップが強調された。

そして、公的統計の統治組織の設置が、公的統計の設計、作成、公表における独立性を保証する、ということが受け入れられた。当然、この独立性は、EUのためにフランスが作成する統計のみならず、フランスの公的統計全部に拡張して適応された。

残ったのは、そのような革新にための法案であった。解決法として、2008 年早期に政府により準備された「近代経済化法」が提案された。同時に、独立に、議会から「主要経済社会データ測定にかかる情報任務("Muet-Mariton"ミッションとして知られる)」が報告された。この報告書では、公的統計の倫理と独立性をモニタリングする組織を立ち上げることを示していた。

法律の政府草案が国民議会及び元老院で修正を受け、また、議会報告書からの提案も取り 込み、その結果フランスにとってかなり革新的な法律となった。この 2008 年 8 月 4 日の経 済近代化法の中心的な改革は、公的統計監視委員会の設置であった。

ASP を加えたフランスの公的統計の組織は、EU における総計組織に非常に類似している。EU では、欧州統計システム(ESS)は、欧州統計管理諮問委員会 (ESGAB: European Statistical Governance Advisory Board) 及び欧州統計諮問委員会 (ESAC: European Statistical Advisory Committee) により支えられている、という構造である。ESGAB はフランスの ASP に類似しており、EASC は国家レベルでは CNIS に類似した機能を遂行する。

なお、フランス統計法(「統計分野における法的義務、調整及び秘密に関する法律」)第1 条(2010年6月28日付法律第2010-704号第21条(V)により修正)では、「公的統計は 完全な専門的独立(professional independence)に基づいて設計され、作成され及び公表される。」という規程が定められた。

メンバー

ASP は少人数(9人)で構成され、メンバーは以下のように法定されている。

- ○議長はその者の法律、経済、技術専門性を考慮してフランス内閣により政令で任命される (2016年当時は Dominique BUREAU氏という、Ecole Politechnique の経済学の教授で、 国の委員会の議長などを多数勤めている。2015年4月8日に内閣より指名された。)
- ○議長以外のメンバーは以下の通り、
- 国民会議議長が指名する者

- 元老院議長が指名する者
- -経済社会環境評議会議長が指名する者(この評議会はフランス共和国憲法第 11 章で規定 される機関)
- 国務院副長官が指名する者(副長官が指名するこのメンバーは、CNIS の統計秘密保護委員会議長でもある。)
- -会計院院長が指名した会計院メンバー
- 財務監査局長が指名する財務監査局メンバー(経済・財務省の部局である)
- -社会問題監察局長が指名する社会問題監察局メンバー(厚生省の部局であり、厚生大臣と 労働・雇用・職業教育・労使対話大臣の共同管轄)
- -経済大臣が指名する、統計分野の専門家

この構成は Muet-Marton 報告書でも勧告されており、指導的な国家組織の技術的専門家を、憲法が規定する議会の政治的な敏感さと結びようとしている。また、この ASP の小さい規模は十分に議論ができるよう設計された。指名された者は「賢人の委員会」を作り、推薦母体の指示を受けず、自由に意見交換ができなければならない(参考:欧州統計管理諮問委員会 7 人)。委員の任期は、継続性を持たせるため 6 年で(統計秘密保護委員会議長は例外で 5 年任期)、CNIS 委員の任期より 1 年長い。

この公的統計監視委員会の独立性を強化するため、議長は再任されない。これにより議長は業務に当たり再任されるか否かということは考える必要がなくなる。ASP メンバーは、辞任、出席不能、重大な過ち、監視委員会の大勢が認める時、以外では辞めさせられない。この条項は、メンバーが ASP での活動において推薦母体から何らかの横やりを入れられるリスクから保障している。

権限

ASP に付託された権限は、すべてのフランスの公的統計に適応される欧州統計行動規範の原理が遵守されているかを監視することである。この目的のため、ASP は法的又は弾圧的な権限は持っていない。倫理的事項については、原則からの乖離を回復するため、言葉や事例の力が行使されるべき、という希望が表現されてきた。ASP の資源は省庁の様々な監察部局により提供され、これらを自由に使用できる。委員は公的統計が作成され提供されるすべての場所にアクセスすることができる。委員は必要なすべての文書を請求できる権限及び作成機関のすべての者から情報を収集できる権限を持つ。

ASP は、規範の原則への遵守を強化するものに有用な意見を発する権限を付与される。 もし、(職責や階級に関係なく)個人や法人が原則に従わないことが見られた場合、関係する団体にその立場を述べる機会が与えられた後、その状況を公表することが許可される。

公的統計の組織の場合、INSEE を始めとする SSM の任務に関する政令案について、ASP に協議しなければならない。前に述べたように、政府法人に SSM の地位を許可する大臣命

令案では ASP の異見を聞かなければならない。

ASP は CNIS 議長及び INSEE 局長に少なくとも年 1 回面接を行い、CNIS の意見並びに年次及び中期計画について審査を行う。このように ASP は、公的統計サービスにより選定され実行された計画が CNIS の年次及び中期計画で出された社会的要求を誠実に反映しているかどうかを判断することができる。

また、ASPへの審理要請に関しては、次の者が、ASPに審理の開始要請を行うことができる。とされている。すなわち、憲法の下で国家の代表として、国民議会議長、元老院議長、経済社会環境評議会議長、政府代表として首相又は経済大臣、公的統計利用者の卓越した代表である CNIS の議長、政令でも書かれているように、公的統計システム全体の調整権限を持つ組織として INSEE 局長である。この調整権限は、政府内における統計の調整を含む、INSEE の所管事項を定義した 1946 年 7 月 14 日政令により INSEE に授けられている。この方式は、統計利用者及び統計作成者を代表する幅広い者が、ASP に審理要請をすることを認めるために採用された。もちろん、ASP はまた権限の中で、独自のイニシアティブで検査を行うことができる。

EU の事例も挙げられているが、公的統計の技術的な面に意見を言う委員会だけでなく、 ガバナンスや基準準拠などをウォッチする組織をきちんと整備するということである。

(日本語訳 會田雅人)

「フランスにおける公的統計の3つの組織」

著者 Jean-Pierre Le Gléau、INSEE 統計調整部長。

この翻訳は、Courrier des statistiques 2011 年に出された英語版特集の中の"The three institutions of official statistics in France"を仮訳したものである。この文章は、"Les trois institutions de la statistique publique en France," Courrier des statistiques no. 126, Jan. - April 2009, pp. 59 - 61 を英訳したものである。

フランスの公的統計サービスの組織と機能は、経済近代化法とその施行政令により、実質的に変革された。*1

現在公的統計は3つの組織により統治されている:公的統計サービス(作成機関)自身(le service statistique public (SSP))、調査の設計、統計作成、提供で主要な役割を果たす。;国家統計情報審議会(le Conseil national de l'information statistique (CNIS))、統計作成者と利用者の間の「上流(en amont)」での協議の場を確保する。;公的統計コンプライアンス委員会(l'Autorité de la statistique publique (ASP))、専門家としての独立性、不偏性、客観性、適合性の原則が遵守されているか、及び公的統計作成における品質を監視する。

訳者注:上記「l'Autorité de la statistique publique (ASP)」は公的統計 – 支配者、権限、 行政機関、院などと訳すのが普通だが、それでは分かりにくい。そこで、ASP の役割を考 え、ここでは、「公的統計コンプライアンス委員会(仮)」と訳すことにする。

*1. In particular the decrees of March 3, 2009, on the Official Statistical Authority (ASP) and of March 20, 2009, on the National Council for Statistical Information (CNIS) and the Statistical Confidentiality Committee (CSS).

http://www.cnis.fr/files/content/sites/Cnis/files/Fichiers/statistique_publique/Decree_20 09_03_20_cnis.PDF

より明確に境界が定義された公的統計サービス

現行のフランス統計法 *2 は、「公的統計サービスは INSEE 及び省庁統計部局 (Services Statistiques Ministériels: SSMs)を含む。」という記述で始まる。これは公的な文書が明確に、公的統計サービスの範囲を初めて記述したものである *3。 同法同条は公的統計の内容を定義している: (1) 官報(Journal Officiel)に毎年リストが公示される統計調査、及び(2) 公

的・準公的機関により他の目的(統計作成以外)で収集されたデータを一般的な情報目的と した分析から得られた情報。

公的統計サービス(SSP)と公的統計とは厳密にはオーバーラップしていない。(訳者注: 実施機関と統計は必ずしも同じ範囲でない。)実際ほとんどの SSP のアウトプットは公的統計を構成している。しかし、SSP はまた、企業や事業所のデータベース、民間個人の登録簿、選挙人登録簿の管理など純粋な行政業務も行なっている。これらの業務は公的統計作成に適応されるルールには従わない。SSP はまた、狭い意味で、公的統計の領域の外側にある研究も行なっている:これはフランスのシステムの特徴である。逆に、いくつかの公的統計作成機関は SSP に属さない:例えば、フランス銀行、国立人口研究所(INED)、は上記の(公的統計に適応される)基準が適応される情報を作成しているが、これらの機関は SSP の地位がないことから、SSP に属していない。

SSM とは厳密には何か?最近までの統計法、関連する政令では、この問いに関する答えは法的な根拠を持ったものではなかった。確かに、公的統計サービスは更新されたリストを定期的に公表してきたし、定期的な Courrier des statistiques(訳者注:INSEE が発行する専門誌)は、高く評価された全ての SSM の組織図つきの毎年のディレクトリーを公表してきた。しかし、これらの文書は、次のような SSM の個別の権利・義務を定義した法令に比較して、法的性格は弱い:

- ・1951 年法第 7 条の 2 では SSM に、一定の条件の下で、全ての行政データへのアクセスを認めている
- ・「情報技術及び市民の自由法(loi « Informatique et libertés »)」第8条は、sensitive データの収集を含む調査に関して、SSM による調査実施を容易にしている。 *4
- ・「税務手続きマニュアル(livre des procédures fiscales leur)」第 L.135D 条では、 統計準備の目的に限って 、SSM に対して、税関や税務当局が集めた秘匿情報へのアクセスを認めている。
- *2 Act no. 51 711 of June 7, 1951, on legal obligation, coordination, and confidentiality in the field of statistics.
- *3 Often previously referred to as "Official Statistical System" (Système Statistique Public): the shift from the term "system" to the term "service" substitutes the reference to the objective (the service) for the reference to the resources applied (the system).
- *4 "Sensitive data" are those that, directly or indirectly, reveal people's racial or ethnic origins, political, philosophical or religious opinions, or membership in labor organizations, or concern their health or sex life.

CNIS の任務の見直し

法律では、国家統計情報審議会(CNIS)の任務は公的統計の作成者とユーザーの間の協議

の場を作ることであると明確に規定している。CNIS の構成員と機能は、この任務をより効果的に満たすように変更された。

経済大臣はもはや CNIS の議長ではない。新しい手続きでは、議長は、理事会の審議により、理事会メンバーの中から経済大臣が指名することになっている。CNIS の議長は、また、理事会の議長にもなる。この仕組みは公的統計のユーザーと政府が大きく離れることを意味し、審議会における公的統計ユーザーに課される役割の大きさを強調している。CNIS 議長は、他のメンバーと同じように、5年の任期で、一度だけ再選が許されている。

統計情報への社会的要求の透明性を高めるため、CNIS 本会議のメンバー数は削減された。本会議には全ての閣僚が入ることはなくなった。これは、ユーザーの意見に卓越性を与えることを意図している。さらに、CNIS の参加組織は、以前は複数の投票権を持っていたが、今回は各組織が 1 票とされた。本会議の決定をより明確にするために、本会議のメンバーは、138人から 46人に削減された。

各メンバーは代理が許され、議長の同意があれば、専門家を随行させることができる。 SSM や Eurostat のようないくつかの機関は投票権のないオブザーバーとして本会議に参加 することができる。

CNIS はその活動の年間報告を準備する。その文書には、従前のように前年に出された審議会意見のフォローアップ、だけでなく、各公的統計作成機関の年次又は中期プログラムの達成状況についての評価も含まれる。そのゴールは、形式的な監察から、前年に作成された公的統計及び中期見通し、の初期にける評価、に移行することである。

理事会の役割は強化された。本格的な審議会の取締役会として活動しながら、理事会には、社会的パートナー(使用者及び被用者)、地方選出委員、アカデミー、主要政府機関、個々の専門家を含む公的統計の主要なユーザー代表が含まれている。理事会はそこから CNIS の議長指名に助言を与える(義務的手続き)の他に、理事会は CNIS の作業リストを準備し、タスクフォースを立ち上げ、任務、メンバー、作業グループの活動期間を定め、これらの CNIS の下部機関からの報告を承認する。理事会は必要があると認めるときは、内部規程を策定することができることから、理事会はまたすべての CNIS 委員会、タスクフォースに対する権限的方策を行使する。

この理事会の役割と権限の強化は、CNISの日々の業務をより効率的にすることを目的としている。しかし、審議会の運営規則の策定には、本会議での承認が必要である。

公的統計コンプライアンス委員会

しかしながら、2008 年 8 月 4 日の経済近代化法の中心的な改革は、公的統計コンプライアンス委員会(Autorité de la Statistique Publique: ASP)の設置である。

この新組織の設置の根拠には、フランスに特異な面、及びいくつかの欧州のモデル国及び EU そのものから得られたものがある。

2004 年、経済・財務省の財務監察局(l'Inspection générale des finances)が次のような内容

について報告書を発行した。「いくつかの国では、国家首席統計官は、彼に作用する圧力をかわすために、合議体に頼ることができる。: オランダでは統計中央委員会、デンマークでは統計理事会、スウェーデンでは統計評議会、イタリアでは統計情報保障委員会である。これらの組織は、約10人のメンバーで構成されており、首席国家統計官の権限と正当性を強化することができる。 *5」とし、報告書は、「フランス公的統計システムの中の組織、特にINSEE、は、現在は欠けている小さな合議体により肉付けすることができる。」と結論付けている。*6

*5 Mission d'analyse comparative internationale de l'Insee, Inspection Générale des Finances no. 2004 - M042 - 01, supervised by Philip Dane, summary report (rapport de synthèse), p. 14.

*6. ibid. p. 42.

そのような組織の最初の版は、承認されなかった政令案(2005年12月)に構想が表わされていた。一方、フランスにより推進された、欧州統計行動規範*7は、公的統計作成における専門的独立性を、原則のトップに置き、尊重されるべきもの、としている。

コンプライアンスを評価する最初の基準は、専門的独立性が法令で記述されている、ということである。フランスはこの基準に合致しない少数国の1つであり、英国での改革がなされた後では唯一の大国である。2007年1月のレビューにおいて、欧州の専門家(pairs)は、フランス公的統計システムが純粋で認識された独立性を享受していることを認識する一方で、フランス法令とのギャップを強調した。

そして、公的統計の統治組織の設置が、公的統計の設計、作成、公表における独立性を保証する、ということが受け入れられた。当然、この独立性は、EUのために作成する統計のみならず、フランスの公的統計全部に拡張された。

残ったのは、そのような革新のための法案であった。解決法として 2008 年早期に政府により準備された経済近代化法が上がった。同時に、独立に、議会から「主要経済社会データ測定にかかる情報任務 ("Muet-Mariton"ミッションとして知られる)」が上げられた。この報告書では、ミッションは公的統計の倫理と独立性をモニタリングする組織を立ち上げることを示していた。

政府草案が国民会議、元老院で修正を受け、また、議会レポートからの提案も取り込み、 その結果フランスにとってかなり革新的な法律となった。

法律により設置される組織は、EUにより採択された組織に非常に類似している、それは、ESS(欧州統計システム)は欧州統計管理諮問委員会(European Statistical Governance Advisory Board (ESGAB) *8、及び欧州統計諮問委員会(the European Statistical Advisory Committee (ESAC)) *9 により支えられている、という構造である。ESGAB はフランスのASP に類似しており、ESAC は国家レベルでは CNIS に類似した機能を遂行する。

ASP は少人数で、特定の任務を持っている。

メンバーは以下のように法定されている。

- ○議長はフランス内閣により指名される
- ○メンバーは、次の者により指名される。
 - ・元老院議長、国民会議議長、経済社会環境評議会議長
- ・国務院 (Conseil d'État) 副長官 (副長官が指名するメンバーは統計秘密保護委員会の委員長でもある。)
 - ・フランス会計院院長(le premier président de la Cour des comptes)
 - ・社会問題監察局長(le chef de l'Inspection générale des affaires sociales (IGAS))

(訳者注:厚生省の部局であり、厚生大臣と労働・雇用・職業教育・労使対話大臣との共同 管轄)

・財務監察局長 (celui de l'Inspection générale des finances(IGF))

(訳者注:経済・財務省の部局であり、経済・財務大臣の単独管轄)

·経済担当大臣

この構成は Muet-Mariton 報告書でも勧告されており、指導的な国家組織の技術的専門家を憲法が規定する議会の政治的な敏感さを結び付けようとしている。この委員数が少ない(参考:欧州統計管理諮問委員会 ESGAB、7人)ことは、一定の環境の下で必要となるであろう責任を与える。委員の任期は、継続性を持たせるため6年で、CNIS 委員の任期より1年長い、

このコンプライアンス委員会の独立性を強化するため、議長は再任されない。これにより 議長は業務に当たり再任されるか否か、ということを考える必要がなくなる。ASP のメン バーは、辞任、出席不能、重大な過ち、監督委員会の大勢が認める時、以外では辞めさせら れない。この条項は、メンバーが ASP での活動において推薦母体から何らかの横やりを入 れられるリスクから保障している。

*7 The Code is available on the Eurostat website:

http://epp.eurostat.ec.europa.eu/cache/ITY_OFFPUB/KS - 77 - 07 - 026/EN/KS - 77 - 07 - 026 - EN.PDF

- *8 Decision no. 234/2008/CE by the European Parliament and Council of March 11, 2008.
- *9 Decision no. 235/2008/CE by the European Parliament and Council of March 11, 2008.

ASP に付託された権限は、欧州統計行動規範、これは全てのフランスの統計に適応される、の原理が遵守されているか監視することである。この目的のため、ASP は法的、弾圧的な権限は持っていない。倫理的事項については、原則からの乖離を回復するため、言葉や事

例の力が行使されるべき、という希望が表現されてきた。ASP の資源は省庁の様々な監察 部局により提供され、これらを自由に使用できる。委員は公的統計が作成され提供されるすべての場所にアクセスすることができる。委員会は、必要なすべての文書を請求できる権限、作成機関の全ての者から情報を収集できる権限を持つ。

ASP は、規範の原則への遵守を強化するのに有用な意見を発する権限を付与される。もし、(職責や階級に関係なく)個人や法人が原則に従わないことが見られた場合、関係する団体がその立場を述べる機会が与えられた後、その状況を公表することが許可される。

公的統計の組織の場合、INSEE や SSM の任務に関する政令案について協議を受けなければならない。前に述べたように、政府法人に SSM の地位を許可する大臣命令案は ASP の意見を聞かなければならない。

ASP は CNIS 議長及び INSEE 局長に少なくとも年1回面接を行い、CNIS の意見、年次及び中期統計計画について審査を行う。このように ASP は、公的統計サービスにより選定され実行された計画が CNIS の年次及び中期意見で出された社会的要求を誠実に反映したかどうかを判断することができる。

これらの文書と協議を基に ASP は公的な年次報告書を準備し、議会に提出する。

以下の者は、ASP に問い合わせることができる。:憲法の下で国家の代表として、国民議会議長、元老院議長、経済社会環境評議会議長;政府代表として首相又は経済大臣;公的統計利用者の卓越した代表である CNIS の議長;政令でも書かれているように、公的統計システム全体の調整権限を持つ組織として INSEE 局長。これらの機能は、政府内における統計の調整を含む、INSEE の所管事項を定義した 1946 年 7 月 14 日政令により INSEE に授けられている。この方法は、統計作成者及び統計利用者を代表する幅広い者が、ASP に問い合わせをすることを認めるために採用された。もちろん、ASP はまた権限の中で、独自のイニシアティブで検査を行なうことができる。

幅広い権限の統計秘密保護委員会

これらの変更に並行して、2008 年 7 月 15 日の「公文書(アーカイブ)法(loi sur les archives)」の採択により、統計の秘密保護に関する規則の大幅な改革を行なった。

統計秘密保護委員会(Comité du Secret Statistique: CSS)は、この新たな法案条項を考慮するため、自身を変更する必要が生じた。委員会は、経済・財政データのみならず、個人に関する事実及び行動に関する特性に関する秘密情報へのアクセスについても要請に応じて意見を言えるようになった。この変更は、社会科学者からの長年の要望に対応している。個人情報保護の確保を担当している情報技術及び市民の自由に関する国家委員会(la Commission nationale de l'informatique et des libertés: CNIL)、と同様にこれらの専門家にも大きな余地を与えるために CSS 構成員の組み立てが刷新された。

そのようなデータへのアクセスは、セキュアなリモートデータセンターに特に依存して、 非常に厳格なプロトコルの下で許可される。

新組織

これらの遠大な変化は、フランスの公的統計サービスを欧州統計ガバナンスの最新動向に 準拠させる。公的統計サービスは、より多くの目に見える形での表現を公的統計のユーザー に提供する。新しいリソース(訳者注:データ・アクセス)を提供することで、公的統計サ ービスはフランスの科学研究のために広大な機会を開く。研究者は今、機密性保護のルール を守ることで、外国人の同僚に比べて有利な位置につけるであろう。

資料4 「アメリカの連邦公務員の Statistician、Economist の定義」

第5回委員会提出資料

會田雅人(公益財団法人統計情報研究開発センター 専務理事)

Statisticain

https://www.opm.gov/policy-data-oversight/classification-qualifications/general-schedule-qualification-standards/1500/statistics-series-1530/

Economist

https://www.opm.gov/policy-data-oversight/classification-qualifications/general-schedule-qualification-standards/0100/economist-series-0110/

The U.S. Office of Personnel Management (OPM)

Classification & Qualifications
GENERAL SCHEDULE QUALIFICATION STANDARDS
Statistics Series, 1530

Individual Occupational Requirements Basic Requirements:

A.

Degree: that included 15 semester hours in statistics (or in mathematics and statistics, provided at least 6 semester hours were in statistics), and 9 additional semester hours in one or more of the following: physical or biological sciences, medicine, education, or engineering; or in the social sciences including demography, history, economics, social welfare, geography, international relations, social or cultural anthropology, health sociology, political science, public administration, psychology, etc. Credit toward meeting statistical course requirements should be given for courses in which 50 percent of the course content appears to be statistical methods, e.g., courses that included studies in research methods in psychology or economics such as tests and measurements or business cycles, or courses in methods of processing mass statistical data such as tabulating methods or electronic data processing.

or

В.

Combination of education and experience -- courses as shown in A above, plus appropriate experience or additional education. The experience should have included a full range of professional statistical work such as (a) sampling, (b) collecting, computing, and analyzing statistical data, and (c) applying statistical techniques such as measurement of central tendency, dispersion, skewness, sampling error, simple and multiple correlation, analysis of variance, and tests of significance.

Classification & Qualifications
GENERAL SCHEDULE QUALIFICATION STANDARDS
Economist Series, 0110

Individual Occupational Requirements
Basic Requirements

A.

Degree: economics, that included at least 21 semester hours in economics and 3 semester hours in statistics, accounting, or calculus.

or

В.

Combination of education and experience: courses equivalent to a major in economics, as shown in A above, plus appropriate experience or additional education.

Evaluation of Experience

Examples of qualifying experience include:

- 1. individual economic research assignments requiring planning, information assembly, analysis and evaluation, conclusions and report preparation;
- 2. supervisory or project coordination assignments involving a staff of professional economists, and requiring the evaluation and interpretation of economic information; or

3. teaching assignments in a college or university that included both class instruction in economics subjects and one of the following (1) personal research that produced evidence of results, (2) direction of graduate theses in economics, or (3) service as a consultant or advisor on technical economics problems.

Experience in related fields that did not involve the use and understanding of economic principles and theories may not be used as qualifying experience for these positions. Special attention on this point should be given to certain types of work that may or may not have provided professional economic experience. The following examples of work require special care in such determinations:

- 1. economic statistics;
- 2. industrial surveys;
- 3. management of individual business enterprises, including farms;
- 4. industrial planning;
- 5. writing or editorial work in economic subjects; and
- 6. financial market analysis.

「もぐり調査」のリスト

独立行政法人 労働政策研究・研修機構が行う調査シリーズ(2016~18 年度)

No.189 (2019年3月)

民間教育訓練プロバイダーの活動

アンケート調査は厚生労働省職業能力開発局の要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 社会人を対象とした教育訓練サービスを提供している (可能性の高い) 9,986 組織

調査期間 2016 年 2 月 12 日に発送~3 月 14 日 有効回収数 3,040 (有効回収率 30.4%)

No.188 (2019年3月)

IT 関連教育訓練の現状に関する調査〜教育訓練実施事業者・教育訓練受講者のアンケート 調査結果〜

厚生労働省人材開発統括官の要請を基に組織した、調査研究プロジェクト「IT 分野の高度教育訓練の実態等に関する調査研究」において調査を実施

事業者調查:

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 IT 関連の教育訓練を実施している事業者が相対的に多いと予想される 5 業種に該当する従業員 10 人以上の企業と IT 関連の諸団体を合わせて 9,976 事業者

調査期間 2018年2月10日~3月9日

有効回収数 2,970 事業者 (有効回収率 29.8%)

受講者調査:

調査方法 調査会社保有の登録モニターに対するインターネット調査

調査対象 IT 関連の教育訓練を 3 年間のうちに受講した 20 歳以上の正社員/非正社員 5,000 人

調査期間 2018年3月9日~3月12日

No.187 (2019年3月)

「独立自営業者」の就業実態

調査結果は厚生労働省「雇用類似の働き方に関する検討会」での議論、及び報告書にお

いて活用

調査方法 調査会社保有の登録モニターに対するインターネット調査

調査対象 2017年の1年間に自営業、フリーランス、個人事業主、クラウドワーカーとして、仕事をして収入を得ていた8,256人

調査期間 2018年3月9日~3月12日

No.186 (2018年12月)

過半数労働組合および過半数代表者に関する調査

調査は厚生労働省労働基準局労働関係法課からの研究要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 常用雇用者2人以上の(農林漁業、公務を除く)2万事業所

調査期間 2017 年 11 月 15 日~12 月 20 日

有効回収数 7,299 事業所 (有効回収率 36.5%)

No.185 (2018年12月)

企業の人的資産情報の「見える化」に関する研究

調査は厚生労働省労働基準局労働関係法課からの研究要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象

企業調査:産業別・従業員規模別に層化無作為抽出した従業員 100 人以上の企業 12,000 社 (農林漁業、公務除く)

労働者調査:調査対象企業で正社員8人に配付(計96,000人)

調査期間 2018年2月14日~3月2日

有効回収数

企業調査: 2,260 社 (有効回収率: 18.8%)

労働者調査:12,355人(有効回収率:12.9%)。

No.184 (2018年11月)

多様な働き方の進展と人材マネジメントの在り方に関する調査(企業調査・労働者調査)

調査は厚生労働省労働政策担当参事官室の要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調查対象

企業調査:従業員 100 人以上の企業 12,000 社(農林漁業、公務除く)

労働者調査:調査対象企業で正社員 8 人に配付、本人が直接返送 計 96,000 人

調査期間 2018年2月14日~3月2日

有効回収数

企業調査: 2,260 件(有効回収率: 18.8%) 労働者調査: 12,355 件(有効回収率: 12.9%)

No.183 (2018年10月)

ものづくり産業における労働生産性向上に向けた人材育成と能力開発に関する調査結果

調査は厚生労働省人材開発統括官からの要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 製造業の中の 11 の中分類産業について、産業別・規模別に層化無作為抽出した従業員 30 人以上の企業 20,000 社

調査期間 2017年 11 月 17 日~12 月 1 日

有効回収数 5,094 社 (有効回収率 25.5%)

No.182 (2018年8月)

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」及び「社会保険の適用拡大に伴う働き 方の変化等に関する調査」結果

厚生労働省年金局及び雇用環境・均等局の要請に基づき、アンケート調査を実施 個別企業の対応状況についても具体的に把握するため併行してインタビュー調査も実施 調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 16 の大分類産業について、産業別・従業者規模により層化無作為抽出した常用労働者を 5 人以上雇用している事業所 20,000 社、及び当該事業所に勤務する短時間労働者約 5.6 万人

調査期間 2017 年 7 月 21 日~9 月 7 日

有効回収数

事事業所調査:5,523 社(有効回収率 27.6%))

労働者調査:6,418 人(同 11.5%)

No.181 (2018年7月)

病気の治療と仕事の両立に関する実態調査(企業調査)

調査は労働基準局安全衛生部、職業安定局の要請研究の一環として実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 産業別・従業員規模別に単純無作為抽出した従業員規模 10 人以上の企業 20,000 社(農林漁業、公務に属する企業を除く)

> 回収された調査票のデータは、産業別・規模別に全国の企業数(総務庁統計局 「経済センサス」(H26 年基礎調査)) に一致するように復元処理

調査実施期間 2017年10月20日~11月8日

有効回収数 7471 社(有効回収率: 37.4%)

No.180 (2018年7月)

病気の治療と仕事の両立に関する実態調査 (WEB 患者調査)

調査は労働基準局安全衛生部、職業安定局の要請研究の一環として実施

調査方法 調査会社保有の登録モニターに対するインターネット調査 (スクリーニング 調査・本調査)

調査対象 15 歳以上 64 歳以下の就労者の男女で、過去 5 年間に疾患(がん・脳血管疾患・心疾患・肝炎・糖尿病・難病等)の登録のある者

調査実施期間 2017年11月2日~11月15日

有効回収数 本調査が 7,694 件 (SC: 19,959 件)。

No.179 (2018年3月)

企業の多様な採用に関する調査

調査は厚生労働省職業安定局雇用政策課及び同省人材開発統括官付若年者・キャリア 形成支援担当参事官室の要請に基づく調査研究の一環として実施

調査方法 調査票を人事担当者に送付し、回収する方法

調査対象 常用労働者 30 人以上を雇用している民営法人のうち、農林漁業および公務を 除く産業に属する 20,000 社

調査期間 2017年7月11日~7月28日

有効回収数 4,366 社 (有効回収率: 21.8%)

No.178 (2018年3月)

大学生・大学院生の多様な採用に対するニーズ調査

調査は厚生労働省人 材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室の要請に基づく調査研究の一環として実施

調査方法 調査会社保有の登録モニターに対するインターネット調査

調査対象 就職活動支援サイト「マイナビ」の保有するモニターで就職活動をしている (していた) 大学生及び大学院生 5,601 人

調査期間 2017年7月5日~7月13日

No.177 (2017 年 11 月)

ものづくり産業を支える企業の労働生産性向上に向けた人材確保・育成に関する調査結果

厚生労働省からの要請により、企業アンケート調査を実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 製造業のうち中分類 11 産業に属する従業員数 5 人以上の企業 20,000 社 調査実施期間 2016 年 11 月 17 日~12 月 5 日 有効回収数 5,565 件 (有効回収率 27.8%)

No.176 (2017年11月)

「イノベーションへの対応状況調査」(企業調査) 結果及び「イノベーションへの対応に向けた働き方のあり方等に関する調査」(労働者調査) 結果

調査は厚生労働省労働政策担当参事官室の要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 企業調査は産業別・従業員規模別に層化無作為抽出した常用労働者 100 人以 上の企業 12,000 社

労働者調査は調査対象企業の正社員8人(計96,000人)

有効回収数 企業調査:2,505件(有効回収率:20.9%)

労働者調査:12,839件(有効回収率:13.4%)

No.175 (2017年10月)

子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2016 (第4回子育て世帯全国調査)

No.174 (2017年10月)

企業の転勤の実態に関する調査

調査は厚生労働省雇用環境・均等局(当時、雇用均等・児童家庭局)の要請にもとづく課 題研究の一環として実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 企業調査:常用労働者 300 人以上の企業 10,000 社

正社員調査:調査対象企業で転勤経験のある正社員8人に配付(計80,000人)

調査期間 2016 年 8 月 19 日~ 9 月 9 日

有効回収数 企業調査:1,852件(有効回収率:18.5%)

正社員調査:5,827件(有効回収率:7.3%)

No.173 (2017年8月)

人材育成と能力開発の現状と課題に関する調査結果(労働者調査)

調査は厚生労働省職業能力開発局(現・人材開発統括官)からの研究要請を受けて実施

調査方法 調査会社保有の登録モニターに対するインターネット調査

調査対象 15 の大分類産業に属する従業員 5 人以上の企業に勤務する 18 歳~65 歳の 正社員および直接雇用の非正社員 1 万人

調査期間 2016年 11 月 10 日~2016年 11 月 15 日

No.172 (2017年8月)

人材育成と能力開発の現状と課題に関する調査結果(企業調査)

調査は厚生労働省職業能力開発局(現・人材開発統括官)からの研究要請を受けて実施 調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 産業別・規模別に層化無作為抽出した従業員数 5 人以上の企業 20,000 社 調査期間 2016 年 9 月 16 日~2016 年 10 月 5 日

有効回収数 6,852 件(有効回収率 34.3%)

No.171 (2017年6月)

「改正労働契約法とその特例への対応状況 及び 多様な正社員の活用状況に関する調査」 結果

厚生労働省(労働基準局労働関係法課)からの要請に基づき、改正労働契約法の全面施行より3年半、特例の施行から1年半を経過した時点の状況の把握

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 15 の大分類産業について、産業別・従業者規模により層化無作為抽出した常 用労働者を 10 人以上雇用している民間企業 30,000 社

調査期間 2016 年 10 月 5 日~11 月 14 日

有効回収数 9,639 社 (有効回収率: 32.1%)

No.168 (2017年3月)

雇用保険受給者等の就職の実態一雇用保険受給資格取得者実態調査一

厚生労働省より雇用保険の受給資格取得者を対象とした雇用保険受給後の実態等についての調査依頼があり、厚生労働省、ハローワークの協力を得ながら、当機構においてアンケート調査を実施

調査方法 ハローワークから平成 25 年度の雇用保険受給資格取得者へ調査票を送付する 形での郵送調査

調査対象 2013 年度に各ハローワークにおいて雇用保険の受給資格決定を受けた者(全国で約10,000人)、調査対象者はハローワークが任意に抽出 2013 年度の雇用保険の受給資格決定件数1,665,847件のうちの約0.6%

調査期間 2016年8月19日~9月2日

有効回収数 2,304 人(有効回収率 約 23.0%)

No.166 (2017年3月)

ものづくり産業における労働生産性向上に向けた人材確保、定着、育成等に関する調査結果

厚生労働省からの要請もあり、企業アンケート調査を実施

調査方法 郵送による調査票の配布・回収

調査対象 製造業の中の 11 の中分類産業について、産業別・規模別に層化無作為抽出した従業員 10 人以上の企業 20,000 社

調査期間 2015年11月30日~12月18日

有効回収数 5,785 件 (有効回収率 28.9%)

No.165 (2017年3月)

ものづくり企業の経営戦略と人材育成に関する調査

調査は 厚生労働省の要請により実施

調査方法 郵送による調査票の配布・回収

調査対象 製造業の中の 11 の中分類産業について、産業別・規模別に層化無作為抽出した従業員 10 人以上の企業 20,000 社

調査期間 2014年11月28日~12月19日

有効回収数 4,280 件 (有効回収率 21.4%)。

No.163 (2017年1月)

組織変動に伴う労働関係上の諸問題に関する調査—企業アンケート調査・労働組合アンケート調査編—

調査研究は、厚生労働省の要請により、組織変動に伴う労働関係に関する政策的対応の議 論に資することを目的として実施

調査方法 郵送による調査票の配布・回収

調査対象 企業アンケート調査:常用労働者 100 人以上の企業 10,000 社 2015 年 12 月 15 日~2016 年 1 月 15 日に実施

> 労働組合アンケート調査:労働組合員数 100 人以上の単位組織組合及び単一 組織組合の単位扱組合から無作為抽出した 2,985 組合

> > 2016年1月5日~1月25日に実施

有効回収数 企業アンケート調査:1,567票(有効回収率15.7%) 労働組合アンケート調査:667票(有効回収率23.1%)

※この他、ヒアリング調査(企業、労働組合)を実施。

No.162 (2016年12月)

「人材 (人手) 不足の現状等に関する調査」(企業調査) 結果 及び「働き方のあり方等に関する調査」(労働者調査) 結果

調査は厚生労働省労働政策担当参事官室の要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配布・回収

調査対象 産業別・規模別に層化無作為抽出した、30人以上規模の企業 1.2 万社、及び 同企業の正社員6万人 有効回収数 企業調査:2,406社(有効回収率 2.07%)

労働者調査:7,777人(有効回収率13.0%)

No.161 (2016年12月)

企業の人材ニーズ等に関する調査

厚生労働省職業安定局雇用政策課からの要請に基づき、企業の人材ニーズ等に関する調 査を実施

調査方法 郵送による調査票の配布・回収

調査対象 常用労働者 30 人以上を雇用している企業のうち農林漁業、公務を除く産業 (業種)について、産業別・規模別に層化無作為抽出した、30 人以上規模の 企業属する 18,000 社

調査期間 2014年10月21日~12月12日

有効回収数 3,775 社(有効回収率 21.0%)

No.158 (2016年8月)

「企業の人材育成・教育訓練等の広報及び情報の公表に関する調査」結果概要

調査は厚生労働省職業能力開発局の要請を受けて実施

調査方法 郵送による調査票の配布・回収

調査対象 東京証券取引所の上場企業(海外企業を除く) 3,502 社

調査期間 2016年2月~3月

有効回収数 390社(有効回収率 11.1%)

No.157 (2016年5月)

企業における外国人技能実習生の受入れに関する調査

調査は厚生労働省職業能力開発局外国人研修推進室の要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配布・回収

調査対象 厚生労働省から提供された外国人技能実習生の技能実習実施場所(個人経営 を含む)の技能実習指導員

調査期間 2014 年 11 月 10 日~11 月 30 日

有効回収数 9,909 人 (有効回収率 44.2%)

No.154 (2016年5月)

離職者訓練(委託訓練)に関する調査研究―訓練施設・訓練受講者のアンケート調査結果―

調査は厚生労働省職業能力開発局 能力開発課の要請を受けて実施

訓練を実施している施設および訓練受講者を対象としたアンケート調査

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 1回目調査: 委託訓練をしている 1,038 施設と当該施設で受講をしていた受講 者

2回目調査: 受講者

調査期間 1 回目調査: 2014 年 11~12 月 2 回目調査: 2015 年 6~7 月

有効回収数 施設調査:601(有効回収率 57.9%)

受講者調査:6,846 人(有効回収率 46.7%)

No.153 (2016年5月)

介護者の就業と離職に関する調査

調査は厚生労働省雇用均等・児童家 庭局からの要請にもとづく緊急調査として実施 調査方法 調査会社保有の登録モニターに対するインターネット調査

調査対象 介護休業が企業に義務づけられた 1999 年 4 月以降に家族の介護を開始し、 2010 年 7 月以降に家族の介護を終了した時点で 20~64 歳の男女 2,000 人 調査期間 2015 年 7 月 23 日~8 月 28 日

有効回収数 有業者 :1429 人 (有効回収率 71.5%) 無業者 :571 人 (有効回収率 28.6%)

No.151 (2016年5月)

「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」結 果

調査は厚生労働省からの研究要請に基づき実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 15 の大分類産業において、産業別・規模別に層化無作為抽出した、常用労働者を 50 人以上雇用している民間企業 20,000 社

調査期間 2015 年 7 月 27 日~9 月 11 日

有効回収数 4,854 社(有効回収率 24.3%)

No.150 (2016年5月)

妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査結果

調査は厚生労働 省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課からの要請を受けた緊急調査と して実施

調査方法 郵送による調査票の配付・回収

調査対象 産業別・規模別に誤差率が 5%以内となるように層化無作為抽出した従業員 10 人以上の民営企業 6,500 社、及び当該企業に雇用される 25 ~44 歳の女 性労働者(最大 26,186 人)

調査期間 2015 年 9 月 14 日~10 月 4 日

有効回収率 企業: 1,711 社(有効回収率 26.3%)労働者: 4,654 人(有効回収率 17.8%)

白書等からの委託調査の状況

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「在宅就業調査」(平成 24・25・26 年度 厚生労働省委託事業)

対象者:全国の在宅ワーカー (15~69歳)

調査方法:インターネットによる Web アンケート方式

調査時期: 2012 年 9 月 有効回収数: 1,239 件 調査時期: 2013 年 10 月 有効回収数: 1,236 件

平成 30 年版過労死等防止対策白書

- ・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所に設置されている過労死等防止調査研究センターにおいて、全国の都道府県労働局・労働基準監督署より、脳・心臓疾患と精神障害の平成 22 (2010) 年1月から平成 27 (2015) 年3月までの調査資料を収集した。
- ・労働・社会面からみた過労死等の調査・分析を行うため、平成 27 (2015) 年度から、委託事業として企業及び労働者に対するアンケート調査を実施している。

平成 29 年版過労死等防止対策白書

・過労死等の実態を把握するためには、医学面の調査研究のみならず、労働時間だけでなく、生活時間の状況等も含めた労働・社会面からの調査研究も必要であるため、本調査研究については、平成27(2015)年度から厚生労働省が委託して実施している。平成28年度は、①法人役員、自営業者に対するアンケート調査、②自動車運転従事者、外食産業の企業・労働者に対するアンケート調査、③平成27(2015)年度の調査結果の再集計・分析を実施した。なお、本調査研究を進めるに当たり、経済学、労働衛生等の専門家5名からなる検討委員会を設け、アンケートの対象、調査項目、実施期間、集計方法及び平成27年度の調査結果の分析手法の検討を行うとともに専門的見地から調査結果を分析し、取りまとめた。

資料 6 公的統計に関する臨時委員会開催記録(第1部資料編を再掲)

第1回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年4月9日(火)午後6時~8時

会議室: 早大3号館8階810教室

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿 広計, 山本 渉, 美添泰人

(オブザーバー) 竹内 啓, 門間一夫, 櫨 浩一

(陪席) 赤平昌文, 西郷 浩

議題

- 1 臨時委員会の設置について
- 1.1 日本統計学会声明の趣旨説明
- 1.2 臨時委員会の構成について
- 2 日本統計学会春季集会における特別セッションについて
- 3 検討課題の整理
- 4 その他
- 4.1 とりまとめ方針
- 4.2 今後の予定

資料

- (資料1) 日本統計学会声明
- (資料2) 日本統計学会臨時委員会細則・代議員会連絡
- (資料3) 日本統計学会春季集会資料(その1) 西郷理事長
- (資料4)日本統計学会春季集会資料(その2)舟岡・美添(プレゼンテーションスライド)
- (資料 5) 日本統計学会春季集会資料(その 3) 舟岡(WebRonza)
- (資料 6) 日本統計学会春季集会資料(その4)美添(ローテーションサンプリングについて)
- (資料7) 渋谷正昭会員から学会会長あての意見
- (資料8) 厚生労働省特別監察委員会報告書および概要
- (資料9)総務省「基幹統計の点検及び今後の対応について」
- (資料 10) 公的統計に関する臨時委員会において確認し議論する事項(舟岡案)

第2回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年4月17日(水)午後2時30分~6時30分

会議室: 青山学院大学 8 号館 6 階経営学部 GB 研セミナールーム

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿 広計, 山本 渉, 美添泰人

(オブザーバー) 竹内 啓, 門間一夫, 櫨 浩一

議題

- 0 前回委員会概要の確認
- 1 専門家からの意見聴取(第1回)
- 1.1 竹内啓先生(東京大学名誉教授)
- 2 検討課題の整理
- 2.1 委員会全般について
- 2.2 具体的な議論の内容について
- 2.3 その他
- 3 とりまとめ方針
- 4 今後の予定

資料

(資料 0) 第 1 回委員会議事概要案

第3回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年4月24日 (水) 午後6時~9時20分

会議室: 青山学院大学 8 号館 6 階経営学部 GB 研応接室

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿 広計, 山本 涉, 美添泰人

(オブザーバー) 櫨 浩一

(招待者) 稲葉由之

議題

- 0 前回委員会概要の確認
- 1 専門家からの意見聴取(第2回)
- 1.1 櫨 浩一氏 (ニッセイ基礎研究所)
- 1.2 稲葉由之教授(明星大学)
- 2 検討課題の整理
- 2.1 委員会全般について
- 2.2 具体的な議論の内容について
- 2.3 その他
- 3 とりまとめ方針
- 4 今後の予定

資料

(資料 0) 第 2 回委員会議事概要案

(資料1)「利用者の視点から見た公的統計」(櫨浩一)

(資料 2) 「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」にお

ける議論内

容(稲葉由之)

(資料3)毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会,資料の一部(第1回,第2回,第7回)

(資料 4) 「毎月勤労統計調査等関係資料 (2019 年以降) の URL」(舟岡史雄)

第4回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年5月8日(水)午後6時~9時20分

会議室: 青山学院大学 8 号館 6 階経営学部 GB 研セミナールーム

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿広計, 山本渉, 美添泰人

(オブザーバー) 西郷浩, 門間一夫, 櫨浩一

(招待者) 稲葉由之, 桑原廣美, 牛尾義法, 樋田勉

議題

- 0 前回委員会概要の確認
- 1 専門家からの意見聴取(第3回)
- 1.1 桑原廣美氏(元総務省政策統括官室)
- 1.2 牛尾義法氏(元総務省政策統括官室)
- 1.3 樋田勉教授(獨協大学)
- 2 検討課題の整理
- 2.1 委員会全般について
- 2.2 具体的な議論の内容について
- 2.3 その他
- 3 とりまとめ方針
- 4 今後の予定

資料

- (資料 0) 第 3 回委員会議事概要案
- (資料1) 厚生労働省「毎月勤労統計調査に関する公開情報の所在」
- (資料2)桑原廣美「統計不正と統計調査の審査について | および資料
- (資料3) 照井道郎「統計主事の問題に関するメモ」
- (資料 4) 樋田勉「毎月勤労統計調査の改善に関する検討会における議論の経緯 |
- (資料5) 舟岡史雄「もぐり調査のリスト」

第5回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年5月15日(水)6時30分~9時20分

会議室: 統計質保証推進協会会議スペース 東京都千代田区神田神保町 3-6 Y's ビル 3 階

出席:

(委員) 舟岡史雄,椿広計,山本渉,美添泰人 (オブザーバー) 竹内啓,門間一夫,櫨 浩一 (招待者) 会田雅人,鈴木督久

議題

- 0 前回委員会概要の確認
- 1 専門家からの意見聴取(第4回)
- 1.1 門間一夫氏 (みずほ総合研究所)
- 1.2 鈴木督久氏(日経リサーチ)
- 1.3 会田雅人氏(元総務省統計局長)
- 2 検討課題の整理
- 2.1 委員会全般について
- 2.2 具体的な議論の内容について
- 2.3 その他
- 3 とりまとめ方針
- 4 今後の予定

資料

(資料 0) 第 4 回委員会議事概要案

(資料 1) 門間一夫「利用者視点から見た政府統計の問題点」

(資料2) 会田雅人「提出資料」

(資料3)鈴木督久「統計不正問題の分解 |

第6回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年5月20日(月)2時~5時

会議室: 青山学院大学 8 号館 6 階経営学部 GB 研セミナールーム

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿広計, 山本渉, 美添泰人

(オブザーバー) 西郷浩, 門間一夫

(招待者) 稲葉由之

議題

- 1 検討課題の整理
- 1.1 委員会全般について
- 1.2 具体的な議論の内容について
- 1.3 その他
- 2 とりまとめ方針
- 3 資料編

4 今後の予定

資料

(資料 0) 第 5 回委員会議事概要案

第7回 公的統計に関する臨時委員会

日時: 2019年5月20日(月)6時~9時

会議室: 青山学院大学 8 号館 6 階経営学部 GB 研セミナールーム

出席:

(委員) 舟岡史雄, 椿広計, 山本渉, 美添泰人

(オブザーバー) 西郷浩

(招待者) 稲葉由之

議題

- 1 報告書の構成
- 2 今後の予定

一般社団法人日本統計学会 公的統計に関する臨時委員会 委員名簿

委員

竹村 彰通 (滋賀大学 データサイエンス学部 教授)

椿 広計 (統計数理研究所 所長)

(副委員長) 舟岡 史雄 (信州大学 名誉教授)

山本 涉 (電気通信大学 大学院情報理工学研究科 准教授)

(委員長) 美添 泰人 (青山学院大学 経営学部 プロジェクト教授)

オブザーバー

竹内 啓 (東京大学 名誉教授)

櫨 浩一 (株式会社 ニッセイ基礎研究所 専務理事・エグゼクティブ・フェロー)

門間 一夫 (みずほ総合研究所株式会社 エグゼクティブエコノミスト)

協力者

會田 雅人(公益財団法人統計情報研究開発センター 専務理事)

稲葉 由之(明星大学経済学部教授)

牛尾 義法 (元総務省政策統括官室)

桑原 廣美 (公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 研究員・元総務省政策統括官室)

鈴木 督久 (株式会社日経リサーチ 取締役常務執行役員)

樋田 勉 (獨協大学 経済学部 教授)